

刑 政

第 四 十 四 卷 第 六 号 第 六 号

| | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|---------------------|---------|------------|-------------|----------------------|-----------------------------|---------------|-------------------|-------------------|--------------|------------|-------|
| 海外異聞録——讀者の頁——刑政俳壇——家庭の頁—— 敘任辭令 | 刑政改題十週年記念懸賞當 選論文 | 假釋放審査規定 | 指紋の研究に就て | 行 刑 小 話 | イリノイズ・プリズン・ラ イオット | オスボーンの建設したプリ ズン・コムミュニテイー | 不良兇悪囚の調査(十) | て 行刑と體育運動の施行に就 | 訴處分と執行猶豫 | 刑罰の本質より觀たる不起 | 行刑法改正の基調問題 | 卷 頭 言 |
| | 115 | 109 | 出口米吉 75 | 玖波文一郎 67 | ウインスロップ・ レーン | フランク・ タンネンバウム | 吉 益 脩 夫 42 | 石 清 水 一 雄 27 | 尾 後 貫 莊 太 郎 16 | 正 木 亮 4 | 正 木 亮 2 | |

財團 法人 刑 務 協 會 發 行

昭和六年五月二十八日印刷
昭和六年六月一日發行
第四十四卷 第六號

!!! 現出書威權高最の界刑行

司法省行刑局長 松井和義
東京帝大教授 牧野英一 編纂

行刑論集

↓「刑政」第五百號記念大論文集↑

◎序文 清浦博伯
◎菊判 花野博士
◎定價 美本七百七十二頁
並上製三圓四拾錢

最近刑事學の重點が、行刑に遷ることになつたことには、最早疑はない。實證を離れて行刑の存在はない。特別豫防を省みない刑事政策は累犯防止に對しては殆んど意義がない。そこに歐米各國が行刑制度の研究、その設備の完成に精進しつゝある所以があるのである。我國に於ても行刑に關する問題が、朝野識者の耳目を集める事になつたがそれは結局社會の要求に外ならないのである。茲に於て、斯界の唯一の指導、研究機關として、明治廿一年より四十餘星霜の間、刑事思潮を醸成してゐた我が「刑政」は第五百號發刊を記念して、斯界に劃期的貢獻を爲す可くここに「行刑論集」を刊行することに決した。執筆人は孰れも斯界の權威者、その内容は行刑の各方面の問題を網羅し之を一巻に納め盡して居る。われは茲にわが國に於ける唯一の實證的な參考書の編纂されたことを自誇したい。

殘本僅少

| | | | |
|---------------|-------|-------------|-------|
| 教育方法としての刑罰と法律 | 牧野英一 | 近代的自由型の誕生 | 瀧川幸辰 |
| 關係としての刑罰 | 豊島直通 | 未決勾留に就て | 小野清一郎 |
| 少年處分の斷片 | 正木亮 | 教育に於ける作業の地位 | 吉田熊次 |
| 少安處分 | 森山武市郎 | 行刑衛生に就て | 芥川信 |
| 刑務作業に對する教化的考察 | 河邊湛然 | 累進制に關する或考察 | 椎名通藏 |
| 監獄に於ける累進制 | 住江敬義 | 不決定時期 | 泉宅新熊 |
| わが國に於ける累進制 | 古畑種基 | 精神病學と刑務 | 三宅一 |
| 指罪の社會的觀察 | 勝水淳行 | 精神病學と刑務 | 大原鐵 |
| 我國に於ける懲役の沿革 | 小松吉 | 釋放者保護事業概観 | 岡部昇 |
| 國際刑務會議 | 木村龜二 | 監獄の沿革 | 松井和義 |

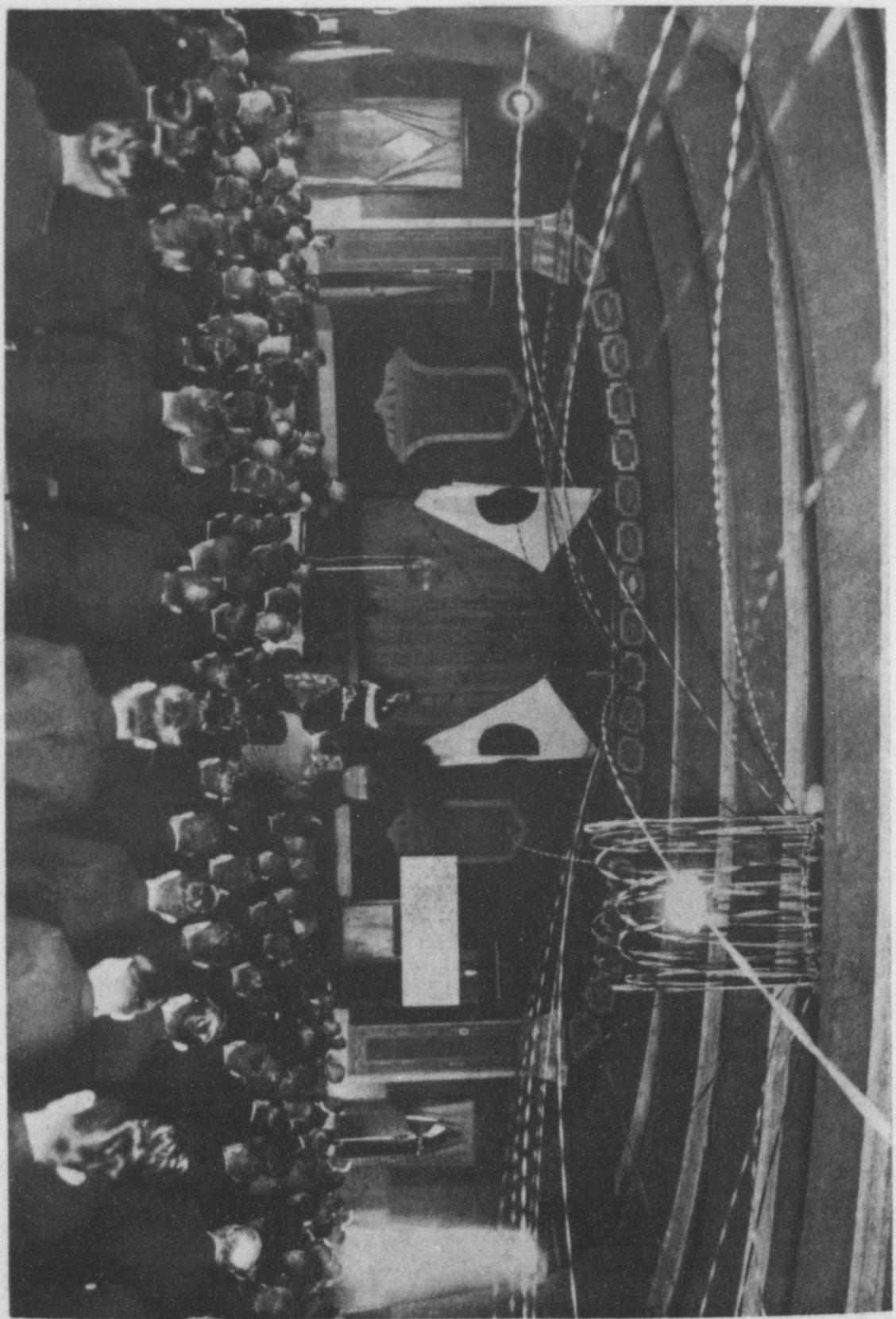
發行所

東京市麴町區西日比谷町一

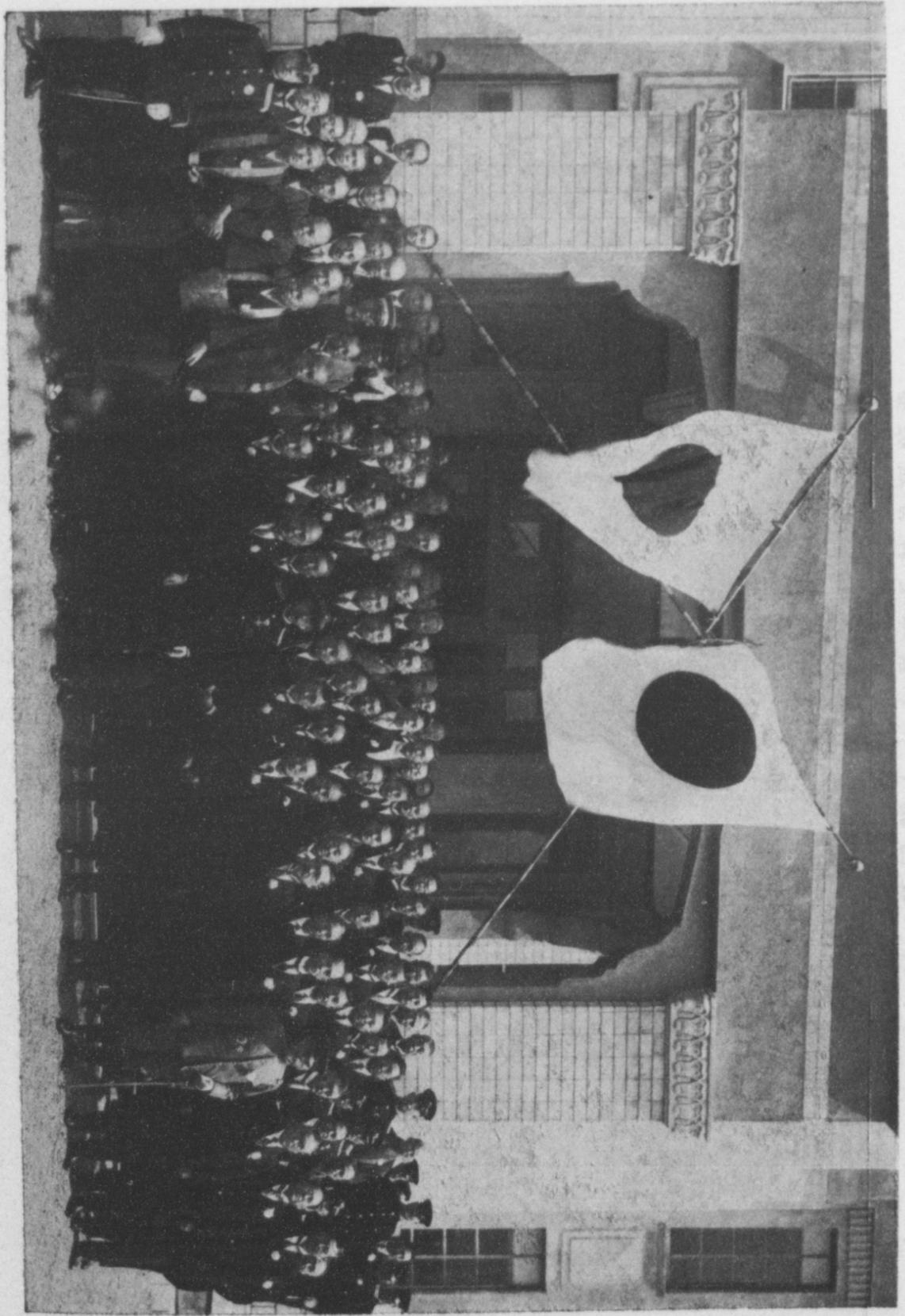
東京市神田區一ツ橋通五

刑務協會 有斐閣

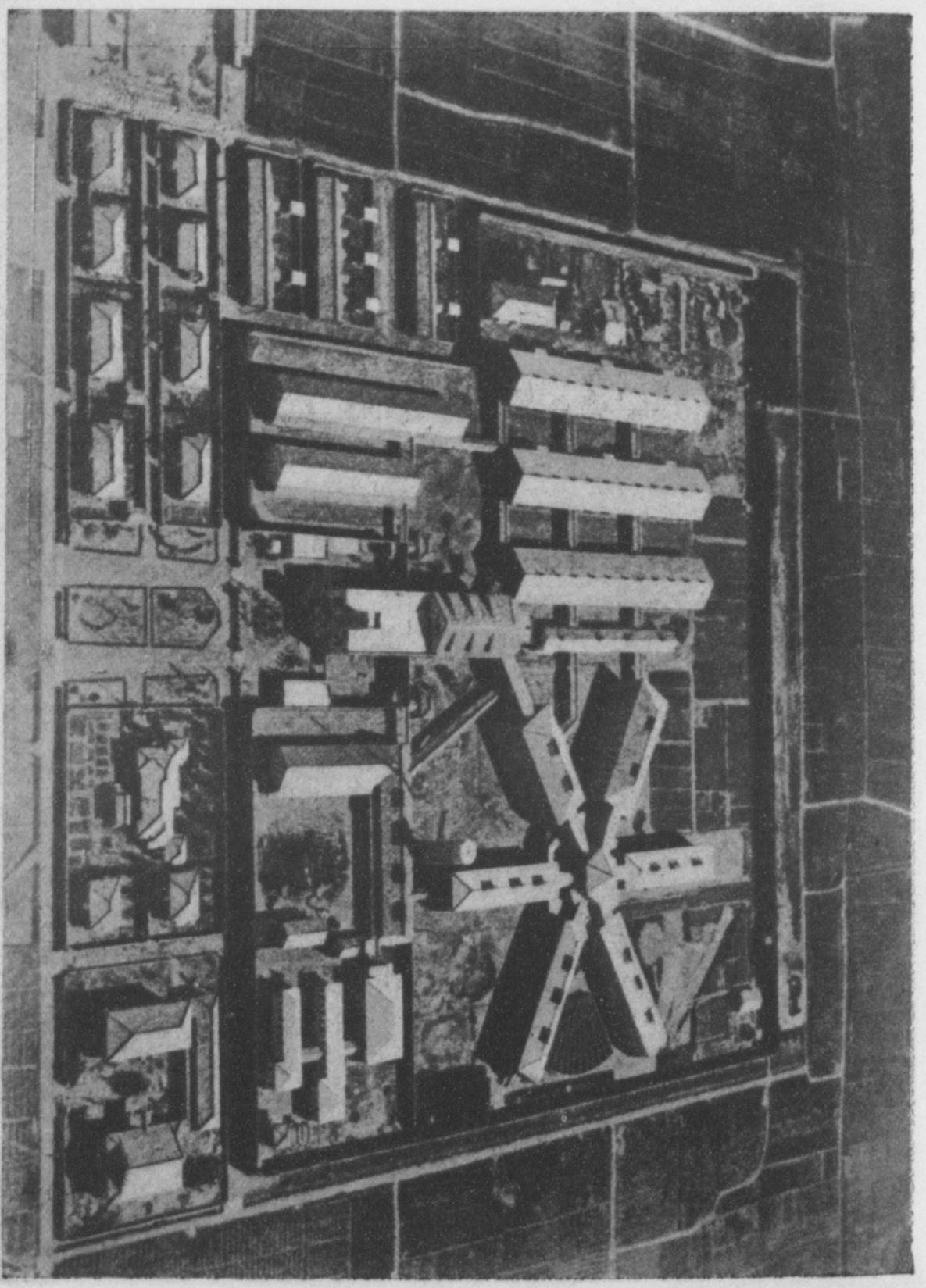
電話銀座座二三三四番
振替東京二五〇五九番
電話九段三三三七〇番
振替東京三三三七〇番



(日六十二月三) 式成落築新所務刑都京



（影撮念記賓來） 式成落築新所務刑都京



所務刑阜岐るた見りよ上機行飛



行刑の家庭關係への進出

四月三十日わが行刑當局は監獄法施行規則中接見及信書發受に關して一部の改正を試みられた。
 目下監獄法は改正の途中にあるのだがそのなるを待たずして急いでその一部の改正を敢行されたことに付き、わたくしは特に當局の意圖を押しはかつて置かねばならぬのである。
 此の度の改正の主眼とするところは接見方法の緩和と受信度數の増加とであるといふことが出来ると思ふ。そこでわたくしは主張の基點をその二つに置いて論議を進めて見たい。
 惟ふに、行刑の主たる目的が犯人を社會から隔絶することにあることは今更いふまでもない。同時にまたその主たる目的が犯人を改化遷善せしむることであることも今更問題ではないのである。さうなるとここに行刑の目的の中心は二つあることになるが事物に二つの中心があることは物理的に絶対にあり得べからざることなので、行刑のこの二つの中心はいづれか一方に中心がうつされねばならなかつたのである。
 わが行刑制度に於てかやうな状態を演じて居た代表的なものは實に接見方法であつたのである。即ち接見は隔離作用と調和する爲めに成るべく少い度數に於て、成るべく嚴重な見張の下に行はるべきであつたが、さてその改善作用の點から見れば成るべく多い度數に於てなるべく接見者の感情を害せざる方法によつて行はるべきであつたのである。
 不幸にして從來はむしろその前者の方法が選ばれて居た。ところが、最近十年の行刑思潮は隔離作用よりも改善作用に中心が傾いた。さうして改善作用の高調は同時に家庭への連絡といふことを特に意識せしむることとなつたのであ



る。家庭を度外視して眞の改善が期待せらるべきでないといふことはケルバー女史が例證し、チニルヘルが絶叫して居る。
 更に法律制度としては休暇といふことが實現することとなつて來た。それによつて自由刑に隨伴するところの家族刑即ち父母を奪はるる子女の不幸、子を奪はるる父の悲哀を救はうとするのである。具體的に言ふと法律制度として擡頭して來た休暇制度は罪九族に及ぶべからざる自由刑制度を確立するが爲めの新傾向なのである。

皮想に觀察すれば囚人に休暇を與へるといふことは刑罰の特質を害するものだと思はれるかも知れないが罪なくして囚人の九族の生活を奪ふ今日の自由刑を法治國的に合理化するにはそれ以上にさしあたり良法はあるまい。國家は徒らに自由刑といふ漠然たる概念の蔭にかくれて可憐なる彼の家族を苦しめるの日を續くべきではない。その日を續くこと長ければ行刑制度はその危期に瀕し行くの早きを思はねばならぬのである。

わが行刑當局は少くともこの論理に著眼して居られるのではあるまいか。今日のわが法律を以てしては到底休暇制度を許さるべきではない。況んや囚人の性慾問題の解決などは思ひもよらぬことではあるが、さりとてその釋放後に歸り行くべき家族との接渉を從來のままに放擲すれば行刑は彼を改善するどころか彼と家族との永久の決裂を培ふものである。行刑當局の此の度の改正の基本は實にその點の解決にあつたのである。接見の立會を緩和し、受信の度數を増加することは徒らに夫妻の性的交渉を許さうといふのでもなく、素らな通信までも許さうといふのでもなくて只囚はれたる人とその家族の者達との間に眞情を吐露せしむるの機會を與へ、行刑に於ける家族復歸の方法を豊かならしめんが爲めに外ならなかつたのであつたとわたくしは考へて置きたい。

昭和六年五月十八日夜

正 木 亮



行刑法改正の基本問題

正木 亮

一、 はしがき

昭和六年五月十五日の朝新聞紙上に公表された民政黨の司法制度改善案の一として行刑制度に關するものがあつた。それによると現在の行刑は徒らに歐米の模倣に陶醉しわが國是に離らるることが遠いから、今後これをわが國の思想に適合せねばならぬといふ意味であるらしい。わたくしももちろん行刑をわが國の思想に適合せしめることに付ては極めて賛意を表するものである。否むしる行刑はその點を目標としなければ意義はないとまで考へて居るのである。

しかし、わたくしは民政黨によつて公表された如く今日の行刑が果して徒らに歐米を模倣して居るか否かに付てはいささかの見解を異にするものがある。なるほど形式的な點から今日の行刑を観察する人々は小菅刑務所の建造物が甚しく歐化して居る點、又最近新聞紙上に誤傳されて居る囚人に對する處遇の緩和(一)等によつて今日の行刑がわが一般思想を遠く離れるものがあると思はれるであらう。わたくしは民政黨案なるものがさやうな形式的な見解の上に立つて居るのだとすれば茲に行刑の生命の爲めに一言を差し挾んで置かねばならぬのである。

惟ふに、行刑はその國に於ける思想の結晶である。だから、いくら歐米の思想を植を付けようとしてもその國にその思想に融和するだけの思想が培はれて居ない以上、決してその模倣は成功するものではない。顧みれば明治初年の行刑も、明治末期のそれも乃至は今日の行刑も歐米の思想様式をとり入れたことは事實である。然し靜かに過去二百年の日本の刑罰思想を回顧すれば既に歐米の思想に合化すべきものをわが國民自體に於て作り出して居たのである(二)。わが國民の作り出して居る思想と外國思想及び様式との合化は單なる外國ものの模倣ではなくてそれは一の修飾である。行刑を素樸的なものとして残さうとすればそれは鎖國政策としては意義があらうが、しかし文化國としての日本の存在の爲めにはその修飾は必要なる要件である。われわれが日頃外國行刑を参考にし國際會議に参加して居るのは(三)實に、かやうな意味から來るので、われわれのかやうな文化事業を有害だとして素樸的な行刑にひきもどさうといふ目的がその案にあるのならわれわれ刑務官は之に對抗して行刑の眞の行衛を守る必要があると思ふ。

此にわたくしは最近に於けるわが刑事學界の刑罰思想を瞥見して見たいと思ふ。わが刑事學界に於ては瀧川教授の言を藉りていへば牧野博士を中心とする教育刑論者(四)を除き多くは應報主義を主張されて居るやうである。殊に、實際に於ても亦理念としても刑罰が教育であるといふ考へを否定される瀧川教授(五)と刑罰は犯人に不愉快乃至痛苦を與ふるものだと言はれる田中教授(六)とは共に刑罰の應報性を維持される點に於て同斷であると思ふ。

刑法に於ける行刑中心主義と應報主義との對立は既に長い間の鬭争なので今更ことごとく争はれるのが不思議であるやうにも思はれるが、しかし刑罰思想が人類を對象とする限り、さうして刑罰の効果がさまざまにあらはれる限りその争ひはいつまでも續くことであるだらうと思ふ。しかし、殊に最近に於てそれが目立つて相争はれるのは教育刑論者の著しき活躍に基いて居るのだといひ得るだらうと思ふ。何となれば教育刑論者の活躍は延ひて個人の保護と教育との範圍が擴大されるし、その擴大は更に又個人の生存が普通人化するからである。教育刑論者にとつてはそれは當然の歸結であるが、しかし社會一般の犯罪防壓を思想的に憂慮する人にとつては犯人の生活が普通人化せられると後車の覆轍は決して防ぎ得られるものではないと考へるのである。さてこそ、彼等は行刑中心の刑法に對抗せざるを得なくなるのである。なぜなら、少くとも一般豫防の價値と特別豫防の價値とを五分五分にして置かねば刑法の對社會作用が期待されなくなるからである。

しかし、應報論者も決して行刑を閉却しようとするのではない。それは只刑罰思想の僅かなる延長として、或は單なる政策の問題として乃至は刑罰思想とは別個の問題として之を改良する必要があるのだといふ^(九)。わたくしは刑罰そのものと行刑とが區分して考へ得らるるや否やがどうしても合點が行かないのである。自由刑即行刑なのだから若しも一般豫防に重きを置くべきならば行刑も亦社會へのみせしめとして苛酷なものであり改良の餘地を見出すべきではないのである。それが刑罰思想の延長としてでも、かりそめにもそこに改良の餘地を與へ

ようとする人は最早そこに教育刑の理論を幾分肯定したことになるのだと思ふのである。とにかく、先きにあげた民政黨の改良案にしる、應報論者のいふところにしる行刑の進化が社會一般の生活状態の上に出ることは世人をして監獄入りを志願せしめ刑罰は犯罪を防壓するどころかむしろ犯罪を増加することになるといふ憂を抱くのではなからうかと思ふ。しかし、わたくしは行刑が改良され殊に囚人處遇が善化される事によつて世人が監獄志願を爲すやうになるとは考へないし、その争ひは今直ちに結著するものでもないから茲には之を行刑學徒としてのわたくしの立場から論じて見ようと思ふ。だから、此の論文は名題を或は行刑の立場より見たる刑罰思想とした方がいかとも思ふが、今着手されて居る監獄法改正への貧者の一燈として見れば行刑法改正の基本問題とすることも亦時宜に適したものではなからうか。

(一) 昭和六年五月十五日朝刊東京朝日新聞によれば「行刑に關しては近時徒らに歐米の模倣に墮し刑事政策上の目的に副はざる點少からずよろしく本邦固有の思想慣行」等を尊重し恩威併行の制度となすの必要ある點」と公表された。

(二) 本年一月以降新聞紙は囚人の性慾問題の調節、飲酒及喫煙の許可が近く實施されると報じて居るが、恐らく誤傳であると思ふ。現在の行刑はそこまで進むまでに然して居らぬし、學問上未決の問題であるから近々實施されることはあり得ないが、その誤傳と外國に於ける實例とが結び付けられてわが行刑に對する批難になつて居るのは事實である。此等に關する學問上の研究としては拙稿「社會思想に映じた行刑上の二問題」(行刑思潮第三卷第五號) 第四頁以下。

(三) 拙稿「行刑六十年の足跡」(法律時報第三卷第四號) 第一五頁。

(四) 國際監獄會議への参加に關する歴史は拙稿「國際監獄會議」(法學志林第二六卷第

十一號第四六頁註

(五) その論者として瀧川教授は木村學士、常盤學士及びわたくしを擧げて居られる。同教授一九三〇年の刑事學界の回顧(法律時報第二卷第一二號)第二九頁。

(六) 瀧川教授前掲同頁、「確信犯人と教育刑」(法學論叢第二卷第四號)第二九頁。教授の教育刑否定は確信犯人に對する教育不可能なことが特にその思想をかためたものらしい(第一九頁)。殊に教授は「確信犯人の方向轉換は望まれない」と斷定して居られるが、われわれ刑務官は方向轉換を望まれないからといって教化作用を決して捨てては居らない。同じく全く思想の根柢を異にするソグイェトのイゾリールングスアンスタルトに於ける反改命者に對する處遇も教化作用を全く捨て、は居らぬ。そこに行刑の教育性が認められ同時に刑罰教育の原理が存在するのである。瀧川教授は高津正道氏の「無産階級と宗教」の一節によつてわが行刑の非教育的事實を擧げて居られるが、わたくしから見たその批難は「丁度ソグイェト、ロシアの行刑を批難する爲めに書かれたソグイェト、ロシアの牢獄」(中島信氏譯)に類するものだと思ふ。理念はとにかく事實上わが監獄の教育作用を否定するためには一政治犯の一手記だけでは定まらないので、第三者の立場に立つての教授の冷靜な實地研究からのみ割り出されるものだと思ふ。

(七) 田中教授「法律學概論」(法學全集第三十六卷)第一六九頁。前提となるのである。牧野博士「教育方法としての刑罰と法律關係としての刑罰」(行刑論集)追頁第四三頁。

二、刑務官の據るべき刑罰觀念

一般の刑罰觀念に關する論争はとにかくとして直接行刑にたづさはるわれわれとしてはどんな刑罰觀念に據ればいいか。今更いふまでもないことだが、刑罰は一般豫防と特別豫防とから成り立つて居る。前者は社會一般を警戒し、後者は犯人個人の悪性を除去する作用である。わたくしと雖、刑罰から一般豫防を全然避けしめようといふのではない。刑罰が強制的であり、その教育法が特殊なものである限り、それによつて世人が警戒されることは決して否定出来るものではないと思ふ。しかし刑罰を執行する者がその點に重きを置いて執行すると、稍もすれば犯人に對する處置は苛酷となり、犯人教育は到底徹底するものではない。時に苛酷な處遇から翻然悔悟する者があれば、それは處遇の效果にあらずして犯人の胸奥に存するところの個性の偶然的發露であるが、多數の心情は反つて不曲される。

刑罰が強制的なものであるとしても、それが教育である限りは教育たるべき要件を捨てることは出来ない。教育の要件はそれが強制的たると否にかかはらず、人の自由と自治とから離れることは出来ない。換言すれば、教育は人の人たる生存を爲し得たる後に於て始めて之を施し彼を陶冶し得るのである。故に、少くとも刑罰の一要件として犯人の個性を改善すべき特別豫防が認めらるる以上はそこに教育施行の前提として人たるの生存を確保する必要があるのである。

刑務所の中に於て人たるの生存を確保するには刑罰の無用の威嚇力を把持すべきではないのである。例へば獨居拘禁の無用の繼續(監獄法施行規則第二十七條)交談禁止(施行規則第三十六條)戒具の濫用(施行規則第五十條)作業賞與金の不計算(同上第七十條)接見信書發受の過當なる制限(同上第二百二十三條)第二百二十九條(懲罰の苛酷さ)監獄法第六十條等は囚人の生存を人たるの生存より遙か彼方に押しやつて居るのである。それが刑罰の本質であるならば刑罰から人の改善を期待することは出来ない。囚人には阿諛便佞(いな奴が多いといふが、その阿諛便佞はかやうな刑罰の威嚇力から生れるのである。囚人をかやうな性格に陥らしむることは教育の目的と離れること遙かである。

一般豫防と特別豫防とは或點に於ては一致することがないでもないが、しかし大體に於てさやうに相乖反するものである。そこで、刑務官はその何れによつて自由刑の本質を意識すべきであるか。教育目的を捨てて社會の後車の覆轍を防ぐに力を注ぐが是が、それとも社會に對する警戒を犠牲にして教育目的に向つて邁進すべきであるかを決せねばならぬのである。

フォン・ヂヒャートがいつたやうに刑罰は累犯を防止することだといふ言葉は刑務官の立場から觀れば妥當だとされたが(三)、よしその概念が一般刑罰觀念としては用ゐられなくともとにかく刑務官から見た刑罰觀念がかくあらねばならぬといふことに付ては争ひはないやうである。又應報論者のエム・エー・マイヤーはいふ。特別豫防の思想は行刑態様に用ゐらるるところの唯一の説である。この説によると他の總ての見置即ち刑罰威嚇説とは之を離して考へねばな

らぬといふのである(四)。應報説から行刑上に於けるかやうな特別豫防萬能の説が是認されることはわたくしにはわからないが、とにかく應報説からもかやうな特別豫防中心の行刑が認めらるる事になると刑務官は最早刑法上の論争如何に拘はらず安んじて教育行刑を爲し得ることになるのである。

ところが、かやうな特別豫防主義の行刑に對してわが小野教授は行刑統計から歸納して十ヶ年平均四七・八パーセントの再入乃至六入以上の受刑者のあるところから「行刑の改善的効果が事實に於てしかく大なるものではないといふことを證するものである。特別豫防の意味に於て實證的に確實なるは、唯其の拘禁の期間や離隔的排害的作用を有する點だけである」とされた(五)。

しかし小野教授のこの考證と斷定とが果して妥當なりや否やを實務家によつて考へ合せて貰ひ度いのである。なるほど現在の受刑者中年々歳々其の四十七パーセントが累犯者であることは事實である。けれどもそれはいかに改善作用を施しても累犯率がそれ以下に降らないのではなくて、現在の行刑の改善作用がそれを降下せしむる丈けに充分に行はれて居ないからである。われわれの行刑改良論はその累犯率を降下せしめんが爲めに更に徹底的な改善施設を要望しつゝあるのである。その點は小野教授もわたくしと同じ要望を爲して居られる。第一に曰く「我が邦の監獄に於ける行刑に對して我が現在の文化はもつと人道的な空氣を欲して居ると思ふ」ともいつて居られる。第二に「物質的設備の上からいつても我が監獄施設には尙

望むべき點が少くない」ともいつて居られる。殊に、さはあれ監獄内の精神的空氣は其の物質的施設に伴つて居らぬ。それは勿論ホワード以前の狀態ではないがまだまだベンシルヴァニア式乃至オーバーン式の空氣を脱して居らぬ。其處には舊幕時代の牢屋敷的空氣さへ何處となく残つて居る」とさへ言つて居られる。

「わたくしはわが行刑の名譽の爲めに小野教授の此の言を否定する。わたくしの實見に於ては今日の行刑には斷じて舊幕の牢屋敷的空氣を残しては居らぬと思ふが、とにかく小野教授をかく感ぜしめる丈けの不足が累犯を作る原因なので、かやうな人爲的不備から來る不成績から推論して刑罰の改善的効果を本質的に排斥されることは教授の論點に矛盾を残すのではなからうか。」

しかし、とにかく今日の行刑を以てわれわれは絶対に完全なものとは信じないし、小野教授のいはれるやうに年に數回の映畫と蓄音器ぐらゐでは監獄は中々明るくならぬ」と思ふ。けれども今日の監獄がその位の處遇で満足せねばならぬのは一體何が原因するのであらうか。われわれが監獄教育法の充實の爲めに主張する拘禁法の改善、囚人生活の向上乃至は囚人達に愉悅を與へようとするその試みを或者は之を歐米の模倣だといひ又或者はそれを一般豫防の爲めの障害だといふが、さやうな思想が結局われわれの主張を障害するものであることを誰が否定し得ようか。具體的にいへばそれは刑罰の本質を以て一般豫防に重きを置くところの應報論者の賜物なのである。

故に、わたくしは刑罰の本質を以て應報だとされるところの小野教授が今日の行刑に對して上述の如き批難をされることに付て小野教授の眞意はむしろ刑罰の教育性を充分に共鳴して居られるのではないかと思ふのである。殊に教授が先にあげたやうに今日累犯率の多きことから實證的にも刑罰は應報であるとされることに對してわたくしはわたくしだけの實證的な立場から再考をうながして見たいと思ふ。

昭和六年四月末日現在司法省行刑局の指紋係が所藏する懲役及び禁錮刑者の指紋原紙は四十六萬九千五百二十八枚で、明治四十一年以後に於て懲役及び禁錮刑を受け現に生存する者が又實にそれだけの數に上つて居るのであるが、その中釋放後十年を経過し、再び罪を犯すことなき者(初犯者)十五萬五千三百九十五人即ち明治四十一年以後の前科者の總數に對し三十三・一%、二度以上受刑し釋放後十年間罪を犯さずして今日に至れるもの實に九萬五千五百九十六人、總數に對する二〇・四%である。さうして、本年四月末日現在の累犯者二萬四千七百七十六人は、残りの前科者即ち釋放後十年以内の者二十一萬八千四百三十七人中から生れるのだから、前科者總數に對して考へると累犯率は僅に五パーセント強に過ぎないことになるし、釋放後十年内の前科者に比べても僅かに十一パーセント強に過ぎないのである。

行刑統計の示す累犯率は現在の受刑者に對する割合だが、行刑の眞の成績は決して現在受刑者總數と累犯者の比率の問題で出るものではなくてむしろ再び犯罪に陥らない者の實數によつて考へねばならぬものだと思ふ。

刑罰の本質より觀たる不起訴處分 と執行猶豫

尾後貫 莊太郎

一 刑罰の本質より觀たる不起訴處分(以上本號)
二 刑罰の本質より觀たる執行猶豫

はしがき

刑事訴訟法第二百七十九條に規定する不起訴處分と刑法第二十五條に規定する刑の執行猶豫との兩制度は、特別豫防を主眼とする目的主義に基礎をおくものであり、しかも兩つながら我が刑事司法に於ける缺くべからざる公平的機構として一般に認められ、其の合理性正當性については國民の確信頗る強きものがあると謂ふていいであらうと考へる。本來刑罰制度が特別豫防を主眼として組織され、運用されねばならぬ以上、そこに個別主義の採用と、それに伴ふ諸種の施設が當然に結果するものであることは今更繰り返す迄もないことである。さうして、こ

の個別主義は或る場合には刑罰そのものの廢止乃至は拋棄を以て具體的正義を完ふする合目的的措置であることをわれわれに教へてゐるのである。しかも、個別主義の完璧を期せんがためには、刑罰の廢止乃至は拋棄の方法も、刑罰制度の各段階に於て多種多様に認められなければならぬものであると考へる。現在わが國に於て認められてゐるそれは、先きに示したる、檢事の不起訴處分と公判に於ける刑の執行猶豫との外に、假出獄と云ふ制度である。しかしながら、本稿に於ては、不起訴處分と刑の執行猶豫との兩制度について、刑罰の特別豫防的觀點から若干の考察を行ひ、併せて同様の政策的理由に依據する所の、裁判上の赦免(pardon)並に宣告猶豫の兩制度にも些か言及してみたいと思ふのである。

一 刑罰の本質より觀たる不起訴處分

應報觀念に立つて事を論ずるならば、刑罰は固より犯人に對して是非とも必要なものであらうから、訴追機關が犯罪の存在を確認する限りに於ては、常に公訴を提起する義務を有することになるのであつて、そこには便宜主義的な權能の介入を許し得ないことになるであらう。言ひ古された議論を慈に反覆したくはないが、考察を進めて行く上の順序として簡単に述べてみるならば、應報復讐と云ふことは生物の本能に基いた一つの反動作用であり、そしてそれは未開の社會に産れた現象に外ならないのである。復讐としての刑罰は、まさに、原始時代から殘された一つの痕跡にすぎないのである。これに反して、文化の進歩したる社會に於ける個人若しくは

集團の活動は、常に原則として或る一定の目的によつて指導せられ、制約せらるる。さうして刑罰も亦明かに此の範圍外に存し得るものではないのである。今日のわれわれの刑罰は此の點の反省から漸時に復讐的要素を捨てて、専ら豫防的方向へ移り若しくは移りつつある努力を示してゐるのである。刑事訴追に於ける便宜主義と云ふ原則が認められてゐるのは、蓋し文化發達の當然の歸趨に外ならないのである。わが國に於けるこの原則(一)は、曩にも述べた如く今や國民一般のひとしく是認する所であり、學者も實際家も一人としてこれに異論を挟むものはないのである。

(一) ことわる迄もなくこの原則は刑事訴訟法第二百七十九條に確立されてゐるのである。即ちその規定に曰く「犯人ノ性格、年齢及境遇並犯罪ノ情狀及犯罪後ノ情況ニ因リ訴追ヲ必要トセサルトキハ公訴ヲ提起セサルコトヲ得」と。

わたくしは明文を以てこの原則を宣言し世界の立法に先んじたわが國に於けるこの制度の沿革に對して一瞥を與へておきたいと思ふ。わが國に於ては明治十八年の頃監獄に在る者の數は實に當時の現役軍人の總數を超えてゐたのであつた。國費の大部分は犯罪人のために費された。そこで峻嚴なる訴追を緩和することが一つの肝要事であつた。かくて、當時の司法大臣山田顯義は微罪不起訴の方針を採るべき旨を檢事に命令したのであつた。わが國に於ける起訴便宜主義の適用の起原は實にここに存するのである。其後便宜主義の適用は多少とも引きつづき實行せられたのであつた。さうして越えて明治三十二年に至り時の司法大臣清浦奎

吾は更にこの方針の實現を奨勵したのであつた。明治三十五年十月、大臣は檢事に對して次のような訓示を與へてゐるのである(二)。

「犯罪の檢擧に關しては起訴便宜主義を採用し、そして刑罰の緩和と實際の必要とに順應して行くことが司法省の方針であつた。余は嘗て明治三十二年五月の會同に於て、檢事及び司法警察官は専ら害惡の著しき事件に全力を集中することによりて、刑の目的を實現し、そして眞に優秀なる成績をあげねばならないものであることを説いた。従つて、比較的輕微なる事件の檢擧はなるべく手控へることが必要であり、そして事態の現狀に照して起訴便宜主義を實現することが必要であるように考へるのである。」

司法機關は克く余の意志を理解して、その實現に力めた。この時以來、刑法犯の數は幾らか減少したのであつた。……便宜主義の機能を強め且つ犯罪數の減少を期するに適當なる手段について余は諸君の意見を聽かんとするものである。

犯罪は謂はゞ社會の疾患であり、そして刑罰はこれに對する藥劑である。純理論的見地から云へば、凡そ病人はたとへそれが輕症であらうともこれを病院に入れて大國手の診察を受けしめ、さうして高貴藥を服用せしめることが固より望ましいことであるにはちがひない。しかしその身分と境遇の如何によつてはそれが屢々本人をして苦痛を感じしめるものである。彼等は人參代のために自ら縊死し、そのために家族隣佑より、延いては社會に對して更に迷惑をかけることになるのである。微罪犯人は拘禁生活によつて特に惡事を習得する危險あることを免

れないのである。これは敢て識者の言を俟つまでもなく明かなことである。療治よりも用心が大切である。名醫は薬を用ひない。この二つの諺は蓋しわれわれをして克く這般の消息を理解せしめるに足るものである。刑事司法に従事するものは常にこの點に留意しなければならぬのである。」と

(二) 法資料第百十三號、國際行刑會議報告書集、報告者日本國司法省行刑局長法學博士泉二新熊。

次いで、明治三十八年六月、司法大臣は檢事長に對して次の趣旨の訓令を與へたのであつた。

「執務の實際上、司法警察官が告訴以外の理由によりて犯罪あることを認知したる場合、若しも彼等が犯罪の輕微なることを理由として處罰の利益なきものと認むるときは、事件を檢事に送致することなく、たゞ事件に關して一つの報告を爲すを以て足る」と。起訴便宜主義はかくの如くにしてわが國に於ては檢察事務上の一大方針として實行せられ、社會は一樣に之を謳歌し、やがて大正十三年一月一日以來施行せられたる現行刑事訴訟法にこの原則は確認せらるることになつたのであつた(三)。

(三) わが國に於て年々何程の事件がこの便宜主義の適用によつて起訴の運命を免れてゐるか、實際を茲に統計上の數字によつてあらはすことを適當と考へるの意であるが、讀む人の煩をおそれて殊更それを省略することにす。法律に定められた「犯人ノ性格、年齢及境遇並犯罪ノ情狀及犯罪後ノ情況等の諸點に關する考慮の基

標準が各地方によつて、又檢事自身によつて、多少異なるものがあるであらうが、各檢事の取扱にかゝる事件の中、起訴をするものが實際に於て何分の一、時には十何分の一しか當つてゐないことはわれわれが常に見聞する所である。してみれば變な表現ではあるが、檢事局は起訴官廳と云ふよりもむしろ不起訴官廳の名にふさはしいことであらう。わたくしは、檢事局が不起訴官廳の名にふさはしいはたらきをする程、或る意味に於て、刑罰の本質を理解したことになりはしないかと考へる。何故ならばそれは應報的觀念を益々強くして去ることになるからである。

便宜主義は、刑事政策的理由からのみではなく、又國家の財政上の見地からしても、當然採用せられなければならない理由をもつものであることは、わが國の沿革に徴しても明かなことである。しかしながら、若干の論者は、たとへそれが刑事政策に於て讚美すべきものであり、又國家の財政上の見地から許されなければならないものであるにしても、その適用については一定の制限に服さなければならぬものであると主張するのである。その第一は、便宜主義は年少者に對しては適用せられ得べきも、成年者に對する關係に於てはその適用を排除すべきであるとの主張である。その理由とする所は、檢事を指揮監督する主務大臣の屬する政黨政派の高等政策が檢事をして事件處理の上に不公平なる處置を採らしむる影響をもち來たす危険が存すると云ふのである。

その第二は、便宜主義は被疑者の年齢に拘らず適用せられ得るものではあるが、しかし選舉犯その他の政治犯の場合には、追訴の公平を期するために、法定起訴主義によることが適當である

と云ふのである。さうして、若しもこれらの場合にも尙便宜主義を採用しようとするならば起訴陪審の制度を設くべきであるとするのである。

その第三は、犯罪の中には犯罪人その人の個人的特性を斟酌するまでもなく、犯罪の性質それ自體によつて刑罰を必要とする一範疇が存する。この種の犯罪を犯したものに對しては、たとへそれが最も輕微なものであらうとも、尙毫も假借することなしに訴追を實行すべきである。然らざれば結局そこに豫定せられたる目的の貫徹を期すべくもないであらうからである。

その第四は、便宜主義は微罪の場合には許さるべきものであるが、しかし死刑、無期刑又は長期刑の自由刑を以て處罰せらるる犯罪の場合には許さるべきではない。何故ならば、かかる犯罪について便宜主義を適用することは、刑法の威力を弱めることになるであらうからである。

以上の主張は何れも便宜主義の牙城を粉碎するに足るものではない。それは刑罰の本質を理解せざるか乃至は運用上の杞憂かにすぎない。第一及び第二の非難の如きは便宜主義の側面のみを見て主義の精神には毫も觸れては居らないのであるから敢て辯駁の要はないであらうと考へる。しかしながら、起訴陪審と云ふことは、便宜主義の一般について、之と併せ考へる價値を有することであらう(四)。さはいへ、政治犯のみの場合に公平を期するための陪審制度とは意味をなさないことである。それはあまりに階級性を暴露することになるように考へられる。次に、第三の主張は罰則の目的を實現する見地から見ると、或は理由のあるものであるかも知れない。しかし、それが全然客觀的事實にのみ基いたものであり、さうして、それが犯人の特性若しくはその他の主觀的情狀を全く考慮の外においてゐる點に誤りを存してゐるのであ

る。司法大臣の命によつて、民刑局長から検事長に對して發せられた一訓令によれば、徴兵、兵役及び召集に關する法律に違反する事件については不起訴處分を爲すべからずとされ、この訓令は嚴格に守られてゐるのである(五)。しかしながら、罰則は決してかような精神によつて適用せらるべきものではないであらう。便宜主義に例外を認むることは、便宜主義そのものの精神を破壊するものである。最後に、第四の主張は、刑罰の一般豫防と云ふ點に力點をおく考へ方であつて便宜主義に對する無理解を表明するものに外ならないであらう。

(四) 牧野博士は行刑陪審と云ふことを唱へられてゐる。それは刑務委員會のことである。刑罰の社會的復歸作用を如實に發揮せしめるために、衆智を集めて犯人の社會的復歸力の如何を評定せしめることが必要であると共に、起訴に當つても、便宜主義の完全を期せんがためには、亦同じやうな方法によつて之を決することが、より適當であるように考へる。しかしながら、嘗て指摘しておいたように(拙稿、刑務委員會について、法律時報第二卷十一號)それは現在の刑事裁判に於ける陪審と同様な構成であつては役に立たないのである。刑罰制度は検事、裁判官、行刑官を通じて一つの連鎖である以上は、刑務委員會と同じ構成から成る委員會をして起訴不起訴の決定にも將又刑事裁判に於て刑務所へ送るべきか否かの決定にも參與せしむべきだと考へる。この問題については他日稿を改めて述べてみたいと思ふ。

(五) かつてわたくしが司法官試補の折に検事代理として執務したときの経験であつたのである。それは今尙變つてはゐないことと思つてゐる。

必要な刑罰は、出来る限り之をさげなければならぬ。犯罪人の中には刑務所へ入れてはならないものさへあるのである。必要な刑罰権の發動を促したり、刑務所へ入れてはならない犯罪人を裁判所へ送ることは、たゞに訴訟経済の上から云つても是認することが出来ないことであるのみならず、又嚴格なる刑罰觀念から論ずるならば、それは刑罰権の濫用と云ふべきであらう。公益の代表者としての検事は常に公益の保持擁護が那邊にあつて然るべきかを正當に理解してゐなければならぬことは敢て言ふを俟たないことである。刑事訴訟法第二百七十九條に謂ふ所の「犯人ノ性格、年齢及境遇並犯罪ノ情狀及犯罪後ノ狀況ニ因リ訴追ヲ必要トセサルトキハ公訴ヲ提起セサルコトヲ得」と云ふ規定の趣旨は、各個の具體の場合に於ける各々の事情を考慮して公訴提起の必要なきに於ては、公訴を提起しないことが出来る。法律上犯罪の成立する場合に於ても常に必ずしも公訴を提起すべきものではない。否々、「訴追ヲ必要トセサルトキ」に「公訴ヲ提起するの宜しくない。かかる不必要なる公訴の提起を許さない」と解するのが法律の精神であると、わたくしは信するのである(六)。

(六) わたくしは同條の解釋については全く小野教授に賛成するものである。然らざれば同條は無意味なる死文に終ることになるであらう。同教授「刑の執行猶豫」と「宣告猶豫」(法學協會雜誌第四九卷第三號及び第四號)參照。
 そこで、若し檢事に於て右の規定により起訴すべからざる事件を起訴したりと、裁判所に於て認めたる場合に、裁判所は之を如何に處理すべきか。これは即ち法律上起訴すべからざる事件を起訴したといふことになるのである(七)。然らば、裁判所は之れに對して、公訴権の不存在を

理由として免訴を言渡すべきであらうとは、少くとも理論的には十分に考へ得られることであるはあるが、此の點は現行法の解釋としては一般に認めらるるわけにはいくまいと考へる。それ故に、小野教授の言はるる如く、此の點につき立法に於て明かなる解決を與ふることを以て策の得たるものであると、わたくしも考へざるを得ないのである(八)。若しも檢事に於て、かかる不必要なる公訴の提起後、その不必要なる公訴の提起なることを發見したならば、檢事は須く刑事訴訟法第二百九十二條の規定を活用して豫審終結決定又は第一審の判決ある迄にかかる公訴の取消を爲すこそ適當なる處置ではないかと考へるのである。第二百七十九條の規定を前述の如く解釋した上、檢事がこれだけの果敢を示して呉れたならば、便宜主義は現行法規の下に於ても十分なる作用を發揮することが出来るのではなからうかと考へるのである。

(七) 小野教授はこの場合を具體的公訴権の不存在と云ふ語を以て説いてゐるのである。
 (八) 即ち此の點につき刑事訴訟法第二七九條に對應して、豫審又は公判に於て、犯罪の情狀犯人の性格及び犯罪後の狀況により訴追及び審判を必要とせざるときは、被告事件につき免訴の言渡を爲すことを得る旨の規定を設くることを適當とする。と云ふのである。わたくしは實例として次のやうな案件を知つてゐる。それは、或る判事が小野教授の所謂具體的公訴権不存在の場合に於ける事件について、言渡刑期と同量なる未決勾留日數の通算をして、結局被告人を釋放したと云ふことである。われわれの慣例から云へばそれはあまりに突飛なる遣り方ではあるが、その場合の

救済策として他に現行法上何物もないと云ふ點に考慮をめぐらさなければならぬであらう。

かくの如く、刑事訴訟法第二百七十九條の規定は、特別豫防的見地に立つ所の、主觀主義刑法理論のあらはれとして、われわれは起訴官廳に對し、その理解と活用とを益々強く且つ大きく爲さるべきことを望んで止まないものである。さうして、右の規定は、全刑罰組織を通じて、裁判官に對しては刑の量定、從つて刑の執行猶豫を許すべきや否やを考慮する標準を教ふるものであり、又行刑官に對しては假出獄を許すべきや否やを考慮するについての標準に一つの示唆を提供するものともなるであらう。それは、實に、刑罰と云ふものが如何なる方向に爲さるべきかを指示する、現行刑罰制度上の唯一の確立せられた原則であると謂ふていいであらう。わたくしは、次にこの規定の精神の擴充としての刑の執行猶豫制度についての考察を試みたいと思ふのである(九)。

(九) 検事がこの規定に反して不必要なる公訴を提起したる場合に、その公訴が實質的に非難せらるべきものであることは、刑の執行猶豫を許さなかつた判決が刑事訴訟法第四百十二條の「刑ノ量定甚シク不當なるものとして上告の理由となり、さうして、それが實質的に非難を加へらるること、更に、刑務委員會に於ける假釋放の許否についての決定を爲すに當り社會的復歸性の有無の認定についての誤りを犯した場合にその認定が實質的に非難を加へらるべきであることとその軌を一にして考へらるべきものである。

行刑と體育運動の施行に就て

石清水 一雄

拘禁生活を爲す者に對して、行刑の目的達成上當然實施せらるべき各種體育を指して「行刑體育」と名附けて置きたい。而してこゝに謂ゆる行刑體育を、大體に於てわたくしは「社會體育」特に「工場體育」の範疇に置いて研究を進めやうと考へるのである。
なほ、豫めお断はりして置きたいのは、わたくしは、勿論體育の専門研究者ではないが、始終工場體育について考慮を拂ひ、相當永い間工場勞務者と共に體育の實行を續け、明るい強健生活を體驗してゐる者であるといふこと。然もわたくしは從來受刑者の健康増進と教育問題に就ても氣懸りで過して來たものだと云ふことである。無論、所説の不徹底さに就て行刑の専門的な見地より幾多の御教示を仰ぎたいのが本稿の目的で、聊かの熱意を汲んで戴ければ望外のしあはせである。

拘禁生活者に對して、作業は衛生、經濟及在監者の刑期、健康、技能、職業、將來の生計等を斟酌して課せられ(監獄法第二十四條)、在監者には其體質、健康、年齢作業等を斟酌して必要な糧食及び飲料を給し(同第三十四條)、其の健康を保つに必要な運動を爲さしむべし(同第三十八條)とある。即ち受刑者に對しては、人間としての自由を拘束し、且つその健康を豫定して作業を強制する。少々位氣が進まないからと言つて、世間並にサボル譯にはゆかない、しかも、凡そ作業成績の如何が正比例的に受刑者處遇のパロメーターになる。依て以て勤務の風習と職業に對する訓練とを與へ、將來再び自由社會人の群に伍したとき、遺憾なく生活しうる爲め身體

精神に必要な保護を爲すものである。

かやうに受刑者の身體に關しては、法の立場からは健康障碍を招致しないだけの保護を加へらるべき筈である。否、謂ゆる良民に伍せしむる爲には、拘禁生活の爲めに必要な程度の健康を保證せらるゝに止まらず、進んで積極的な健康増進を圖るべきである。

然るに拘禁生活の實際について觀察するとき、其處では自由社會人の生活に比して甚だしく苛酷な物質生活上の制限を加へられてゐる事實を否む譯にはゆかない。封建治下に在つて百姓は、胡麻の油と共に搾れば搾るほど出づるものなりとして、搾取を恣まゝにせられた。しかも百姓は生かさぬやうに殺さぬやうにすべしで、私有財産の極端な制限は漸々に餓えつゝ飢えつゝ餓えつさせながら、かれらを生かしてゐた。即ち氣まへと反抗の炎を燃え立たせぬ程度に於て、辛うじてかれらの健康と生活が保證されてゐたのである。——さて、斯様な話題を引合ひに出してはお叱りを受けるかも知れないが、或る人々は刑務所生活と受刑者の保健状態とを、それにも較べて悲惨だと物語つてゐた。其處では必要な限度に於てのみ健康が保證されるのだ、と。

之も或は言ひ過ぎであるかも知れないが、尠くも勞務

従業員に職業病が付きものであると同様に、或はこれ以上

に、拘禁生活者にも所謂ゆる監獄病が幽霊のやうな執拗さで付きまといのは事實だ。實にタルベルが、受刑者の生活には必然的に健康障碍が伴ふと主張した様に、拘禁の爲めの制限を受ける事によつて、受刑者は非常に不自然な生活を余儀なくさせられる。爲に、身體に豫期しない健康障碍を蒙るのみならず、精神生活上の壓迫も亦尠からず、悪影響を受けること甚大なものである。

拘禁生活に伴ふかゝる諸現象に就てより深く研究を進め、以て受刑者の保健上適實なる施設を講ずることは、たゞに刑衛生上のみならず、刑事政策上、否社會人道上最も喫緊なる事項であると考へずにはゐられない。

何が故に拘禁生活を續ける者に、適應體育を實施させる必要があるかは、前述の概説によつても明らかであると思ふが、更に必要な二三の考察を進めて置かう。

第一、拘禁生活の衣食住等の物質生活上に於ける幾多の部分の極端な制限によつて、被拘禁者の身體に健康障碍を受ける事は言ふ迄もない。かゝる生理的障碍に對して、適實なる醫療を施すこと以外に、常時適當なる體育方法を講ずることが、非常に良き効果を齎らさな

いと誰が言ひ切れやうか。

然しながら、もつと肝要なことは、健康な者はより健康へ、と言ふことである。手酷く障碍を受けて拔指しならなくなる以前に、入監後の健康體を保持してゐる間から、心して體育實施を怠らないことを第一とするのだ。何となれば、如何に健康な者でも受刑生活によつて必然的に健康障碍を受けずにはゐられないからである。轉ばぬさきの杖として、われわれは事前に、身體各部各臓器の機能を完全に増進する「機能増進の體操」を實施せねばならぬ。特にその實施によつて、統計上最も患者數の多い、肺と胃腸を強健にし、全身の健康を増進する事が出来るので、拘禁生活から來る最も大きな障碍が緩和されやう。

(註) 参考の爲め簡単に、現在わが國工業労働者の健康状態を觀察して置かう。健康保險法による被保險者中、職工にあつて疾病のため醫療給付を受けるもの昭和三年中、男八一四、四九二人、女九一六、二二一人の多數であつて、職工百人につき男三五二人、女三三六人、即ち男工は一年に三回半、女工も亦之と略同様の醫療を受けることがわかる。更に鐵夫に就て觀るに、疾病のため醫療給付を受けるもの男四四八、九六八人、女一〇四、七六五人で、鐵夫百人につき男二三六人、女二五〇人、即ち男女共一ヶ年に醫療を受けること二回半に及んでゐる。

此等多數の疾患中最も多いのは消化器疾患で、職工にありては百人につき男一四一人、女一〇人であり、而も其の大多數は胃腸疾患であることを注意せねばならない。胃腸疾患の發生は食物及び食餌方法の良否に關すること大であるが、運動不足又は過勞の影響を受けることも亦尠くないのである。

なほ工場労働者の結核の罹病状況を觀るに、昭和三年中肺結核として醫療を受けたる者男一、三三八人、女二、一九一人之に肺及腹膜の結核を合すときは職工千人中男六人、女八・七人の割合である。呼吸器の結核性疾患は臨床上結核と診斷し得るものにも菌の證明なきときは結核となさずして、單なる呼吸器病名を附する場合が尠くない。肋膜炎、肺炎カタル慢性氣管支炎、肺炎みな然りで、此等の病名が結核の代名であることは人のよく知る處である。職工に於ける呼吸器疾患を觀れば、職工千人中男三三〇人、女三四七人であり、其の大多數が結核性と認められる處の肋膜炎の如きは職工千人中男二〇人、女二四人の多數を出してゐるのである。——鯉沼醫學博士記述による——

刑務所は社會の縮圖であると云ふことが事實であるならば、かゝる一般社會の労働者の健康状態が刑務所内に反映することとも亦疑ひ得ない處であらう。加ふるに拘禁生活はかゝる身體障碍をより大きくする作用を替まないであらうか、注意すべき點である。

而して拘禁生活は精神上にも亦徹底した壓迫を加へるので、ともすれば憂鬱陰氣になり勝である。氣分がすぐれず、砂をかむ以上の味氣なさに浸り勝ちである。

夜でも晝でも牢屋は暗い、の唄を待つまでもなく、受刑者の氣持はじめ／＼と闇くなる。社會で、労働者達は貧しいながら、毎朝「行つてらつしやい！」の明るい妻子の呼びかけを背にして、元氣よく出かけるであらう。監獄から引擦り出されるやうにして、工場に追込まれ行く暗さとはまさに段違いである。

かうした精神上の缺點を是正するため、薄暗い沈鬱と引込み思案とを勇敢に蹴飛ばして、「明るく愉快な體操」を実施し、ダイナミックな氣持を擲んで、一日の作業能率をあげる事が出来たら、何と申分ない話ではないか。従つて體操實施に當つても、例へばラヂオ體操の蓄音機をかけつ放しで、黙々と體操を進めるのではなくて、時には指揮者と共に全員揃つて明るく元氣のよい掛聲をかけながら爽快な氣分で實施したいものである。こゝでも體操と音楽とが全く離れがたいものになる。かうして、機能増進や疲労恢復等の爲の各種體操は、「弱き者よ健康へ！」健康な者はより健康へ！！」のスロガーンを、わたくし共に心ゆくまで體驗させてくれるであらう。

(註) 拘禁生活から受ける身心の諸障礙に關しては、芥川博士の「拘禁生活の衛生學的觀察」に教へられる處の非常に多いことを謝記しておく。

◇ なほ如上の拘禁生活が齎らす身心の障礙に關連し

し、受刑生活の重要な部門を占めてゐる作業、勞作生活に興味を湧き立たせ、之に對してより積極的な意慾を體感せしむるまでに、明るい氣持豊かな訓練を興へて行きたいと思ふのである。

◇ 次に、受刑者の大部分は必然に、筋肉労働を強制させられる。而して職業の教育、作業能率等の關係上、多く或る一定の仕事に長期間従事する。しかも其の大多數は工場に出て労働生活を續けてゐるものと見て差支なからう。すれば、その勞作生活に興味を抱かせる爲には——一般社會的でも左様であるが様に——何よりも明るい氣持で働けるだけの體力を保持させねばなるまい。労働にはがつちりした身體と意慾とが必要だ。

しかも労働には——一職業又は一工業に従事することによつて直接且つ必然に、謂ゆる職業病なるものがつきものである。資本主義下にあつて、劣悪な労働條件、保健設備の不完全などが原因して、非人間的搾取と過勞の結果生れる病氣がそれで、例へば、紡績労働者の肺病、脚氣、胃腸病、交通労働者の脚氣、神經衰弱、海員のデーズル、鑛山労働者のヨロケ、肺、十二指腸病、印刷工の鉛毒等々、近代文明は加速度にこの種の疾病を増して行く。この方面の研究は一七〇〇年伊太利のラマツチニ

て、序でながら、獨逸プロイセンの司法書記官ゲンツが刑罰執行に於ける性慾問題を論じて、體育の適用にまで及んでゐる事を興深く考へるので、こゝに付け加へておきたい。

長い拘禁生活の間、性交に代るべき不自然な行爲をやらぬものはない。而して多年の經驗からかゝる行爲は自由生活に於けるより拘禁生活に於て遙かに甚しく行はれるもので、性の問題は受刑者間の話題に驚くべき大きな位置を占めてゐる。かゝる大きな受刑者一般の性の問題を如何に解決すべきか。

曰く(ゲンツは)、受刑者の性問題解決の根本義は、外ではない。何を措いても先づ拘禁生活に意義あらせることだ。拘禁が一路向上の途上にある訓練であることを知らせる事である。と言ふのは、生活への緊張と、日々の勞作に對する訓練主義に重心を置き、運動實施にも慎重の注意を拂つて、柔軟體操及びスポーツを奨励して、出來得る限り過剩の精力を有益な方向に導くやうに努めねばならない。そして加ふるに精神修養と情操教育を施さねばならぬとの意味である。不斷に共働主義の下に訓練しつゞけて、作業に對する勤勞精神を養はうとすることには共感である。兎もあれ體育實施によつて健康を増進

が、その代表的著作を公にして以來大いに進歩し、今日産業醫學なるものが確立せらるゝ迄に到つてゐる。

わが國に於ても、社會政策上、速かに工場法又は附屬法令に於て職業病の設定をなし、醫師に對して届出業務を負はせ以て労働者保護の手段を講じなければならぬと、最近殊に強く翹望せられてゐる。と言ふのは、職業病は職業又は産業と必然に隨伴するものであるが故に、これを労働災害と同位的に取扱ふことが當然である。即ち職業病は、その労働に従事することによつて、充分注意を拂つてゐてもなほ完全に避くことを得ないものであるが故に、工業主がその疾病治療のために責任を負ふべき、職業上の犠牲であると見るのである。

それは兎に角として、一面かゝる職業病から受ける處の不幸から(絶對にとは行かぬ迄も)能ふ限り逃れ去りたいが爲に、他面より積極的に體力増進をはかりたい爲に、工場體育なるものが、現下の世界各國に於て勞務者保健のためだけの役割を果してゐるかは、今更繰返すまでもない處であらう。而して、わたくしは何よりも行刑體育の基底を、この勞作生活の上に置いて考へを進めたいのである。作業と體育と生活とが、些かの無理なしに合致する、この妙境を期待することによつて、他の

諸缺點も自らに除去されて行くであらうから。行刑體育を工場體育の範疇に於て研究し、型造つて行きたい所以も其邊にあるのである。そして此の斷案には、余りに大きな過誤があるまいと思ふのである。

◇こゝに勞作を中心とした共働主義に重心を求めた所以の他の一つは、刑務所生活は、ともすれば個人主義的なものになり勝であること。戒護其の他の立場から、受刑者相互の人間の交渉の上に相當嚴重な制限を加へられてゐる。従つて、獨善主義の中に閉ぢ籠り、我身勝手な態度に執着し勝ちである。さうした中に、工場生活だけは、いろんな意味で「等深く共働生活の感情と意識とを植付けて行く機會が恵まれてゐると思ふ。しかも、やがて社會復歸の曉に最も必要なことはこの共働精神であり、釋放者に「等乏しいといはれるのも亦この精神なのである。團體的な體育の實施は共同の勞働氣を益々旺盛にしてくれよう。行刑體育は、故にその點をもねらつて考察されるべき筈だ。體育と訓練と能率増進の三羽鳥は斯うして工場勞働者の生活に離れがたいものになつて行く。かやうに行刑體育は、その存在を必然とする如上の意義と、確實な目標とを持つてゐる。

◇ 輓近一般社會的に觀察して、スポーツがまさしく

も動かし得ない事實ではないか。

かくて行刑と體育の問題は、最早論議の時期を通り過ぎて實行の機運に會しつゝあるのである。然らばより高度な効果を期してわれ／＼は如何なる種類の體育を選定すべきか、それこそ當面に與へられた重大な命題であると言はねばならぬ。

わたくしはこの邊で社會體育、殊に一般的な工場體育問題に就て、行刑體育へのつながりを考慮しつゝ、必要な考察を進めて行くのを便宜と考へる。

近代科學の著るしい發達は、其の大きな特色として各種工業を極度に機械化し、甚だしく分業化させてしまつた。前に、工場勞働者の様式を著しく變化させ、すべての作業に愈々筋肉と神經の協調を必要とする様になつた。しかも、それが大抵の場合局部的に集中的に使用されるので、身體の方では、肉體的に左程疲勞現象を呈してゐない時期でも、すでに甚だしく神經を疲れさせて終つてゐる場合が多い。また、作業によつては丁度其の反對の場合もある。

加ふるに單純化された作業は、前述の様に局部的に身體を働かせる爲に、疲勞物質が益々一局部に蓄積することとなつたのである。しかも勞働者の生活環境は、工業

大衆現象となつた。スポーツや社會體育を、日常生活要素とすることは近代社會人としての一資格となつた。まさに現代は健康讚美、健康全能の時代と稱すべきであらう。ハムレットの有名な台詞「オフィリアよ、尼寺へ行け、寺へ」が持つやうな感傷主義はすでに掃棄された。そして今や吾等の台詞は「健康時代だ、まつたき健康を獲得しろ」に置きかへられねばならなくなつてゐる。幸福への道はまた其處を超えてのみ見出し得よう。

かゝる時代の潮流を、受刑者だけが見逃して、譯が何處にあらうか。行刑がかうした社會現象の反映を受けて悪いと誰が言ひ切れようか。體育運動による訓練こそ近代的教化方法の重要な一つだと言ふことが出来るであらう。近頃行刑の畑に於ても安全週間が實施され、力行週間、修養週間、衛生週間と、謂ゆる週間制度なるものが、可成りに高い値で當面の問題化されてゐる。狹義に解して、工場生活の安全は強健な勞務者の手によつて獲得され、明るい勞務者の作業態度からち取られる。而して力行は、健全な身心の所有者によつてよく遂行される。修養も一面不斷の訓練から。衛生は、言ふまでもなく保健療養のために――。敢て我田引水ではなく、身體病めば萬事休む、健康な身體に健全なる精神の宿ること

都市の亂雜な發達の結果、或は社會政策的施設の不徹底なる結果として、多くの場合密集街に居住するため極めてその環境に恵まれず、フレツシュな憩ひを與へられぬ現状である。

斯うした勞働生理學の見地からしても、工場勞務者に適當なる體育運動を課することは、先づ第一に全身的に血液の循環を旺ならしめる事となり、疲勞物質の體外排除を容易にし、従つて疲れの恢復を早くし、作業能率を長く維持せしめ、一般健康状態を良好に向はせる効果のあることは、動かし得ない事實である。

然るにわたくし共は、時々斯うした疑問をあげせかけられる。大體工場勞働者は、既に生産的勞作の外に日々相當程度の疲勞に陥つてゐるのである。にも拘はらず、更に運動を課することは彌が上にも疲勞を増大して悪結果を招來する事になりはしないか、と。一見、尤もらしい議論ではあるが、前節の實證が物語るやうに、疲勞並に體育に關する理論を辨へない早まつた見解であると言はねばならぬ。工場體育が、歐米各國は勿論わが國に於ても幾多の實際的效果を擧げてゐる事實よりすれば、工場勞働者に對する體育運動の實施普及は、作業の能率、規律保健の上から著るしい効果をあげ得ることは、最早や疑

ひの余地がないのである。更に、より合理的な體育運動を考案し、その實施方法をより科學的に研究して、高度な効果を期して行くことが残された問題なのである。

現今工場に於ては、大體始業前、終業後、晝食後、休憩中、就寝前及び休日の六つの實施時間を用ひてゐるやうである。此等の異なる時刻に於て、従つて身體の調子の夫々變つた状態にある場合に於て、いつでも同一種類の運動を反復して行ふことは、實行者の興味を著しく減ずるものであるのみならず、理論的に考へても不合理である。故に工場體育は理想的に言へば、作業様式の異つた夫々の勞務者に對して、その作業様式に應じ、立作業座業、或は上半身を主とする作業、下半身を主とする作業乃至は重労働、輕労働者等に區別して、各々に適應する體操が考案せらるゝ必要がある。加ふるに働く人々全般に通ずる基本體操を要する。なほ簡單なる遊戯の團體的運動、バスケットボール、ハンドボール、武道、陸上競技、野球、庭球等、適當に應用實施すれば充分であらうと思ふ。

工場體育に就て、前年來相當努力を拂つてゐる内務省社會局は、工場體育運動に關する調査を進めた結果、現今わが國で最も廣く行はれてゐる運動は野球、庭球及び國民體操であると發表してゐる。左に、便宜社會局の調査發表を摘録して、如何に國民體操が活用されつゝあるかを眺めて見よう。

が、強制も相當多い。之を以て見ても、國民體操の如きは、全く國體運動なるを以て、少くとも強制に近き方法を以て實施してゐるのであると解せられる。

参加者の割合は一〇〇%の参加最も多く、平均八五%である。隨意とせる所相當多きに拘らず参加者の割合が斯くの如く高率なるは、國民體操の如き、比較的職工の興味を牽き、熱心之に参加するもの多き爲めと認められる。右の調査發表によつても、國民體操が「われらの體操」として如何に工場労働者達によつて喜ばれ實施されてゐるか、明かであらう。わたくし自らも、國民體操の創案者松元稻穂先生によつて既に十數年來導きを受け、工場労働者と共に體操のよろこびを味ひ暮してゐる。學校體操、軍隊體操、各種スポーツを超えて、いま「われらの體操」に精進してゐる。全国的に實施され、相當な効果をあげてゐる全般的な基礎と、自らの體験をもつて、わたくしは、わが行刑體操の重要なエレメントに國民體操を織込ませたいと考へるのである。——なほ本稿に於ては紙面の都合もあり、説述をその範圍に限定して終りたと思ふ。

現在わが國の刑務所に於て實施されてゐる體操で、ラヂオ體操、學校又は軍隊式な徒手體操等はその重なるものであらう。ラヂオ體操は「松元稻穂先生が創案委員として中心的に働かれたもので、内容は國民體操と殆んど同じである。わたくし共はこの國民體操を、身體各部各臟器の機能を完全に増進させる「機能増進國民體操」又は「基本體操」と呼んでゐる。最も基礎的なものである。この基本體操の實施だけでも相當効果をあげ得る。今日までの處刑務所に於ても、それによつて可成な成績を収めて來た。この點に就ては、上田茂登治氏が「刑政」(五年十、十一月號)に「保健體操採用について」發表されてゐる「重要な参考資料として併讀せられたい。——なほ大阪刑務所に於ても、昭和五年十月下旬よりラヂオ體操を實施してゐる。即ち、午前は休憩時十一時十五分から十五分間、午後は同じく二時半から二十分間の實施で、各區別に夫々、同所特有の綠化設備を爲したる工場附近の空地に於て行つてゐる。特に第四區の初犯囚約六〇〇名(主として座業)に對しては毎日嚴重に實行させてゐる。この外獨居者には隨意行はせる。その結果、第一規律が正しくなり、氣分が明るくなり、食事が進み、著しく健康状態がよくなりつゝあるとは、馬場戒護主任の話である。

さて、従来の國民體操に就て、社會局邊りでも斯う突つ込んでゐる。——國民體操は比較的短時間に且つ全員に對して行はしむるに最も適當してゐるやうに考へられる。然し之を以て終業後、或は休日等に行ふものとしては、聊か不適當である。且つ作業様式の異なる職工に對して一様に唯一種類の運動のみを課することは一考を要する問題である、と。

洵に其の通りであつて、基本的な機能増進の體操としての國民體操だから、その程度の難點をあびても異存が無いのである。だから今日では、わが國民體操もさうした時期を超え、其の内容をはるかに揚棄してゐる。基本體操だけをもつて萬全だ等とは考へてゐない。「われらの體操」は、故により合理的にその種類を増し、實施の要求もより高度なものとなつてゐる。——その爲に、松元先生は歐米各國の工場體操を視察研究せられ、極めて最近重要な數種の成案を發表せられた。——

斯うして「われらの體操」は新らしく其の陣容を整備した。

一、疲勞恢復の體操——働く人は、働く人だけそれだけ、この疲勞恢復體操が必要である。手足、胸、肩、横腹、腰腹等、普通五つの疲勞體操を行へば、完全

に其の目的が達せられよう。

二、職業適應體操——疲勞恢復の體操の外に、更にその職業に應じて考慮したこの體操を行へば効果が一層適當となる。立業者、座業者、頭腦労働者、補充體操等考察されてゐる。

三、機能増進の國民體操——部分的に幾らか實施要領を變へてゐるが、大體従来の通りである。

日の當る場所で、職業に適應する疲勞恢復體操と機能増進の國民體操を行ひ、完全なる合理的榮養を攝取し、何處までも精神及び肉體を能働性肥大へと進めねばならない。

以上の外に、劍道、柔道、角力、ヴァレーボール、バスケットボール、ロケットニス、陸上競技、ハンドボール、野球、蹴球等、何れも適當に採用することにする。なほ朝起きと就寝時のために「寢床體操」と云ふのが創案せられてゐる。「われらの體操」は、然しながら之で打切りではない。日に日に科學的合理的な改進への道を進むものであらう。

これだけのものが、良き指導者によつて適實に實施される時、恐らく何處の工場も健康と能率の増進に明る輝き出すであらう。

運動の説明

用意 手を軽く握り足を左右に開く。

運動 (一)左膝を十分屈け、右膝を十分に伸ばし、手を下方より左斜上方へ振りあげ。(第二圖参照)

(二)反對に時計の振子の様にして左膝を十分に伸ばし右膝を十分に屈け、手を下方より右斜上方へ振りあげ。(第二圖點線参照)

效果 手足の疲勞を恢復します。

標準回数 八回

二、胸の疲勞恢復體操

如何なる仕事に従事してゐても、大抵の場合幾分胸を壓へつける。それで自然に肋膜炎を起すやうになり、亦肺炎加答兒を起す様になる。この胸の壓迫を完全に除き肋膜や肺炎を完全に働かすやうにし胸全體の疲れを恢復する。

第一一回 第二一回

手足の運動



第一一回 第二一回

左に「働く人の體操」に就て、簡単な解説を試みて置かう。働けば働くほど疲勞する。この疲勞を恢復しないと、次の活動に生氣が出て來ない。故に最もよく疲勞する手足、胸、肩、横腹、腰腹の五つの疲れ直し體操を實施する。

「働く人の體操」

一、手足の疲勞恢復體操

立つてゐても、座つてゐても、腰かけてゐても、しゃがんでゐても、手足は疲勞する。それで手足がだるくなり、仕事がかどらなくなる。進んでは下肢靜脈瘤と云ふ病氣を起すことにもなる。この手足を完全に運動させて、其の疲勞を恢復する

胸の運動



第一一回 第二一回

運動の説明

用意 手を軽く握つて斜上方にあげ足を左右に開く

運動 (一)力をゆるめて下方へ振りさげ前方に組み合はす。
(二)反動を利用して直ちに側方より斜上方へ振りあげ
(第一圖参照)

(三)は(一)と同じく振りさげ。(四)は(二)と同じく斜上方に振りあげ。
(五)此度は斜上方で手を伸ばし、胸全體をウント上方に引きあげ。(六)(七)(八)は(五)の姿勢のまま、更にグングンと胸全體を十分に引きあげ(第二圖参照)
(一)(二)(三)(四)では口より息を十分に吐き出し(五)(六)(七)(八)では鼻より息を十分に吸ひ込む。
效果 胸(脊柱)を正しくし疲勞を恢復します。

三、肩の疲勞恢復體操

肩の疲勞は總ての能率に大きな悪い影響を與へる。この肩の總てを十分に運動させて、疲勞を恢復する。

肩の運動



第一回 第二回

運動の説明

用意 足を左右に開く。

運動 (一)鼻より息を十分に吸ひ込みつ、肩を前方より廻はして上方にあぐ。(第二圖點線参照)

(二)口より息を十分に吐き出しつ、肩を後方より廻はして下方にさぐ。(第二圖参照)

效果 肩の疲勞を恢復します。

標準回数 八回

四、横腹の疲勞恢復體操

手、足、胸、肩と疲勞を恢復したが、此度は横腹の疲勞を恢復する。横腹が疲勞すると胸にも腹にも極めて悪い影響を與へる。仕事を續けてゐると自然に要求する自然そのまゝの運動である。

横腹の運動



第一回 第二回

運動の説明
用意 足を左右に開く

運動

(一)右手を側方より上方にあげ、上體を十分に左方へ屈指横腹の右側を伸ばす。(第二圖参照)

(二)そのまゝの姿勢で、更にウンと左方に屈けて横腹の右側を十分に伸ばす。

(三)反對に右手を側方よりおろし、左手を側方上方にあげ、上體を十分に右方に屈指横腹の左側を伸ばす。(第二圖點線参照)

(四)そのまゝの姿勢で、更にウンと右方に屈指横腹の左側を十分に伸ばす。

效果 横腹の疲勞を恢復します。

標準回数 八回

五、腰腹の疲勞恢復體操

どんな仕事をしてゐても腰部が疲勞する。それを最も合理的に理想的に行つて疲れを治さうとするのである。腰腹の疲れはその中にある内臓に極めて大きい悪影響を及ぼす。こゝに留意してこの體操を行ふのである。まあ一つ腰を伸ばしてから働かう、と言ふ處である。

腰腹の運動



第一回 第二回

運動の説明

用意 足を左右に開く。

運動 (一)鼻より息を吸ひ込みつ、上體を十分に後ろに倒し手は自然に臀部を支へ、膝を少し屈ぐ。(第一圖参照)

(二)口より息を吐き出しつ、上體を起し手は自然に足に沿うてすり下げ足首を握り、膝を十分に伸ばす。(第二圖参照)

效果 腰腹の疲勞を恢復します。

標準回数 四回

以上で働く人の疲勞恢復體操を終る譯であるが、この體操の次に機能増進の國民體操を併せ行ふことが最もよいのである。この二つの體操の前に、職業適應の體操を行へばより徹底する。

なほ短時間に簡単に、この働く人の體操だけを行ふ際には、必ず最後に「天つき運動」を行ひ「深呼吸」を行ふことにすればよい。

○「天つき運動」とは、國民體操の中にある上下肢運動である。用意で、手を握つて肩にとり、足を左右に開いて半ば屈げる。運動始めて、元氣よく手と足とを上へ伸ばす、次に用意の姿勢に返つて腹に十分力を入れる(掛聲ヨイサヨイサ)運動である。深呼吸は胸式、腹式、胸腹式を適當に行ふ。

○職業適應體操に就ては次の機會に解説する。紙面の都合もあり解説が本稿の主要目的でないから。

以上の體操を、工場、鑛山、會社、官衙、銀行、商店

等に於て、夫々の實情に應じ、始業前、休憩時、間晝食前、終業後等に實施する。終業後、一定時間後に、各種の運動競技、武術、角力、等を行ふ際に、これが準備運動として、又整理運動として此の體操を行へば、總ての運動をしてより効果的にする。なほ繼續して實行するところが、本體操の効果を確實にする一大秘訣である。

序でながら特記しておきたいのは、去る四月廿六日わたくしが行刑體育の問題をさげて大阪刑務所を訪ねたとき、馬場戒護主任を初め職員の方々から、熱心に試演と批判を賜つたことである。やがて全國の受刑者によつて行はれるであらう前提として、戒護部の方々によつて心から試練せられたことは、わたくしにとつて此上もないよろこびである。これが恐らく働く人の體操がわが刑務所内で行はれたトップであらう。心から、投げられた石の渦巻のより擴大する日を期待する。

以上極めて概説ではあるが、わたくし共は大體「工場體育運動」なるもの、アウトラインを掴むことが出来たと思ふ。そして愈々わたくしは前にも断案したやうにわが行刑體育を大體かゝる工場體育の範疇に入れて計畫考案を進め様とするわたくしの方針を、改める必要がなくなつた。

然らばわが行刑體育は如何なる主要眼目をもつて進むべきであらうか。

- 1 拘禁生活から受ける身心兩面の障壁を除くこと。
 - 2 行刑作業から受ける健康上の障壁を除去すること。
 - 3 特に肺と胃腸を強くし、全身の機能を増進すること。
 - 4 氣持を明るく愉快にすること。
 - 5 頭腦を明晰に、動作を確實に、能率を増進すること。
- 而して、かゝる眼目を持つた行刑體育が、従つて如何なる特色を持つて組立てらるべきであるか。

1 老若男女、誰にも、何時でも、何處でも出来る體操運動なること。

2 最も合理的なものであること。従つて體育上の効驗確實であること。

例へば、適應體操にしても、作業適應の外に、收容別（獨居、雜居、病監等）適應體操が考案せられねばならないこと。

3 個人的にも、國家的にも實施し得て、訓練による教育的効果の顯著なものであること。

干渉と放任

朱 谷

であつて元氣に工場作業に従事してゐる者に施す體操、獨居拘禁者（未決、既決を別にして）に行はせる體操、青少年囚、女囚等に對して實施する體育運動、等々各種の體操が考案されねばならぬであらう。また、例へば、教化上平靜を保たせて置く方が適當な受刑者や未決囚に對して、無闇に明るい晴やかな體操も施されまい。同様に、反對の事も言ひ得る。かうした特殊な場合に於ける體操の如きも、刑務所では充分研究し實施されていゝと考へる。兎もあれ、行刑體育の理論と實際に就ては、まだ多くの問題が残されてゐる。そして、もつと盛んに問題化されてよいのだと思ふ。

わたくしはなほ行刑體育の具體的要領、特に行刑の立場を顧慮したる實施方法並に其の注意、實際的効果等に就て數多く言はねばならぬが、それらは凡て出来るだけ近き機會に於て果したいと思ふ。たゞ貧しい本稿が最初の機縁となつて「われらの體操」、特に「働く人の體操」「機能増進の體操」だけでも各地の刑務所に於て實施される事となり、聊かでも受刑者のよろこびを増すことが出来れば、體育運動によつて救はれてゐるわたくしにとつても亦望外の喜悅である。

物事を行ふには干渉と放任との相反する二つの方面を觀察せねばならぬ。干渉が其度を過ぐれば不平の因となり衡平を得ぬことになる。此處に世話好きの老婆がある隣の新家庭に出入し何にくれとなく能く世話をする其親切は、新夫婦にとりて此上なき重寶で大に難有味を感ぜしめる。併しだん／＼慣れて一舉一動世話を焼き過ぎると難有味が變じて終に五月蠅くなるのである。世に之を難有迷惑といふ、凡そ世の様が此の調子に政治であれ教育であれ、商賣でも工業でも干渉が其度を過ぐれば手も足も出なくなる。之を思案投首とも申さうか難有迷惑や思案投首などは決して成績の良いものではない、效果の芳ばしいものではない。必ず其處に不平の起るの一般の情勢であらう。然らば之を放任せんか、放任も其程度を誤れば不良の因となり中庸を得ざることになる。或る國に一人息子がある大切の餘り言ふが儘に爲せばだん／＼増長して不良性を誘致し終には種々の罪惡を生ずるやうになる。之をば不取締ともいはんか、斯様に凡ての事柄に對し放任に失すれば是亦手も足も出せぬ状態に陥ることであらう。之を不行届とも申すべきか、不取締や不行届はやがて不良の結果を生じ不正の痕跡を印するに至るは普通の病弊である。之を要するに干渉に過ぐれば衡平を失し、放任に失すれば中庸を得ざるは自然の理勢であるから、處世の間何事にて中庸を守りて衡平に行はるゝことになれば、其處に干渉の苦情も起らず、放任の非難も生ぜぬ譯である。儘にならぬが浮世の習ひと云へど此處に達せぬものが到る處にあるのは、是れ併しながら精神修養の足らざるに因るものと断ぜざるを得ないものである。

不良兇悪囚の調査 (十)

吉益 脩 夫

(三) 最強度の生來性精神薄弱者及び狹義の精神病者

一六

(50)

Z・A

文久三年六月一日生

生地 山梨縣ノ村

職業 無

罪名 窃盜

入所 二十五回

農家に生れたが、獨立して生活を営む能力なく、刑務所外の社會生活に堪へないものであつて、扶養者のない此受刑者は刑務所と社會との間を反復往來して居るものである。無論未婚者である。飲酒を好み、數合の酒を飲むと云ふことである。刑務所に於ては作業全然不能であつて、刑務所生活に對して何の反應もない。別に出獄を希望する様子もない。診察の概況は次の如くである。
小顔を呈し、顔面部突出して猿猴類の如き相貌を有し、

表情は遲鈍であつて、平素氣縁よく笑を浮べて居る。脊椎は後彎を呈す。身體構造は虛弱型に屬する。

| | |
|-----|-------|
| 頭圍 | 51.0 |
| 頭縱徑 | 17.9 |
| 頭横徑 | 13.4 |
| 身長 | 141.7 |
| 體重 | 38.6 |
| 肩幅 | 30.9 |
| 胸圍 | 77.5 |
| 腹圍 | 65.8 |
| 腰圍 | 75.6 |
| 前膊圍 | 19.8 |
| 手圍 | 17.5 |
| 腓腸圍 | 25.0 |
| 下肢長 | 75.0 |

正規の智能検査は全然不可能である。智能の如何に低きかと云ふことは次の概略の検査によつて窺ふことが出来る。

今日は何月何日か……………分らぬ
 茲は何と云ふ所か……………監獄
 何と云ふ監獄か……………知りません
 監獄と云ふのはどう云ふ所か……………何か仕事をする所
 いつ茲へ入つたか……………分りません
 お父さんの名前は何と云ふか……………忘れまして
 お母さんの名前は何と云ふか……………分りません
 お前の年は幾つか……………分らぬ
 人の物を盗むことはい、ことが悪いことか……………そりや悪い
 三錢と五錢と加へると幾らか……………分りません
 一圓と五十錢とどちらがい、か……………分らん
 數の概念は全然缺如し、嘗て一圓を持つて焼芋を買ひ、釣錢をとらずに逃げて行つたことがあると云ふことである。
 右の手、右の耳を指摘することが出来、時計、瓶、齒、舌枕等の名稱を知つて居る。赤色は知つて居るが青色は知らない。
 以上によつて本受刑者は心神喪失者と認むべき程度に智能

の缺陷のあることを知ることが出来る。刑の執行は全然効果を顯はさない。

診断——白癡 (Idiotie)

(51)

Z・M

明治二十六年生 (月日不明)

生地 不詳

職業 無

罪名 窃盜

刑期 四年

入所 四回

生活史は犯罪事實に關するものを除いては一切詳でない。大正八年より四回、竊盜罪によつて懲役刑を受けた。行刑資料通知表には本人は智能足らず、社會よりも監獄を望む風ありと某検事によつて記載されて居る。今回の犯罪は大正十五年八月七日鎌倉に於て某方より本綿拾一枚、靴下、書籍、信玄袋、タオル、脚絆等を盗み、それより一週間後近村に於て某方より現金一圓五十錢及び石工鑑札を盗み、更に一週間後藤澤町に於て現金五十錢白糖五斤、安全剃刀、木綿風呂敷一枚を竊取し小田原裁判所に於て判決を受けたものである。刑務所にあつては行刑に對する反應全然なく、僅に麻屑を延すことをするのみで、堪えず周圍に注意を奪はれて充分にこれさへも出来ない。不注意であつて時々器物を破損する。平素、口を開き、前額に皺を寄せ、茫手として一方(主と

して上方或は或は側方)を眺めて居る。

言語を全然發することが出来ない只僅かに理解出来ない所の音を發するに過ぎない。言語の理解も全然不可能である。相對して、此方が右の手を舉げて、模倣させる様に仕向けると、向ふで鏡寫的に左の手を舉げ、此方で指を三本にして見せると同様三本にして應ずる。

身振りによつて多少意志を通することが出来る。例へば錢を示すと受け取らうとはしないで、それを受ければ革手錠を掛けられて、あちらへ連れて行かれると云ふ様な身振りを示す。尙片假名を辛じて若干書くことが出来るが、言語を形成しない。例へば、

時計を示して書かせると「ツヤキマラ」(字は不明瞭で推定して上の如き字であらうと解釋したものである。)
 一錢銅貨を示して書かせると「ナヤツセヤ」
 五錢白銅を示して書かせると「オマテタキ」
 バットの煙草を示して書かせると「マタラセキ」
 「クチ」と云ふ字を書いて示すと全然理解せず首を動かして奇妙な音を發するのみである。

刑務所に於いて以前は手間似で通じないと組附いて来たことがあつた。又夜具を被つて大聲を擧げて興奮したことがあつた。智能は始めから缺陷があつたもので、決して途中から癡呆に陥つたと云ふ形跡は認められない。身體構造は虛弱—競技混合型であつて、生殖器等の發達は尋常である。耳殼は把手狀を呈し、眼高鼻根深く陷凹し、口部は突出して居る。咬齒は間隙を有し、充分接合しない。

診断——雙啞兼白癡 (Taubeismus + Idiotie)

(52) R.K.

明治十五年四月二十日生
生地 山梨縣ノ村
職業 無
罪名 恐喝、恐喝未遂
入所 十六回

農家に生れ、家系に精神病者はない様である。既往症不詳
教育状況も不詳、兵役不合格、實家は始め資産があつたが、
現在は貧困である。

監房内平素の舉動を記すれば次の如くである。作業不能、
茫乎として無爲、時々無意味のことを獨語し、獨笑を發す
る。時には稍怒つて抵抗することがある。嘗て二週間昏迷狀
態を呈し、拒食症狀の現はれたことがあつた。
刑罰に對する態度は無關心であつて、出獄の際共に無頓著
である。寧ろ刑務所に居ることを好む様に見える。
診察時の状況を見るに、表情遲鈍口は開き、茫乎として笑
を含んで居る。言語は不明瞭であつて、加ふるに思考散亂し
思考の進行脱線して談話の要領を得ない。
質問に對する應答の概要は次の如くである。

年齢は？……………三十七(實は四十七歳)
何年何月何日生れか……………二十二年四月二十五日
(實は十五年四月二十日)
今日は何月何日か……………よく分りません
茲は何處か……………甲府監獄
茲はどう云ふ人が入る所か……………典獄さんや看守

長さんが居るところ。
(更に同一の質問を繰り返すと)……………自分がち
きと悪いと云はれます。

監獄は何するところか……………監獄と云ふのは悪い
とをするものが多いとしか自分も考へませんが。
あなたのうちはどこか……………小井澤村富士見村(誤)
うちのお母さんが非常に、それでも云はねばなり
ませんでせうな。

いつ茲へ来たか……………去年
頭はどれか……………(正しく指摘す)
耳は？……………(正しく指摘す)
鼻は？……………(右の頬を指す)

二本と三本と加へるといくらになるか……………分らぬ
物を盗むことはい、ことが悪いことか……………(空虚
な微笑を浮べて)いくら、い、ことです。

向義惡の辨別の無くなつて居ると云ふ事實は次のことから
窺ふことが出来る。即ち、受刑者は或時下駄屋の前で人の
居るのにも拘はらず盗んだと云ふことである。尙今回の恐喝
罪なるものも極めて簡單なものであつて、出獄後直ちに食に
窮し、或家の裏口に行き、主婦を縛り、食物を出させやうと
したものである。(當時既に生計能力消失して居た)。
身體構造は虚弱型である。

Body measurements table:

| | |
|----------|-------|
| 頭圍…………… | 55.4 |
| 頭縱徑…………… | 18.6 |
| 頭横徑…………… | 15.7 |
| 身長…………… | 156.0 |
| 體重…………… | 57.0 |
| 肩幅…………… | 29.0 |
| 胸圍…………… | 53.0 |
| 腹圍…………… | 72.0 |
| 腰圍…………… | 80.0 |
| 前膊圍…………… | 17.5 |
| 手圍…………… | 17.3 |
| 腓腸圍…………… | 31.0 |
| 下肢長…………… | 83.3 |

(53) S.S.

明治三十三年十一月二十日生
生地 東京市本所區
職業 無
罪名 強盜未遂
刑期 五年
入所 四回

外部的異常としては、上顎前出を認め、下顎の發育著しく
不良である。大腮門から小腮門に沿ひ頭蓋骨の隆起を認める。
特記すべき病狀としては先づ強硬病狀の著明なことを擧げ
なければならぬ。尙、被動運動に抵抗を感じ、膝蓋腿反射
の亢進を認める。

診斷——緊張病 (Katatonia)

教育は尋常小學の課程を終つて居る。兵役關係はない。酒
癖があつて一日平均二合位の酒を飲んで居た。初犯は大正八
年である。
丙種受刑者となつた理由は昭和三年前刑務所に於て精神異
常を起し、無意味に興奮し(緊張病性興奮)夜間大聲を發し
ドアを蹴破り、硝子窓を破壊し、作業をしなかつたため
である。

監房内の平素の舉動を記すれば次の如くである。全然作業
をなさず、頭を下げて屈居し、終日無動である。(常同症狀)
又獨笑、獨語を發することがあつて、其他に時々意味のな

い興奮をして衣服を破ることなどがある。
診察時の状況は大體次の如くである。
常に頭を垂れて屈伏し、表情硬く、動きに乏しく、空虚で
ある。常同姿勢を呈し、聾耳肩症狀を認める。尙、極く軽度
の強硬症狀がある。言語に衝動的症狀を認め、意志行爲に著
明な阻止を見る。
應答の概要は次の如くである。

姓名は……………(正答)
年齢は……………知らない
今日は何日か……………知らない
茲は何處か……………知らない
何年何月何日に生れたか……………(正答)
いつ茲へ来たか……………知らない
父の名は……………(正答)
母は？……………死んだ
右の手はどれか……………(左の手を示す)
時計赤鉛筆などの名稱は正答する。
暗算を課した結果は次の如くである。

5+8=10, 10x2=20, 20x2=30, 30x2=60,
60x2=120, 7+8=9, 15x2=30, 30-15=15,
15-7=7, 3+5=6, 6+5=2, 5-3=6,
以上の検査によつて、その精神的所有が不均衡であつて、
之は後天的な精神荒廢によつて惹起されたものであることを
直ちに知ることが出来る。
身體構造は虚弱型に屬する。

外部の異常としては門齒の離間を認める。此患者に幻覺、妄想があるかどうかは知るを得ない。

診断——緊張病

(54) K.M.

明治十七年六月五日生
 生地 山梨縣ノ村
 職業 農
 罪名 窃盜
 刑期 二年
 入所 五回

小兒期溫和であつて、高等小學校の課程を終り、成績も良好であつたが、青年期に入つて本精神病に罹り、癡呆状態起り爾來盜む様になり、改悛の狀を認めないと云ふことである。

犯罪は大正二年(二十九歳)より竊盜詐欺により一回、竊盜により四回刑を受けた。

監房内の舉動を記せば次の如くである。作業全然不能であ

つて、只麻屑を持って遊ぶのみである。室内に於ては大抵踞居し、茫乎として動きに乏しい。(意志減弱、常同症)

(但し、十年程前に入所して來た頃は、多少作業力を認めたと云ふことである)嘗ては暴行に出で、器物を破壊したところなどもあつたが、現在は全然怒ることがない。(感情鈍麻)

診察時の狀況を見るに、表情は空虚であつて、遲鈍、口を開放し、無關心な態度をして居る。指南力缺如し、病識病覺共に存在しない。

今日は何月何日か……………八月三十日(實は十二月中旬)

茲は?……………刑務所

刑務所と云ふのはどう云ふところか……………職業を見習ふところ

年齢は?……………三十歳(實は四十六歳)

お母さんの年齢は?……………二十五歳

お父さんの名は?……………源内さん(正しいけれど「さん」を附ける所が變つて居る)

お母さんの名は?……………みや(正)

住所は?……………(番地を除き正答)

放火と竊盜とどちらが悪いか……………竊盜の方

殺人と竊盜とは?……………殺人の方

竊盜と傷つけることとは?……………竊盜の方

左右を辨ぜない……………

暗算を課した結果は次の如くである。

5 + 3 = 8, 7 + 8 = 15, 7 × 3 = 21, 21 × 2 = 42
 50 × 3 = 150, 5 × 3 = 15, 5 × 5 = 25, 21 - 7 = 14
 20 - 7 = 13, 15 × 5 = 85,

思考過程には散亂の徴候を見る。

尙、大正二年の書字を示せば、次の如くである。

「語ノ一生路時ヨリ十五歳迄ハ父母ニ學校ニ大クサレ他人様ニソダテラレ、萬六歳ヨリ十五歳迄學校ニ行學ヲ故三スタ」

大正十五年の書字例(常同症狀を示す)

「精神ノ請修所ハ以テ行後ニハ……………」

幻覺、妄想の存在は認められない。軽度の強硬症狀を認める。尙被動運動に抵抗を感ずる。瞳孔其他に異常はない。膝蓋腱反射亢進して居る。

以上の事實から、本受刑者は生來性の精神薄弱者ではなく青年期に發した精神病によつて癡呆状態に陥つたものであることが明かである。現在でも昔に修得した知識の破片が散亂性に遺殘して居る所を窺ふことが出来る。

診断——早發性癡呆症の末期 (Endstadium-der Dementia praecox)

(55) Y.O.

明治三十二年十二月二十八日生
 生地 廣島縣ノ村
 職業 仲仕
 罪名 恐喝、強盜致死(共犯あり)
 刑期 十五年
 入所 一回

實父母に育てられて中學三年を修了した。家庭は圓滿であつて、父母兄弟姉妹の素行善良、近隣の風評良しと云ふことである。

本人はニヒリズムの團體に入り、其間に今回の兇惡慘忍な犯罪を行つたものである。本症發病の時期は明かでない。

現在の狀況を述べれば次の如くである。斷えず獨語、獨笑をなし、談話は要領を得ず、關係のないことを喋る。而も外界に無頓著で自己籠居症狀 (Autismus) を呈す。同じことを度々繰り返す。(常同症狀)例へば、談話の中に無關係に「未決の勞役所を興へて戴きたいんです」と數十回も同じことを繰り返へして挿入する。

街奇的舉動を呈し、目視固定し、舌で口を打ちビチャ／＼と音をたてる。

意思散亂し、思考の進行は、盛に脱線する。例へば「ペニスの商人で助つた大阪の判檢職、勞役所を興へて戴きたいんです。鳩山一郎さんが云々……………」

感情の表現は不自然、不合理である。涙を流して話して居て、而も其間に笑ふ。(ストランスキーの所謂精神内界の失調即ち、Thymopsyche 及 Noopsyche との間の平衡障礙を示すものである。)

被害妄想的なこと例へば「母は茲へ來て(刑務所で)食料缺乏で殺された。姉も(西ノ宮の近くで)殺された」と語るが、而もそれを微笑を浮べて話す。

年齢は?……………三十二歳

何年何月何日生れたか?……………三十二年十二月二十八日

父の名は?……………知らないです

今日何月何日か……………(日を知らない)

故へ来たのは何時か……………三年程前
 判決は？……………四年程前
 母の名は？……………(正答)
 母の年は？……………五十なんぼ
 学校は？……………中學三年
 故は何處か……………(お辭儀をする。更に追及する
 と)千葉貝塚刑務所

(56)

暗算を課した結果は次の如くである。
 $5+8=15, 21-7=14, 15 \times 5=75, 19 \times 5=95$
 $18+17=35, 35 \times 2=70, 70 \times 3=210,$
 米一升で五人の人が食べられるとすると二十五人の人
 が食べるには何升要るか……………二斗五升
 症状は現在では漸次増悪の傾向を示して居る。
 瞳孔は縮小して居るが、光線反応は存在して居る。
 耳鼓は典型的なマカグス耳を呈し、兩方共に耳朶の銳角的
 癒着を認める。咬歯充分接合しない。

診断——早發性癡呆症

(57)

Z.S.
 明治十八年三月二日生
 生地 静岡縣ノ村
 職業 無
 罪名 窃盜、傷害
 刑期 十年

入所 五回

實父は大酒家であつて、暴行癖があつた。弟一名は現在行
 方不明である。其以外は詳かにすることが出来ない。
 田舎の百姓家に生れ、家庭は圓滿でなかつた。學校は高等
 一年のとき實弟に傷を負はせたために放校處分を受けた。十
 五歳より性交を始め、既に若年時に梅毒に罹つた。兵役關係
 はなく、未婚であつて、性慾強く女道樂を盛にし、飲酒を好
 み大酒家である。貯金なく、収入もない。宗教的には無信仰
 であつた。犯罪は前四回は竊盜である。
 刑務所に於ては興奮して、喧嘩、抗言、放歌、器物破壊、
 便所外への排便、不得要領な發聲、不服従等により屢々懲罰
 を受けたことがある。食ふことに對して特別に熱心であつた
 残飯でも手で掴んで食べると云ふことである。
 診察時の現況を記すれば次の如くである。顔貌は茫乎とし
 て癡呆性表情を呈し、無頓着無耻であつて、平然と猥褻な言
 語を發し、談話は要領を得ない。

今日は何月何日か……………知らない
 故はどこか……………監獄
 何監獄か……………千葉
 何年何月何日生れか……………考へたことがない
 何時故へ来たか……………知らない
 母の名、兄の名は？……………(正答)
 太陽はどちらから出てどちらへ入るか……………東か
 ら出て西へ入る
 [暗算] $5+8=13, 2+3=5$ (指で數へて) $5 \times 3=15$
 $5+5=10, 10+10=20, 5 \times 3=15$
 領取力甚だ悪く、感情は多幸性である。言語不明瞭、而も
 詢語性である。

Y.H.
 明治三十三年一月九日生
 生地 神奈川縣横濱市
 職業 無
 罪名 窃盜、囚人逃走、窃盜
 刑期 六年十月
 入所 八回

診断——早發性癡呆症

前額部の痛覺著しく鈍麻して居る。瞳孔は尋常大、左右異
 同大光線反應は存在して居る。手指に粗大の震顫があり、舌
 尖にも震顫を認める。膝蓋腱反射略尋常である。身體構造は
 肥滿型に近い。外部的異常としては門齒の離間がある。大體
 以上の如き症状であつて、麻痺性癡呆を思はしめる所もあつ
 たために念のために、脊髄液の検査を依頼して置いたがその
 結果はワツセルマン氏反應陰性と云ふ報告があつた。

今日は何月何日か……………三月二十三日(正)
 故へ来たのは？……………大正十五年二十一日(實は
 二十日)
 年齢は？……………三十(誤)
 何年何月何日生れか……………三十三年一月九日(正)
 父の名は？……………青三
 故は何處か……………千葉縣
 何をするとところか……………仕事をするとところ、ま
 悪いことをしたから仕事をするとところ
 夏と冬とどちらが日が長いか……………夏
 一年は何日あるか……………三百六十五日
 一日は何時間か……………二十四時間
 一時間は何分か……………六十分
 一分は何秒か……………六十秒
 三月、二月の月何日あるか……………三十一日、二十
 八日
 警察と云ふのは何するところか……………分りません
 [暗算] $5+8=13, 7+8=15, 5+5=10,$

$2+3=5, 5 \times 3=15, 15 \times 3=45, 45+45=90$
 $21-7=14, 8+5=13, 13 \times 3=39, 39 \times 2=72,$
 米一升を五人の人が食べられるとしたら、二十五人が
 食べるには？ 分らない
 竊盗と放火とどちらが悪いか 放火
 綿一貫目と石一貫目とどちらが重いか 同じ
 技を出たら何をやる積りか 何やるか分らない
 出たいかと尋ねても餘り關心を持たない。
 睡眠は良く、夢の頻度小である。時々頭痛が起る。其他の
 症状としては強硬症状があるだけで他に特記すべき症状がな
 い。身體構造は虚弱型に近い。膝蓋腱反射は亢進して居る。

診断——早發性癡呆症

(58) M.A.

明治十三年七月一日生

生地 滋賀縣ノ村

職業 醬油製造業雇人

罪名 竊盜

刑期 七年

入所 十三回

父は早く死亡して詳かでない。母は精神に異常があつて、
 物を考へたり、腹立つたりすると癲癩様發作を起し、意識が
 なくなつたと云ふことである。推定情緒癲癩 (Affective-
 Paro) かと思はれる。癲癩は強直性のものである。時々爆發
 性に憤怒する癖があつた。同胞は上に四人あるが、其内第四

番目の兄は平素は温順で義に強いけれども、爆發性に憤怒す
 ることがあつて、一旦怒れば前後の見境なく亂暴する。大酒
 家であつて、酒は三升以上も飲む。飲めば前記の状態は一層
 激しいと云ふことである。尙、父方伯父が一人行方不明にな
 つて居る。

本人は村落に生れ、家には資産もあり、圓滿であつたと云
 ふことである。三歳のとき養子となり、養父母に甘やかされ
 て育てられた。學校は高等四年を卒業したが、當時算術の成
 績が悪くて二回落第させられたと。子供の時は村の人から馬
 鹿と云はれたと云ふことである。少時より自家の金を盗んで
 費ふので養父母は金の隠し場所に困り、財布を肩籠の中とか
 米俵の下に隠したと云ふことである。性質興奮し易く頻繁に
 喧嘩をした。十九歳より友人に誘はれて遊廓へ行つた。自我
 感情強く爆發性に憤怒し、上の者に向つても死を賭しても反
 抗せんとする傾向がある。頭蓋骨は矢狀縫合に沿ひ陥凹して
 居て憤怒すれば其個所が熱くなつて痛むと云ふ。同時に耳鳴
 と偏頭痛を伴ふ。小兒期より發作起り、該發作は前兆として
 拇指が動かなくなり、續いて全身の強直性痙攣を起し、暫時無
 意識となると云ふことである。發作後は疲勞感がある。眼瞼
 に纖維性揺蕩の起ることは屢々あり、物體が二に見えた。
 生活史を見るに職業を轉換すること數限りなく、印刷工、
 文撰、大工、土方、金網職、味噌醬油製造、機械職、百姓、
 製藥、醬油屋の雇人等と種々渡り歩いた。

兵役は甲種合格であつたけれども、入營しなかつた。正式
 の結婚はしたことはないが、幾度か數ヶ月づつ、女と同棲した
 ことがある。性慾は餘り強い方ではないが、飲酒を好み、三
 升以上も飲むことがある。飲酒すると一層興奮し、無茶苦茶
 になる。資産としてはなく、収入は月十三圓を得て居た。宗教

生活を見るに性格が偏執的のために迷信強く、願を掛けたり
 したことがある。現在は酒を飲まない神と云ふので基督を信
 仰して居る。
 刑務所に於ては今回の刑期に特に反抗不服従が甚しい。そ
 れは無論本精神病の妄想に基くものであつて、全く不可抗的
 なものである。

此精神病は既に刑務所へ入る以前、即ち今回の犯行前に發
 病したものである様に思はれる。判決文には只烈公の甲胃
 の金色燦爛たるを見て盜心湧起り、竊かに時機を窺つたと書
 いてあるけれども、該犯人の技に至つた重大な原因として次
 の如き精神状態を看過することは出来ない。本人は幼少のと
 きより、郷里に於て彦根の井伊大老の葬式は首なしで行はれ
 たと云ふことを聞かされ、自分の伯父が井伊家の家老をして
 ゐたので、之は病的過程による追想の誤謬か或は事實が判定
 し難い。彦根のために深く水戸烈公を怨んで居た。大正四年
 頃復讐のため水戸に流れ込み、某醬油業者の倉庫に入り働き
 夜間は戸外に出て竊盗をなし併せて種々搜索をして居た。偶
 々烈公の誕生日三月十二日に常盤神社に於て烈公の甲胃が展
 覽された。當時の神主Kは前典獄であつて、七人逃走のとき
 免職になつたが、父が櫻田門外で仆れた人であるために神主
 にして貰つたと云ふ。之も妄想的解釋ではないかと思ふ。此
 神主が甲胃を倉庫に入れる所を見届け置き、よき復讐なりと
 考へ、何回も倉庫に夜間忍び行き、石鹼で型をとりそれによ
 つて合鍵を製造し、之を持つて同處に赴き、汽車の進行の音
 に紛れて戸を開き、倉庫に入つて甲胃を盗み出し、之を附近
 の洞窟に隠した。(井伊大老の首も洞窟に隠されたと云ふこと
 に準らへて) 後、之を某の家(故賣者)に持ち行き七つに分
 ち、首は足利の津間山に埋め、胴體は辨天池に投じた。尙、

袖は破壊して鐵砲風呂で焚いた。其後更に某に依頼されて同
 倉庫に入り、銀製の花瓶と正宗の名刀を盗み、之を十圓に賣
 つたと云ふ。判決後K刑務所で謝罪文を有りの儘に書いて出
 さうとした。(其理由は警察で或刑事がお前はとんでもないこ
 とをした。以前に倉庫へ入らうとして失敗した男が刑務所へ
 入れられて獄中で死んだと云ふことを話して呉れた。死ぬと
 云ふことは社會でもあることなのに殊更に云つたのは無論殺
 されたと云ふことを暗示したものであると解釋した。それだ
 から自分も命が惜いので謝罪文を書く氣になつた。然し、そ
 の晩夢に老翁が顯はれ「汝復讐を語る勿れ」と云つたので事
 實を有りの儘に書くことを中止し、甲胃を外國に賣り金にす
 るため、「即ち貿易を意味する」と書いた。(之は烈公は攘夷
 の親玉だから烈公の負けたことを意味すると云ふ)

「幻聽」 「國家の基礎は緩んだぞよ」と云ふ烈公の聲が左の
 耳から聞えて来る。小聲ではあるが明瞭に聞き取れる。又「頼
 むぞよ」と云ふ彦根藩士の聲も聞えて来る。此等の幻聽は獨房
 に居る時のみならず、其他の場所でも獨り居ると聞えて来る。
 「幻視」 「烈公の姿が見えたことがある。又觀音様(赤い衣
 物を着て黒い髪を持つた)があらはれて「甲子の年に世が變
 る」日米戦争しては負ける」と云はれた。此姿だけは不思議
 に瞬きしても消えない。

「誇大妄想」 「妄想的解釋」 犯行後に至つて、烈公の事に
 關して誇大的な妄想が形成されるに至つた。即ち、前に述べ
 た幻聽として聞えて来る烈公の「國の基礎は緩んだぞよ」と
 云ふ言葉は烈公の敗北を意味するものとして、誇大妄想を色
 彩づけて居る。此聲が聞えて間もなく、大震災が起り、四七
 ○○○人の人が死に、被服廠で三二六八四名が死んだ。(之は

軍服衣物製造所だから甲冑に當るわけであると云ふ。それから水戸に大火起り、汽車の煤煙によつて大正七年三月二十五日七四二軒焼けた。自分があのかつて以来水戸に縁なことがないと思つて入つて来た受刑者が云つて居た。二十五日は丁度烈公の嫌な電氣記念日である。又尼港事件の開始は烈公の誕生日三月十二日に當るではないかと云ふ。

〔被害妄想〕 誇大妄想と同時に之に關する被害妄想が存在して居る。S警務主任はK神主の親戚に當る(妄想)食物の中に時々毒を入れることがある。その證據に時々苦しくなつて嘔吐をすることがある。それから近來湯を澤山用意して置いて、斯かる場合に飲んで胃液を薄めることにして居る。味噌汁の中に馬の睾丸の様な膠製のものの中に白い物が入れてあつた。出して後で之を研究しやうと思ひながら運動に出たが、歸つて見るとそれが消え失せてしまつて居た。

刑務所の七人逃走は水戸の醫者の息子で一等水兵である雜役が仕組んだことであつて、之によつて戒護主任が代りAと云ふ新しい看守長が来た。彼は自分が不利な様に仕向ける。物置に火事があつたとき同因は自分が附けたと云ふ風説を立てた。その背後にはやはりAがあつた。震災のときもA看守長は自分の味方だけを仙臺に送り、自分などの嫌なものだけを干葉へ送つて、故で自分を苦しめやうとするのである。

〔發明妄想〕 「鹽化ラヂウム」を發明した。それは犯罪の少し前に白粉の空瓶に鹽が入つて居たが、それを食物に入れて食べると非常に元氣になつた。これは日光の作用で白色の厚い硝子の中で鹽が鹽化ラヂウムとなつた爲である。之を一層精巧なものにしたから佐藤定次郎博士に依頼して見たいと思つて居る。

「獅子たけの汁」コレラ、チフスが必ず癒る。社會で皆癒つて居るを云つて居ると云ふ。

〔豫言妄想〕 來年大地震がある。と云ふのは神様が「震災の年より九年目に又又震災あり、警戒せよ」と云はれたから

である。大建築は外國保險に入るがよいと。尙其他に此患者は「登祿商標菊花」「三自福松煙」など云ふ當人には意味があるが、他人に分らない新文句を書くことがある。

身體構造は競技型に屬するが現在は瘦せて居る。

| | |
|-----|-------|
| 頭圍 | 53.6 |
| 頭縱徑 | 18.2 |
| 頭横徑 | 15.5 |
| 身長 | 161.2 |
| 體重 | 52.0 |
| 肩幅 | 37.6 |
| 胸圍 | 84.5 |
| 腹圍 | 77.5 |
| 腰圍 | 84.2 |
| 前膊圍 | 22.9 |
| 手圍 | 21.5 |
| 腓圍 | 30.5 |
| 下肢長 | 86.4 |

咬齧間隙に富み、ウキルデルムート氏耳を呈す。頭蓋骨中央は縦に陷凹して居る。關節可動性大であつて、殊に指關節は強度に伸展する。

【智能検査】

| | | |
|--------|----|--------|
| I 分析 | 12 | [12,1] |
| II 批判 | 10 | [11,7] |
| III 理解 | 8 | [12,6] |
| IV 綜合 | 8 | [8,6] |
| V 辨別 | 15 | [10,4] |
| 總點 | 53 | [55,3] |

(括弧内ハ標準點ヲ示ス)

智能検査では未だ著しい缺陷を認めない。指南力正しく、記憶も妄想以外に關しては正確である。計算にも著しい障害を見ない。睡眠は次から次へと考へ浮んで來るために不良である。夢を毎晩見るが、前記妄想に關係ある内容が多い。多辯爽快で元氣よく自分勝手なことを相手構はず喋る。

診断——早發性癡呆症の妄想型即ち妄想性癡呆 (Dementia paranoides)

The Community that
Osborne built
Frank Tannenbaum

オスボーンの建設した

プリズン・コムニティー (續)

(シン・シンの巻)

(四)

クリスマスの日のためのファンド(資金)を集めたのは外部にゐるオスボーンの友人達で、千六百人の受刑者は悉く何かしら小さな贈物をもらったのである。プリズンにゐる受刑者は殆んど甘い物を食つたことがないの

時の名である「トム・ブラウン」の文字が貼付してあつたのである。

お祭り気分はプリズンの中に漲つたのである。オスボーンのゐない間に、所長室は二本のクリスマス・トリーで飾られ、何處へ行つても楽しいあいさつが交はされたのである。其日の午後には、近くブロードウエーでブラ

デー嬢によつて上場せらるべきオーエン・デビスの劇の初演が受刑者に與へられたのである。これが非常な大當りで、生活の喜悅が急に喚び醒まされたやうに、受刑者の顔は生々と輝き初めたのである。三幕目が大喝采裏に終つて、ブラザーフッド自治團の會長の受刑者のコーバ

ーが幕外へ出て、オスポーンの挨拶のあることを會衆に告げた時は、彼は感激の餘り中途で言辭につまつてしまつた位で、オスポーン自身フットライト（脚光）の前に立つた時には、熱狂した受刑者は我を忘れて飛び上つたのである。

オスポーンがしゃべつてゐる間に、オーバーの受刑者達からのクリスマススの挨拶の電報が彼に手交された。彼が直ぐと読み上げると、「今クリスマススのデイナー（正餐）ヲヤツテキマス、貴方一人ガキナイノガ残念デス」とあつた。彼等は彼を愛したたので、そして、今でも彼を忘れずにあつた。

楽しいクリスマススの一日も漸く暮れて、劇も終り、役者達が「耳に残つてゐる」受刑者の喝采を味ひながらブリズンを去つた後、ブリズンは夜と共に鎖されたのである。オスポーンが二人の友人と共にデイナーの卓に就いた時には、ブリズンの外の霜の深い夜空の中にきらめく電燈より外には、眼に入るものとは何もなかつたのである。

「……此時不意に何處とも知れずヴァイオリンと小さなオルガンの音が聞えて來た。我々の周囲の空氣さへそのメロデイの中へ溶けこんでしまつたよう

で、續いて柔い私語のやうな低い調子でクリスマス・ス・キャロル（讃歌）の中でも最も愛すべき「ホーリー・ナイト！サイレント・ナイト！」の曲を唱ふ聲が聞えて來た。我らは誰も物を言ふものもなく、自づと目を閉ちて耳を傾けてゐたのである。」

(五)

クリスマスと新年の間に、古いシン・シンを新しいものに變化するために更らに重ねて種々の手段が取られたのである。編物工場は常にこのブリズン中で最も厄介な工場として知られてゐたもので、仕事が退屈な上に、茲處の受刑者は概して若い者が多かつたために、この工場には一日の内には十件以上の懲罰事故の起るのが始終で時には重大な殴打暴行もあつたものである。で、戒護には、ホアマン（職長）の外に別に二人又は三人のガードが配置されてゐたのである。新しいワーデンはブリズンの風氣を一變するためにわざとこの工場から手を着けたのである。クリスマススの三日後に、彼は工場へ入つて來

て機械を止めさせて、受刑者に一場の訓話を試みて、彼等の組を他の組から區別して、彼等が從來のやうな悪評を受けるべきものではないといふことを證據立てる機會を與へるからとの彼の意圖を告げたのである。而して、其午後には、ブリズン中の受刑者は、ブリズンの最悪のカムパニー（組）が從來の如く武装したガードによつて率ひらるのでなく、組の前後に一人宛の彼等の委員に守られて工場から出て來たといふ不思議な光景を眼にしたのである。かかる事は以前にはシン・シンでは未だ嘗つて見られなかつたことなのである。

オスポーンは更らに進んで一層大膽な處置に出でたのである。彼は翌朝再び工場へ來て、彼等に對する彼の信用を示すために、ブリズンのガードを引き上げてしまつて、只だ官吏ならざる普通の職長と受刑者の委員とだけを擔當者として残しておかうといふ彼の考へを告げたのである。「その理由は、お前達が厄介な組だと聞いてゐたにも拘らず、お前達は私に何の面倒をもかけなかつたのである。そして、私も別に面倒な事が起らうとも思つてはゐないし、若し今ガードを引き上げてしまつても、それがために面倒を起すものもあるまいと思ふからである」とオスポーンは言つたものである。之を聞いて受

刑者はしばらくは皆黙つてゐたが、次いで梁も揺らぐばかりの氣の好い大きな笑ひ聲が起つたのである。ガードは皆な出て行つてしまつたのである。處が次の日、この組の委員達はオスポーンの處へ來て、工場を引き上げたガードの一人は非常に公平であるから、職長の助手として工場にゐてもらひたいと要求したので、其ガードだけは後に残つてガードの制服を脱いですぐと仕事にとりかかつたのである。

オスポーンは新年の三ヶ日をオーバーンで家族と暮らすためにブリズンを去つたのであるが、元日に、所長代理のチャールス・チオンソンは、「わがブラザーフッドは、オスポーンさんがオーバーンから歸つて來る月曜日朝、凡ての組に委員の監督で食堂への出入を行はせて、オスポーンさんを驚かせようと思ひます」との口上を委員から受取つたのである。其日の朝、オスポーンがブリズンへ歸つて來ると、周囲のものは皆なにや／＼笑つてゐるのである。午前の時間の終る頃、彼はヤードへ出てくられるようにと乞はれたのである。正午の汽笛が鳴つて、受刑者が工場から出て來た時には、ガードは一人も見えなかつたのである。約千六百の受刑者は彼等の仲間から選ばれた委員に率ひられてブリズン・ヤードへ

やつて来たのである。食堂へ入る時になつて、オスポーンも入るようにと請はれたが、竝處にもまた一人のガードも見られなかつたのである。受刑者は大きなルームに一緒になつて午飯を食つてゐたのである。一人のガードもゐず、只だ選ばれた守衛の受刑者と其助手とがゐたのみである。オスポーンが入つて行くと、彼等は一齊に喝采して子供のやうに大きな笑聲を揚げたのである。かくして、シン・シンに於ける新しい年は始まつたのである。凡てこれは只だ僅かに一ヶ月の内に仕遂げられたのである。しかし、これから先の新しい十二ヶ月の間シン・シンに於ける成績を語る前に、しばらく記述の筆を擱いて、トーマス・モット・オスポーンの志してゐたプリズン・リホームの如何なるものなりしかを考へて見るのは、其處を得たものと思ふのである。

アメリカのプリズンは、クリミナル（犯罪者）なるものは、彼等の性質を悪化し、他の人間と異ならしめ、普通の人間よりも一層下等な動物的な、残忍で邪悪なものたらしむる或る道徳上深く根ざした差異によつて他の人類とは種を異にしてゐるものであるといふ偏見に拘はれてゐたのである。我々が今日まで普通の人間とは區別されるものために別扱ひをされるものとしてのみ其存在

の理由を辯護せられ得るやうな施設を作り長く之を維持して来たのは、實に只だクリミナルが別種なものであるといふ假定の上に於てのみ可能であつたのである。一九一〇年まで典型的なものとしてせられてゐた單調無味なプリズン。小さな居房、絶對の沈黙、綿の獄衣に坊主頭、足につながられる鐵の鎖に鐵のポール、土牢、手錠、笞打、おまけに窄衣まであつたのだが——オスポーンがプリズン・リホームの運動をやり初めた時までは尙ほ普通だつたものだ——凡てかういふものは只だ受刑者が他の人間とは異つてゐるものであるといふ假定の上にのみ其存在理由が辯護され得るものなのである。かかる慣例は、それがプリズン・ウオールの中にある受刑者の邪しまな性質には極めて當然なものであるといふ假定の上に於てのみ維持せられ得たものなのである。

オスポーンはこの假定に戦をいどむたのである。彼にとつては、プリズンの中にある受刑者は、或る犯罪のために逮捕されて處刑された普通の人間なのである。しかも、その犯罪といふものも、事の性質上、法律の網にひつかからなかつた他の人間だつて行らないとは限らないものなのである。プリズンに於ける受刑者も他の人間と同じやうに取扱はれ得るもので、かかる處遇の中にこ

そ、本人の習慣を改造し、事物に對する興味を鑄直して、活動力を有用な方面にふり向ける機會が存してゐるのであるといふのが彼の信念であつたのである。常習犯人の生活では、プリズンに於ける拘禁といふものは犯罪の二つの同期の間の中劇となつてゐるやうなものである。プリズンは何等の新しい経験も新しい刺激も與へはしないのである。プリズンで費される時間は一つの犯罪と他の犯罪との間に在る病氣の潜伏期のやうなものである。刑罰が犯罪防止策として役立つものであるといふ説の誤つてゐることは、一生涯犯罪と拘禁との二つの期間をぶらついてゐるもの多くの實例で事實上證據立てられてゐるのである。その理由は、プリズンに於ける受刑者が拘禁中情緒上並びに智能上の生活として只だ其過去の犯罪の経験でばかり生きてゐるからなのである。

オスポーンは行刑施設を一箇のコミュニティに變ぜしめ、新しい思想興味とか新しい態度の源ともなるべき新しい經驗刺激並びに活動とを與へ、由て以てプリズンに於ける受刑者の深くしみ込んだ經驗習性を變ぜしめんと試みたのである。プリズンは受刑者を今までと異つた行爲活動に没頭せしめて自から彼等を別な人間に仕上げる場所たるべきであると信じたのである。受刑者は社會的な活動に熱中することによつて社會化せられ得べきものと信じたのである。

かういふ考へが正しいにせよ誤つてゐるにせよ、只だ一事の儼として疑ふべからざるものがある。それは、オスポーンが、プリズンに於ける受刑者が古い制度の残忍苛酷な手段によらずしても制御し訓練し得られるものであるといふことを事實上證據立てたことである。同時にまた、彼はプリズン・ルール（規則）を破つた一人の受刑者を懲らすために全受刑者に抑壓を加ふる必要のないことを示したのである。釋放後の社會的復活が假定せられたやうに容易でないにしても、オスポーンの下に刑に服した後世に出て新しい好い位地を勝ち得た幾百の人のあるのを見ても、長い時間と有益な環境を與へれば、行刑施設に於ける拘禁生活によつて性格を改造することの單に可能であるばかりでないといふことが分るのである。

オスポーンが決して單に一箇のセオリスト（理論家）でなかつたといふことは是非記憶しておくべきである。彼は單に他をテストにかけるために或るセオリー（理論）を案出したのではない。彼は一箇のメソッド（方法）を作り上げて、それが受刑者を馴御するに實際に役立つやうな方であることを三つの異つた施設で立派に證據立てた

のである。オスボーンの事業は如何なる方法や理論にも優越したもので、一個の人間の冒険的な快心事ともいふべきものである。彼は真に不可能事を成し遂げたのである。あらゆる世間の罵詈雑言を顧みず、彼は前人の未嘗つて之を敢行するの勇氣のなかつたものを行つたのである。――

ブリスンに於ける受刑者を人間として取扱ひ、彼等を信じ、人間としての彼等と共に仕事をしたのである。彼の仕事の結果は、彼の敢爲の精神の驚歎すべきものであつたやうに、等しく驚歎すべきものであつたのである。創造的な人間の活動に於ける彼の経験の跡を尋ねるものは、彼が、人間に――たとへブリスンの中に於てすら――共通の一箇のヒュマニティー(人の性)の存することを事實の上に證據立てたことについて、何人も彼に對して深い感謝の念を懐かすにはゐられないのである。

Survey, November, 1930. 本人の著述は、...

本會情報

□春秋會懇談

四月十九日東京市附近居住の元支部長元教師等の春秋會員十三名松本樓に參集、夕餐を共にし、懇談に一夕の歡を盡して散會した。

□「人」週刊實施

雜誌「人」は、時代の進運とその本來の使命に鑑み四月二十三日發行の第二百四十六號から週刊(毎週木曜日發行)となじ、同時にその體裁を變更した。

□フキルム審査委員會

四月二十七日午前九時よりフキルム審査委員會を開き、根本推名、岡部、森山、住江の各委員藤井、富井、加藤、赤田の各幹事出席、巡回映畫「我が子我が母」及び「復興の農村」を試寫し審査協議を爲した。

□本會理事會

四月二十八日午後四時本會理事會を開き、鹽野會長はじめ岡部、根本、辻、吉田、推名、佐藤、住江の各理事、島田主事、能勢書記出席、前年度收支決算並本年度豫算の件其他を審議決定した。

□名譽會員推薦

本會名譽會員に推薦せられた諸氏左の如し
前市谷刑務所長 秋山 要氏
前千葉刑務所長 引野 信夫氏

The Illinois Prison Riots Winthrop D. Lane

イリノイズ・プリズン・ライオット

氏は多年行刑制度改良の研究に従事してある有名なアメリカのビーノロヂストで、最近は一昨年大統領フリーバーに依つて指命せられ大きなセンセーションを起した法律實施(殊に禁酒法)に關する調査委員(National Commission on Law Observance and Enforcement)の行刑部のアドバイザー・コムミッテイ(顧問役)の書記として働いてゐたのである。イリノイズ・プリズン・ライオットといふのは去る三月中米國イリノイズ州のデオリエット及びステートツイルの兩刑務所に起つた暴動をいふのである。

ウインズロップ・レーン

千七百八十五年に、ヂエレミー・ベンサム註(Jeremy Bentham(1748—1832))——英國の哲學者であり且つ法律家で、彼の有名な「最大多數の最大幸福」(The greatest happiness of the greatest number)を唱道した功利學派(Utilitarian school)の創始者と云はれた人で、彼の功利思想は當時の歐洲の人心に大きな影響を及ぼしたもので、立法方面では殊に刑法及び刑事訴訟手續に於けるその影響は最も其の効の著しいものがあつたのである。彼の大著「道徳及び立法の本義」(Principles of Morals and Legislation)は「フランス大革命の起つた千七百八十九年に出版されたのである」は、イタリーからコンスタンチノールを通過して、當時或るプリズンの建築のためロシアに傭はれてゐた弟の建築

家のサミュエル・ペンサムを訪れたのである。其處で二人は一緒に仕事をしてゐたのであるが、それから程なく英國にゐるチェレミーの友人は彼から「パノプティコン（監視所）」（Panopticon, or the Inspection House）と題する幾回かに亙つた書簡を受け取つたのである。この書簡は或るプリズンの建築の設計を説明したもので、當時チェレミーは、非常に之について得意でゐたのである。彼はこのプリズンの設計を以て近代建築に於ける斷案だと考へ、當時已にイタリートのベツカリヤ（Cesare Beccaria-Bonesani (1735—1794)）——伊太利のかんこく改良家——によつて有名になつてゐるプリズン・リホームの精神を表現したものと信じてゐたのである。

彼のこの計畫はロシア政府の容るる所とならなかつたので、英國の大哲學者で法律家であつたチェレミーは各國を巡歴してこのパノプティコンの建造を勸説して歩いたのである。しかし、何處へ行つても拒まれて、この新奇な獨創的なプリズンのプラン（設計）に耳を假すものはなかつたのである。

このパノプティコンと名づけられたプリズンについてのペンサムの考案といふのは、凡てのセル（監房）を一つの圓の圓周の上に置かうとするのである。即ち、鐵道の

ラウンド・ハウス（扇形の機關車庫）のやうな圓いセル・ハウス（監視棟）を作るのであつて、受刑者を外側の壁に直ぐくつつけて作られた小さな室即ちセルの中に住まはせるのであつて、つまり凡てのセルが中心を繞つて完全な一つの圓を描くやうになるのである。で、圓より凡てのセルは内側に向いて作られてゐるので、監視者即ちガード（看守）が其の圓の中心にゐれば其の場にゐながらにして直ぐと凡てのセルが見通しになるのである。若し適當の角度を用ひればセルの隅々までも明かに見ることさへできるのである。かうしておいてから、その圓の中心にゐるガードのために一箇のシエルト（掩護物）たる小屋を作つてやれば、それで立派な一つのプリズンができて上るのである。受刑者は逃げ出すことのできない圓の圓周の上に列んでゐるセルの中に入れて、そしてガードは（自分は防禦されながら）各受刑者の舉動を一から十まできびしく見張つてゐるのである。一寸脚を組むのさへ見張の眼を逃れるわけにはいかないのである。日かな一日、幾週も幾ヶ月も、受刑者は斷えず監視者の凝視の下にゐなければならぬのである。これがパノプティコンといふものなのである。

是より先き、英國では、チオン・ハワードは夙くもプ

プリズン・リホームの運動を開始してゐたのであつて、已に一七七七年に、彼の有名な英國並びに歐洲大陸諸國のかんこく視察記（The State of the Prisons in England and Wales, with Preliminary Observations, and an Account of some Foreign Prisons）は公にされてゐたのであつた。この視察の結果となつたものは、當時最も悲惨な状態に在つた英國のかんこくの改造で、彼は、「秩序の立つた作業と教誨の伴ふ獨居拘禁によりて、受刑者を感化して勤勉の風に慣れしむるといふ目的の達成を期し得る」ペニテンシアリー・ハウス（刑務所）を建造すべき法律案の起草に専心努力したのである。チェレミー・ペンサムの考案した風變りな狂想的ともいふべきパノプティコンも實にこのハワードの改造の精神を具體化せしめんとしたものなのである。しかしこのパノプティコンの設計は、全く受刑者を水族館の金魚のやうに取扱つたもので、その受刑者の心持の上に及ぼす効果の如何といふことは、毫も考慮に入れられてゐなかつたのである。只スーパーヴィジョン（監視）といふ點からすれば、之に勝る方法はないので、同時に、人間の凡てのノーマル（正常）な衝動を抑壓するためにも、これに越した方法はないのである。

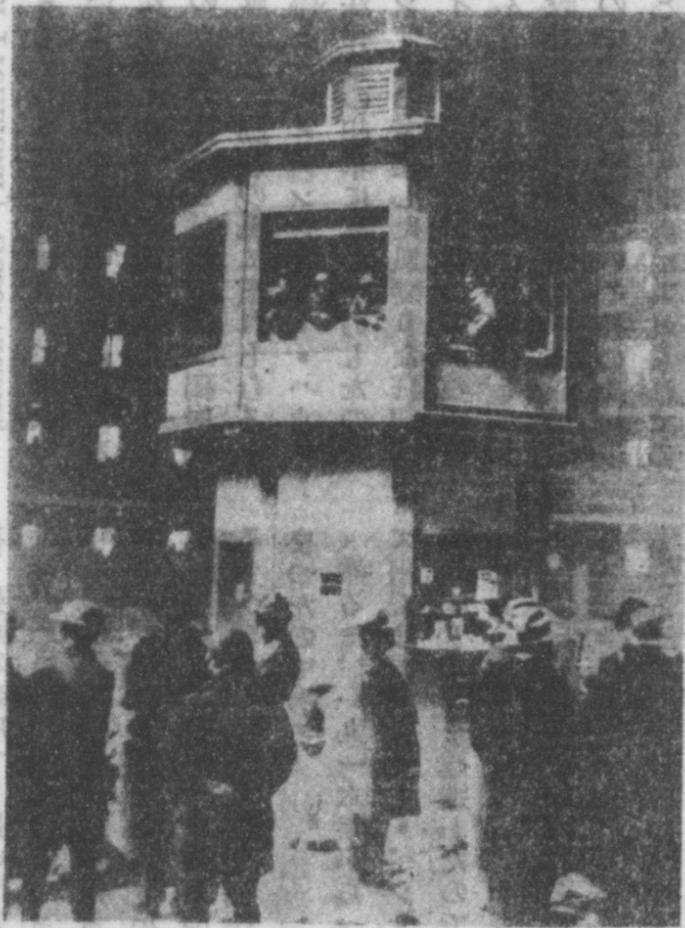
しかし、ペンサムのこの考案は何處の政府でも拒まれて、アイルランドやフランスをしてパノプティコンを建てしめようとした數々の骨折も凡て徒勞となつたのである。英國の政府でも長い間審議を重ねたが、終にこれを斥けてしまつたのである。ニュートヨークでも、一八一一年に委員は此案に反對の報告を出してゐるのである。ロシアですらも丁度靈土戦争が始まつたために、かんこくの建築などの興味は全く消え失せてしまつたのである。ペンサム君の考案は全く歴史からのけ物にされてしまつたのである。

然るに、一九一六年から一九二三年の間に、イリノイズ州ではチェレミー・ペンサムのこのプランに従つて一箇のプリズンを建造したのである。それは今日、チオリエツト（Joliet）の古いプリズンを去る四哩ステートヴィル（Stateville）と呼ばれる地に儼として立つてゐるのである。

去る三月二十日此のプリズンに暴動が起つたのである。それは最近の歴史に起つた刑務所の暴動の中で最も悪性のもので一つだと言はれてゐる。この數日前にも、チオリエツトの舊刑務所に暴動が起つたのであつて、これが導火線となつてステートヴィルの受刑者を蜂起せし

めたのである。彼等はセル・プロツク(監棟)の外に在る工場内の可燃物にガソリンを注いで火を放つたのである。土地の義勇兵の三班百五十人の州の道路巡查其の他の救援を得て暴動は鎮壓されたが、三人の受刑者が射殺されたのである。損害は五十萬ダラーと註された。

ステート・ヴィル・ブリズンがチェレミー・ペンサム(州)の奇異な設計に従つて建築されたがために暴動が起つたといふのはちと言ひ過ぎで、従つて暴動の責任をペンサムへ持つて行くのは餘りにひどいであらう。



しかし、この暴動がイリノイズの市民の注意をパノブテイコンといふ異つたブリズンへ向けしめることになつたとしたら、我々ブリズン・リホームに従事するものに

とつては頗る興味のある事なのである。イリノイズといふステート(州)は決して物事を中途半端にやらない所である。少くもイリノイズではパノブテイコンを中途半端には建てなかつたのである。六十七エーカーの廣い土地へ八箇のパノブテイコンを建てる計畫をしたのである。即ち、前に言つた通りの圓形の八箇のセル・プロツクを悉く刑務所の外壁の内に建てるつもりだつたのである。けれども、途中で經費も續かず、州民の熱心も冷めてしまつて、僅かに四箇だけが落成したのである。

しかし、イリノイズではチェレミー・ペンサム(州)の案に種々の點で改良を加へたのである。第一にセル(居房)はモダンで、廣さもペンサムの言つたやうな「アイアン・ケージ」(鐵の檻)ではなく

大きな住み心の好いものである。各居房には立派なブラムピング(鉛管工事)ができてゐて、湯も水もさてはステイムも自由で、中に住んでゐる受刑者は勝手に空氣の流通をコントロール(調節)することができるのである。各居房には外側に一つの窓があつて、衛生設備は至れり盡せりと云つて可いのである。

しかし、創意發明は茲に止まらないのである。パノブテイコンでは、ガードは圓の中心にゐて、始終凡ての受刑者の舉動を注視することができるといふことは前に述べておいたが、イリノイズでは、この監視のガードのために其の場所に小つぽけな亭みたようなものを作つたのである。圓周の上に在るセルは四層の高さに重なつてゐるので、このホールも自然高からざるを得なくなつて、ガードは地上をはなれた高い處にゐることになるのである。つまり、ガードはホーティファイド・タワー(堡塔)の中にあるわけで、この中へ入るには内部に設けてある階段による外はないのである。このタワーからは地下道へ通じてゐて、危急の際には餘のガードはマシン・ガン(機關銃)を持つてこの地下道からタワーへ應援に急げ

やうになつてゐるのである。そればかりではない、更ら

に、ガードの手の届く所に巧みな仕掛けができてゐて、いざといふ場合には、彼は防禦のために自分と囚徒とを隔つる彈丸の通らない金屬性のスクリーンを急に取りつけることができるのである。これが現にイリノイズのパノブテイコンで、かかる色々な道具立てイリノイズは近代的の行刑に後れまいとしてゐるのである。

「パノブテイコンは行刑史上の骨董品の一つとして見るより外に仕方がない」と、フレデリック・ハワード・ワインズは三十五年前に書いてゐた。だが、彼は現在アメリカ合衆國のミッドル・ウエスト(中西部)に於ける最も富めるステートであるイリノイズのことには思ひ及ばなかつたのである。イリノイズは立派に實用の施設としてパノブテイコンを完成したのである。その結果はどうであつたらうか、此度の暴動による破壊と流血とは、チェレミー・ペンサムの考案を得たりかしこしと採用したイリノイズの努力に世間の批判の眼を向けしむるに至るだらうか。

Survey, April, 1931

海外時報

獨乙プロイセン聯邦

コトブスに於ける最初のアウ
スガングスアンスタルト

獨逸聯邦プロイセンが、一九二三年フランクフルトに於ける獨逸聯邦會議に於て可決せられたる「自由刑執行に關する原則」(Grundsätze für den Vollzug von Freiheitsstrafen)に基き、受刑者の社會的復活を容易ならしむるための近代的刑罰執行の手段として階級處遇制 (Strafvollzug in Stufen) を採用し、一九二九年十月一日司法省令によりて之を實施するに至りしは、已に「刑政」誌上に報道しておいたが (昭和四年「刑政」十月號参照)、この三級の階級制による最後の第三級 (die dritte Stufe) の釋放に近い受刑者のための過渡施設たる終結刑務所 (Ausgangsanstalt) が、愈々今年の一月初三日からプロイセンのコトブス (Kotobus—ベルリンを去る南東七十二哩ゲルリッツ (Gorlitz) 線の鐵道沿線)

に開設せられたのである。これはプロイセンに於けるアウ
ウスガングスアンスタルトの最初のものである。

茲處にゐる受刑者は、平服の職員に引率せられて刑務所の近傍を散歩することもできるし、更に其の上に、一定の條件に従つてウルラウプ (歸休期間) も與へらるるのである。居房も晝間閉さることなく窓にも鐵の格子はないのである。このアンスタルト (刑務所) に在る受刑者は、自治を與へられ、所長 (Direktor) に己等の要求をなすための代辯者となるべき組長 (Obmann) を選舉し得るのであつて、釋放を早めるための訓練として幾多の自由が許されてゐるのである。然しながら、彼等の拘禁生活は多くの點で斯く緩和されてはゐるが、一方に所内の規律は極めて峻嚴で、其の身の行刑施設中に收容されてゐるものであるといふことを常に受刑者にひしひしと感じしめてゐるのである。

左に此の施設に於ける規則 (Hausbestimmung) の二三を擧げてみる。
第三條 この施設の集會所に於ける娛樂としては、ラヂオ、音楽並びに特撰せられたる看護用の修養書籍とを許容する。

Zur Unterhaltung im Gemeinschaftsraum sind der Rundfunk, Unterhaltungsspiele und anserlesene, sowie auch bildende Bücher der Anstaltsbibliothek eingeführt.

談話は禮儀を失せざるやうに注意し、猥雜にわたるもの、特に所内の管理上の處置並びに職員の上上に關するものは避くべきである。

Die Gespräche haben sich im Rahmen des Anstaltensittliche Gespräche, insbesondere solche über Vorgänge in der Anstalt und über Beamte zu vermeiden.

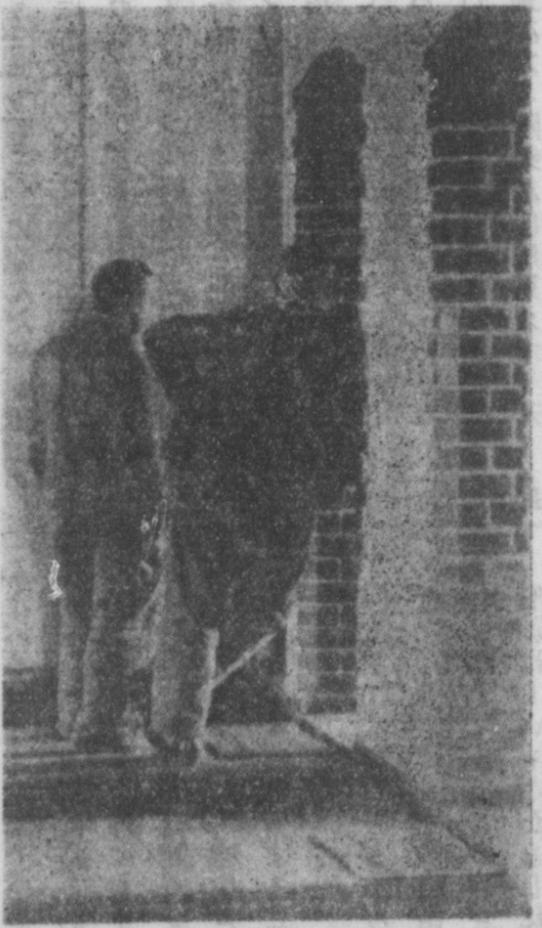
第四條 所内に在りて舉止動作を慎しむは各自當然自明の義務と看做さるるものである。
Gesittetes und ordentliches Benehmen wird

als selbstverständliche Pflicht eines Jeden betrachtet.

第五條 第三級の受刑者は彼等の利益を代表し且之を申達するためには彼等の中より組長を選舉し、其の者の判斷の公平にして的確なることを信じて、友人としての彼の示導に服すべきである。

Die Gefangenen der Stufe III wählen unter sich einen Obmann, der ihre Interessen vertritt und zum Vortrag bringt. Seinen kameradschaftlichen Anordnungen ist im Vertrauen auf eine gerechte und sachliche Beurteilung zu genügen.

Der Welt-Spiegel (Berliner Tageblatt),
19. April 1931



フィリッピン群島

サン・ラモンの
ビーナル・ファーム

(口繪参照)

フィリッピン群島中のミンダナオ島 (Mindanao Island) のバシラン海峡 (Basilan Strait) に臨んだザンボアンガ (Zamboanga) の町に近くサン・ラモン (San Ramon) のビーナル・ファーム (Penal farm — 刑務農場) がある。數年前から、フィリッピン政府の行刑局 (Bureau of Prisons) では、行狀良好な長期受刑者を暗いかんごくからフィリッピンの南の端のこの美しい明るい緑のコロニーへ送つて、其處で結構な條件の下で一箇の公民に近い生活を營ませてゐるのである。彼等は廣々とした清潔な家屋に住んでゐるのである。庭には花床あり草原ありで、全く手入れの行届いた一私人の庭としか見えないのである。何處にも荒涼たる陰氣な色は見えず、若し鐵柵がなく、武装したガードがゐなければ、何人も茲處に受刑者が住んでゐると思ふものはないのである。受刑者に宛てがはれた宅地は大部分は實際のビーナル・コロニー (行刑殖民地) の外に在つて、彼等はバンガロー

(平家建の田舎家) で家族と楽しく暮してゐるのである。コロニーには唯葦屋根の小屋があるだけで、この小屋はきびしい監督の下に常に清潔に保たれてゐるのである。受刑者の大部分の作業は椰子樹の栽培とコブラ (椰子油原料) の製造で、中で腕の強いものは木材や鐵材で大きな籠を作つてゐる。

こんなバラダイス (樂園) のやうな結構なコロニーでも矢張逃走を企てるものは時々あるが、逃げ了せるものは稀で、大抵は逮捕されてしまうのである。逃走に對する刑罰は峻嚴で射殺又は斬首せらるるのである。そうかと思ふと、また一方では、釋放されたものでも長くこのビーナル・コロニーに在留することの許可を願ひ出てるものも多くあるのである。成程、茲處にゐれば住と食との安全が保證されるのであるから、あらゆる危難に曝らされがちなフィリッピンでの自由生活よりも、小さいながらも文化に浴してゐるこのコロニーに於ける生活の方が却て一層願はしいものかもしれないのである。

Der Welt-Spiegel (Berliner Tageblatt)
den 12 April 1931

行刑小話

(一)

義勇囚

義勇囚といふ言葉はモット・オスボーンから始まつたものだがここではオスボーンの傳記に關して述べる積りはないのだ。只オスボーンそのれの如く罪なくして配所の月を眺めようとしたM君の物數奇を紹介しようとするのである。

M君は若い檢事であつた。どうした因縁か學生時代から行刑のことがすきで一度は刑務所へも這入つて見たいといつも言つて居た。だがM君は生れつき正直な男で人様の物を竊むことも出来ないし、婦女を犯す悪

玖波文一郎

徳をもなし得ぬ男であつた。

刑務所へ這入つたことのない奴が囚人を感化しようといふのはやつぱり一つの創作だ。行刑官は小説家と同じことだといつもM君はいつて居たがさりとして本物の泥棒になる元氣はどうしても持ち合せて居ない。

M君は檢事になつて一年経つと思ひがかなつて行刑局に勤務することになつた。さうして少時の間刑務所見習として都下の刑務所を廻つて居る中にM君は老野口典獄の膝下に育てられることになつた。

「野口さん監房に入れて呉れませんか」
「入れてもいいよ」

「法律は許すでしょうか」

「法律なんてどうでもいいよ。しかし人に知れては面白くないね」

「御迷惑はかかりませんか」

「何そんな心配はないが、君青服を着られるかい」

「ちやいやらうか、あすからやらう。逃げ出すなよ」

その翌日M君は戒護室に引かれて行つた。さうして、青服に早がわりして眠王をパチクリして居る看守に引き立てられて市ヶ谷刑務所の獨房にぶち込れた。携有を許されてM君は米川氏の譯した「虐げられし人々」を持つて這入つた。

ガチンといふ音がした。もう扉があかない。視察口から廊下を見た。食器口から向側の房を見た。向側の眼とM君の眼がパツタリ會ふとM君

はあわてて引込んだ。地震がなければいいと思つたり、火事が出るのとどと思つたりした。

八月三十一日の午後の西側の房に入れられたのであついのなんのつてお話にならない。

獨房に這入ると脈が下ると誰れかに聞いて居たのでM君はしきりに脈を取り出したがたいしたことはない今度は入口を後にして虐げられし人々を読みだしたが中々堅くて面白くない。しまつた講談俱樂部にすればよかつたと思つたがもう遅い。

午後八時看守が就寝とどなる。M君は平氣で本を讀んでると看守の奴が早く寝ると一かつをくらはす。

一時頃になるともう眼が醒めて來か。いろいろの妄想にかられて居ると左側からコツコツといふ音がする。理由がわからぬのでM君まこと

に善良で相手にならぬ。右側の房の男が立ち上つた。壁に耳をつけると何だかブツブツ言つて居る。而も一晩中なのでM君氣になつて仕方がない。これだ獨房反對の聲の起りは。

(二)

翌朝房内で大便をするのだがこいつ丈けはかなはぬ。自分のものだがいやに臭い。未だ臭のおさまらぬに辨當が這入つて來た。身におぼへがない丈けに食欲は少しも減退しない。しかし、朝から晩まで箱辨はあきが來る。Mは甘いものは好まぬ方が羊羹位はたべて見たくなる。

そこで彼は考へた。どうしたら羊かんを食べ得るやの脱法行爲である。彼はしきりに考へた。しかし、こいつは法律解釋だけではいかないらしい。監房の中は妄想も起るが、しかし

いい考へもうかぶものだ。囚人がよく發明考案をやつてへんなものを考へようとするさうだが、この義勇囚もとうとう羊かんを喰べる脱法行爲を考へついた。彼はかう考へた。俺れが若し本ものの囚人なら先づ面會人に次のやうに頼んでやらうと思つた。面會人はきつと次のやうな慰問をやるに違ひない。それにうまくばつを合せるM式專賣特許だ。

「こちらにお出になつて嚙御不自由で御座いませう」

「エ、……」

「食物では尙更御困りでせうね」

「どうも甘いものが欲しいのですが監獄では許されませんので」

「差入は何んでもよろしいのでせうか」

「中々うるさいのですが、口取りまで位は許されるやうです」

「口とりなら何んでもよろしいのでせうか」

「例へばですね、きんとんだとか、羊かんだとかなら立派な御辨當ですから許されるだらうと思ひますか」

「では奥様にさう御傳へいたしませう」

「こんな會話をやつてる中に看守に「おい、家庭の事情以外に餘計なことをしやべつてはいかんぞ」

とどなられる場面まで想像した彼はこいつは素敵だとほほえんだ彼であつた。しかし、奥様のない彼、さうして配所の月を眺めて居る今の彼に面會人は決して一人もない。未だ自辨物品取扱規則のなかつたその時代だ。これもM式監獄改良の一點であつたかも知れない。彼はそんなことから未決の者が菓子喰べられぬ

不當さを一人憤慨したり、お茶のめぬことをいかつては見たものの今の彼にはその憤慨の種が多いだけに一日の行程が案外に樂であつた。

Mは酒はたいして飲めぬ男だから未決勾留にあつても苦しくはない。だが煙草には困つた。彼は司法官試補のときに禁煙を思ひ立つた。それが五日續き十日續いて約一月位續いた時に突然彼は下宿の二階の梯子段からころび落ちた。彼はそをつかし

い男の上に強度の近視眼なので或はそれが原因であつたかも知れぬが彼は煙草中毒の結果だとしてそれから又煙草を始めた。禁煙一月後の煙草の味は又格別だ。しかし、煙草は復活させたものの煙草中毒はたしかに意識して居るので此處に來ても決して囚人には煙草を喫ますべしといふ主張は起さなかつた。

彼は今度こそ煙草をやめようと思つた。將來の名典獄たらんとする彼はこれを機會に煙草をやめようと思つた。彼の今日の行刑論の中に喫煙反對をもつて居るのはいかうしたことから起つて居るのである。刑務官は煙草を飲ませようとしてはならぬ。自分の喫煙をやめることに意義があるのだといふのが彼の確い信念である。

氣の毒ながらMは意思が弱い。この二度目の決心も破れて今また大に朝日黨である。しかし、それだからといつて囚人に對する喫煙賛成者ではない。彼は煙草禁止を直接に熱叫もしないが、その代り自らの惡習をどうしたらとりのぞき得るかに苦心して居る。

Mは一しきり部屋の廻りをまわり

始めた。彼は何の爲めに部屋の中をまわるのだ。たつた一坪にたらぬ部屋の中を何の必要があつてまわるのだ。散歩の爲めか。彼にはその必要はない。隣房との通信の爲めか。彼にはその必要もない。

ただ彼が今さがし求めるのは尼港事件の悲惨な故事ではあるが、「何月何日を忘れるな」といふ前の在房囚の書き残しをさがして居るのだ。彼は一心不亂にさがして居る。しかし不思議なことにはある筈のものが少しも見當らない。それもその筈無頓着には見へても野口老典獄は行刑界の古強者である。司法省からさしむけられた小僧のMなどに尻尾をつかまれる筈はない。恐らくは既に前から彼の入監する監房の壁はいろはのいの字までけづられて了つて居るのである。

墨根淋漓といひたいがここだけはけづり跡雪の如くに見立つ。やられたなと彼はくやしがるが何とも仕方がない。

靴の音がかすかに聞へる。ことに刀帯のすれ音が早くから鼓まくをつく。来たなと思ふと隣りの房の前に立ちどまる。幾十秒の後にまた彼の房の前にやつて来た。覆面の武士ではないが、いやに彼看守の眼玉が光つて見へる。利害関係はないがMも眼玉が癩にさわつて来た。成る程視察口といふ奴は人の心をいらだたせるものだ。看守と囚人との仲の悪いのはここから始まると彼は強く意識した。

彼は平氣だ。看守をしてあやしましめる何等の舉動もして居ない積りだが眼玉の奴中々動かぬ。箸か火箸でもあればつついてめくらにしてや

るといいと彼は馬鹿な想像をやつて居るが上部は善良なる被告人である。しかしなかなか眼玉は動かぬ。變な奴だなと癩にさわつて居るが向ふでも變な奴だなと思つて居るのらしい。

眼玉が動いた。やつと和やかな氣持ちになれて本を読みだしたがどうも小説でもこんなかたいやつは監房には不向きだ。鐘ががらんがらんなりでした。午後八時だ。平靜そのものの監房もなんとなくさあつく。「就寝」。看守がどなつて居る。その聲は権力がともなつて居る。Mは携有の布團がないから淺葱色の布團を敷く。野口老典獄の口添へで布團は洗濯のしたてだが著物は青いし、布團は青いしまるで染物屋の小僧だ。小氣味がわるい。それでも更に禪より足袋に至る

まで赤い平家蟹のやうな既決よりはました。

Mはワーニヤといふ男の親切がとでもすきだ。彼も亦ワーニヤと同じやうに肺病の小娘に接吻を送り得るの情熱は持つて居る男だ。その情熱こそ彼をして人道主義を高調せしむる所以であり、囚人の人としての所在を明かならしめようとする努力の源泉なのである。彼はワーニヤを一個の監獄改良家のやうに化して了つた。さうなると彼は茲に時間を超越した。八時十分が過ぎた。八時卅分になつた。俄然監房の静寂は破れた。

「被告」

「ハイ」

「お前は何故、未だ寝ないのだ」

「ハイ」

「紀律を素すと懲罰だぞ」

「ハ」

彼は青い布團にもぐり込んだ。しかし彼は寝られない。彼は看守の態度に憤慨した。ワーニヤのことを考へた。だが、彼を一番考へさせたのは監獄の就寝のことであつた。事務の御都合かも知れないがこんなに馬鹿らしく早く寝かせるところがこの世にあらうか。睡眠不足も苦しいが、こんな早寝もとてもやりきれない。こんな早寝のくせをつけられては世間でやつて呉れ手もなくなるし第一人間がなまくらになる。こいつはまづ監獄の改良は就寝時の改良から始まらねばならぬといふ確信を得た。

となりの男がまたぶつぶつやり始めた。五しよくの電光が彼のねむけをそそる。妄想は更に妄想を生む。

彼は第二夜の監房のねむりに陥いつた。

四

翌日からの看視はいよいよ嚴重になつた。こつそり來ては彼の監房をのぞく看守に義勇囚たる彼も少からず腹を立てた。彼はそれがあまり癩にさわるので座席を窓下にうつして背を入口に向けて座つた。

看守の眼玉が十分置き位にのぞきこんで居るやうな氣配がする。きやつ、きつと俺をアナの一人だとらんで居るにちがひないと彼は思つた。さまあ見ろ、かう背中を向けて置けば顔色がわからないで閉口するだらうと彼は自分の行動を自賛して居た。

「被告」

「ハ」

「何んだ貴様は」

「ハ」
振返りもしないで彼は小言に答へた。然し彼には看守が何を意味してどなつて居るのかさつぱり理解が出来ない。

「ハではない。こつちに向け」
「ハ」

「貴様はなぜ規則通りな座り方をしないのだ」

「ちやんと静座して居りますし規律は少しも紊しては居ないぢやありませんか」

「何に、監房では屏の方に向いてすわることを貴様は知らないのか。」

「ハ少しも知りませんし聞いたこともありません」

「馬鹿なことをいふな。入監の際によく申渡されて居る筈ではないか」
實際名典獄たらんとする彼はその

點を大にぬかつて居た。しまつた此の壁にブラ下つて居る規則書を読んで置けばよかつたと今更ながら彼はワニーヤに夢中になつたことを後悔したのである。

それ以来看守と彼とは敵同志である。しかし彼はそれが彼の今の單調なる生活を破り得る唯一の慰安法として心中それを面白がつた。氣の毒なことではあるが看守は彼の實習の試験臺にされて居るのであり又彼の監獄學の無名の教師にされて了つて居るのである。

晝の箱辨を食べ、湯をすすると西日はいやにてりつけて彼をなやます。ワニーヤを友にする以外に何事もない彼はあくびと共にそれを讀んで居たが竟に大事件の幕は切つて落された。敵であり無名の教師である彼の看守は竟に彼の身邊に容易なら

「失禮いたしました」

「いいえ」

「お茶を持つて参りました」
戒護室から菓子と茶とが差入れられた。さうなるともう彼には囚人の資格はない。第一監獄法規上茶が與へられるか。茶を飲み得ることは即ち囚人たるの資格を剝奪された證據である。

彼は釋放を請求すべく決意した。「こんなものはいらないから持ち歸つて下さい」

さる大事を發見したのである。看守の聲には生氣があつた。喜悅の餘韻があつた。

「被告」
「又ですか」

「何に。貴様はその時計をどうした」
しまつたと彼は失望した。露見。彼の實習はきつとこれで終るべき運命を豫感したのである。

「これは持つて遣入つてもいいと許されたのです」
「馬鹿、監獄で時計が許されるか。そんなものを許す領置主任がどこに居るか」

彼の監獄法は將に落第點だ。實地應用の出来ない彼の監獄知識は一看守の頭腦によつて曝露されたのである。しかし、彼はどこまでもしらを切つた。

「しかしおつかれでせうから」
「いや結構です」
「お風呂はどうですか」
「では獨房の浴槽にいらして下さい」
その夕べ彼は奇麗なコンクリートの小さな風呂に遣入つた。風呂は小さいが湯はすんで居る。恐らくは獨房囚の得難き慰めであらうと彼は思つた。

今の彼は一檢事として取り扱はれて居る。一參觀の延長に過ぎない。その夜の監房はただ單調そのものである。いよいよ彼は四日目の朝釋放を願つた。戒護主任と看守とが連れに來た。戒護室に入ると戒護主任は如何でしたとたづねるし看守は一夜來の鬭争をわびた。しかし彼はかの看守の戒護上の第六感を賞揚せざるを得なかつた。
典獄室に遣入つた彼は

「實際許されたのだから聞いて見て下さい」

「もし私に携有して居たのならその金時計は沒收だぞ。そして貴様は懲罰だぞ」

さういつて看守は立ち去つた。それきり看守は來なくなつて了つた。眠玉の戦闘は幕をとちた。どうしたんだらうと彼は心配になつた。あまり平靜になると彼は監房に居るのがいやになつた。やつぱり單調が監獄の武器だ。

五

「檢事殿」
小さな聲で呼びかけられた。いよいよ露見したのだ。もう此處に居る價値は少しもないと彼は思った。オスボーンがオーバーンの義勇囚になるときは始めから名乗りを擧げるが

よいと典獄から忠告を受けたが、彼の今の立場はそれとは全く違ふ。獨房の氣分は彼が化けて居ることによつて始めて得られるのだ。彼は黙して答へない。

「檢事殿」
再び呼んだのは前の看守であつた。

「失禮いたしました」
「いいえ」
「お茶を持つて参りました」
戒護室から菓子と茶とが差入れられた。さうなるともう彼には囚人の資格はない。第一監獄法規上茶が與へられるか。茶を飲み得ることは即ち囚人たるの資格を剝奪された證據である。
彼は釋放を請求すべく決意した。「こんなものはいらないから持ち歸つて下さい」

「ばれましたよ」といって、野口老典獄は「ワハ、ハ、ハ」と呵々大笑された。「未だ若いよ。少くとも一週間だまされなきやーだめだよ」「いや僕の監獄法もあやしいものですよ。看守の方がよっぽどえらさ」

「煙草はどうするかね」「やめて見ようと思ひます」「續きやーいいがな」

彼M氏はそのとき二十九歳の一青年であつた。若かつただけに熱にもえてそんなことをしたのであらうが、未だに追憶豊かなものがあるらしい。

M君の話によるとこのM君の目論んだような、配所の月を眺めようと

した人は先きにもあるにはあつたらしい。何んでもうそか本當かはM君も断定することは出来ぬのださうだが、尾崎行雄氏が司法大臣のときに自ら配所の月を眺めることが出来るだらうかといふことを持ちかけられたらしい。しかし、行刑當局は法律論上それをことわつたといふ話だが僕は尾崎氏のこの種の入監をやらして見たかつたと思ふ。

わがM君は、司法大臣にすら許されなかつたそれを、試みたのである。

それは、M君の熱と野口老の茶目氣との飽和がしからしめたので、彼等二人の頭の中には、改良の前に法律論は無用だと確信して居たからである。

野口老は今は故人になつて居られる。M君はその當時を追憶して此の

小話を僕に語られたのである。僕はそれによつてM君からの話を聞いたままに此の小話の中に納めたに過ぎない。



指紋の研究に就て

鳥取刑務支所長 出口 米吉

現在の行刑は教育なりと正木書記官の言葉を借用し行刑は教育なりと同意を博するものであります。凡そ教育家は刑務所教育と謂はず學校教育と謂はず或は家庭教育と謂はず苟くも人間教育に従事するものは、先以て被教育者の個性、又は其性格を知らざるべからず。被教育者の個性智能或は徳悪性等を知悉せずして教育が満足に出來ませうか、否平素本人の言行動作に因り之れを観察が

出來ませう、然らば被教育者平素動作の著明ならざるものは判りませうか、近來適性検査法が執行せられます、之が徹底的觀察でありませうか、時々教育方針が誤るところとが往々あるではないでせうか、凡そ人間を教育し之を統御する職にあるものは個性又は性格に着眼考究せざるべからず。年來私は指紋判断に就き研究して居るものであります。茲に或刑務所の現在收容受刑者千六十七名の指紋を調べ其個性研究中でありますが概ね其肯綮を得、左表罪質別に據り各指紋を類別し其關係性的の一斑を聊か觀察資料に供せんとするものであります。

(第一表) 罪質別に於ける指紋類別統計表

| 罪名 | 人員 | 弓狀紋 (1) | 甲種蹄狀紋 (2) | 乙種蹄狀紋 (3, 4, 5, 6) | 渦狀紋 (7, 8, 9) | 變體紋 |
|----|-----|---------|-----------|--------------------|---------------|-----|
| 竊盜 | 四三七 | 一〇七 | 一四二 | 三一六八 | 八九六 | 五二 |
| 強盜 | 一二六 | 五一 | 五三 | 六九〇 | 四五九 | 七 |
| 賭博 | 六 | 四 | 二 | 三二 | 二二 | 一 |
| 詐欺 | 一〇五 | 三六 | 二三 | 四九九 | 四七七 | 一五 |
| 横領 | 三七 | | 九 | 一四六 | 二〇六 | 九 |

| 罪名 | 人員 | 弓狀紋 | 甲種蹄狀紋 | 乙種蹄狀紋 | 渦狀紋 | 變體紋 |
|------------|-------|------|-------|-------|------|------|
| 竊盜 | 四三七 | 〇・二四 | 〇・三二 | 七・二四 | 二・〇五 | 〇・〇一 |
| 強盜 | 一二六 | 〇・四〇 | 〇・四二 | 五・四七 | 三・六四 | 〇・〇五 |
| 賭博 | 一〇五 | 〇・六六 | 〇・三三 | 五・三三 | 三・六六 | 〇・〇一 |
| 詐欺 | 一〇五 | 〇・三四 | 〇・二一 | 四・七五 | 四・五三 | 〇・一四 |
| 横領 | 三七 | 〇・二五 | 〇・二四 | 三・九四 | 五・五六 | 〇・二四 |
| 文書印章有價證券偽造 | 一六 | 〇・二五 | 〇・三三 | 五・三一 | 四・〇六 | 〇・二〇 |
| 傷害 | 三五 | 〇・二八 | 〇・二五 | 五・四五 | 三・八〇 | 〇・二〇 |
| 殺人 | 一八三 | 〇・二六 | 〇・五三 | 四・三三 | 四・四五 | 〇・三六 |
| 猥褻姦淫 | 一七 | 〇・五二 | 〇・二三 | 五・五二 | 三・七〇 | 〇・〇〇 |
| 公務執行妨害 | 一三 | 〇・二六 | 〇・三三 | 四・三三 | 四・四〇 | 〇・〇〇 |
| 皇室對ス | 一 | 〇・〇〇 | 〇・〇〇 | 二・〇〇 | 八・〇〇 | 〇・〇〇 |
| 放火 | 五五 | 〇・三二 | 〇・三四 | 五・二三 | 三・九六 | 〇・〇二 |
| 住居ヲ侵ス | 二四 | 〇・〇八 | 〇・三六 | 四・三七 | 五・〇八 | 〇・〇八 |
| 治安維持法 | 二四 | 〇・〇八 | 〇・三六 | 四・三七 | 五・〇八 | 〇・〇八 |
| 暴力行為等取締法 | 一三 | 〇・一五 | 〇・三〇 | 四・六一 | 四・七〇 | 〇・一五 |
| 爆發物取締法 | 一三 | 〇・一五 | 〇・三〇 | 四・六一 | 四・七〇 | 〇・一五 |
| 銃砲火藥取締規則 | 一 | 〇・二七 | 〇・三五 | 五・八〇 | 三・三八 | 〇・一五 |
| 合計 | 一、〇六七 | 〇・二七 | 〇・三五 | 五・八〇 | 三・三八 | 〇・一五 |

(第二表)

罪質別に於ける指紋類別百分比

| 特別法 | 住居ヲ侵ス | 放火 | 皇室ニ對ス | 公務執行妨害 | 猥褻姦淫 | 殺人 | 傷 | 文書印章、有價證券偽造 | 竊盜 | 強盜 | 賭博 | 詐欺 | 横領 | 文書印章有價證券偽造 | 傷害 | 殺人 | 猥褻姦淫 | 公務執行妨害 | 皇室ニ對ス | 放火 | 住居ヲ侵ス | 治安維持法 | 暴力行為等取締法 | 爆發物取締法 | 銃砲火藥取締規則 | |
|-------|-------|----|-------|--------|------|-----|----|-------------|-----|-----|-----|-----|----|------------|----|-----|------|--------|-------|----|-------|-------|----------|--------|----------|---|
| 合計 | 二四 | 五五 | 一 | 一三 | 一七 | 一八三 | 三五 | 一六 | 四三七 | 一二六 | 一〇五 | 一〇五 | 三七 | 一六 | 三五 | 一八三 | 一七 | 一三 | 一 | 二四 | 二四 | 一三 | 一三 | 一 | 一〇六七 | |
| 弓狀紋 | 二 | 一八 | 一 | 二 | 二 | 九 | 四九 | 一〇 | 二四 | 四〇 | 三六 | 三四 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| 甲種蹄狀紋 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 乙種蹄狀紋 | 九 | 一九 | 一 | 四 | 四 | 九七 | 九 | 六 | 三二 | 四二 | 三三 | 二一 | 二四 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| 渦狀紋 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| 變體紋 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |

の一つ一つにも、小さき観音の慈悲、さ
てはマリアの愛のこゝろを覚えて、涙ぐ
ましむるものがある。さらにまたトーン。
ボエム。その解説に曰く(一部)自分の
『未知なもの』に出逢ふと、人はそれに
對して恐怖を感じる。知りたいと言ふ強
い慾望を持ちながら、それをちつとおさ
へつけて、その恐怖がらのがれようとす
る。外からの愛の力が手を差し伸べて自
分に教へて呉れようとしても、尙そこか
らのがれようとする。愛の力はその自分
を追ひかけて、抱きかかへながら、教へ
て呉れる。——そして最後には——少し
の恐れもなしに『未知なもの』を知る事
ができる。(二部)われ／＼が、自己の過
ちを自覺したとき、先づ起きるのは不安
である。それはその過ちを人に知られは
せぬかといふ不安である。他人は人の過
ちを責めるのに、少しの躊躇もしてくれ
ない。いくら言ひ譯けを言はうとも、他
人にとつてそれは何でもない。他人はた
だ喜んで人の過ちを面白半分に話し合ふ

だけだ。眞心からその罪を謝してもその
氣持ちさへ人は買つてくれない。過ちを
自覚した時、既にその罪はもう許された
のではなからうか」そこにこそ父王の慈
愛、みほとけの大悲が御手をさしのべて
ゐるのではないか。私は教行信證の上に
現はれてゐる涅槃經を、ミチオ伊藤の藝
術のうへに讀みつゝ、宗教と藝術の一如
の世界に遊行したかに感じた。
ことに亦、そのエクリヂアリスティッ
ク(傳道師)については、舞踊批評家桃井
氏が「アメリカナイズ(アメリカ化)され
たインチキな踊りを見せられること、思
ふてゐたに、それらの懸念を一掃されて
大量の満足を持つた」と前置きして、さ
て曰くに「このエクリヂアリスティッ
クは、踊つてゐる人々の解釋が届いてゐる
限りに於いて正しい。しかしこの一行の
來朝を機會として佛教の大法會でも、見
て置く必要があるであらう」。さればこそ
ある文藝家の一人は「僕は最近エロ。ダ
ンスばかり観てゐた。エロ。ダンスばか

り観てゐた眼で伊藤氏の舞踊を見たとき
すばらしく森嚴な美しさを感じた。しか
も伊藤氏にこそ新しい美の舞踊への出發
があるやうな氣がした」。
所詮は藝術も宗教より、また宗教への
關心こそ、生きとし生けるもの、美意識
をゆりうごかす機械であり、こゝにこそ
人間行動の美しきリズムが発足する。ま
ても醜惡な行動よ、そこをのけ。
(三)
最後に組込まれてゐるピッチカーテ。
亡くなつたアンナ。パウロバを激賞せし
めたピッチカーテ。その後の踊りが、彼
の番組になければ人々が承知しないほど
有名になつた」ピッチカーテ。それにつ
いては細説を要しない。たゞそこには恐
しいばかりの緊張、心身の脈々たるリズ
ム。力！熱！あ、この氣魄こそ諸願成就
のキー(鍵)ではある。
大いなる美しさのこゝろをさす。さ
うして、舞踊のこゝろをさす。さ
うして、舞踊のこゝろをさす。さ

收容者の朝鮮文書信翻譯に就て

小菅 富井 隆 信

内地の刑務所に收容せらるゝ朝鮮
人の受刑者がおよそ約千五百名、これら
に刑事被告人が二百餘名。これら
の人々の中に、朝鮮文でなければ書
信のかけぬ人、又は鮮文の書信を受
くる人が可なり多數であらうと思は
れるが、その翻譯のできる吏員の居
ない刑務所では、刑務所も收容者も
甚だ不便を感じるに違ひない。

私が前任地豊多摩に勤務してゐた
とき、三十人ばかりの朝鮮人の受刑
者が收容されてゐたと思ふが、始終
同様の不便を感じたが満足すべき良
法もなかつた。特に朝鮮人の看守か
雇員をこれのために採用しなければ
ならぬと、相談したこともあつた位
だ。小菅刑務所に轉動してから、こ
こは朝鮮人は僅に十名前後の小數
(現在八名)ではあります、其の不
便を感じることは依然たりでありま

した。
ところが昨年八月、警視廳主催の
社會事業團體代表者懇談會に眞我會
長代理として私が出席しました際、
相愛會(東京市本所區柳原町一九)理
事朴春琴氏も出席されてゐましたの
で、
一、信書の秘密を嚴守すと認めら
るべき確實なる人
二、無報酬
三、期日を定めて來廳し翻譯せら
るゝこと

の三條の希望に副ふ人を得る方法
を相談せしに、言下に相愛會より適
當なる人を派遣すべきことを快諾せ
られしを以て、刑務所長に報告し九
月一日所長名を以て同會宛朝鮮文書信
翻譯の依頼狀を發し、同月五日相愛
會第二部長主事補鄭寅實氏來廳せら
れ、毎月二回同氏出頭、教務室に於

いて翻譯せらるゝことに協定。爾來
翻譯を要する書信なきを以て來廳に
及ばざる旨電話するときの外は、例
日に出頭せられ今日に及んでゐる。
昨年中の翻譯は八通でした。
これが爲めに收容鮮人の喜びは非
常に、頗る感謝してゐます。それま
では受信が遅れても、故らに看讀を
許さぬものゝやうに邪推して氣を揉
んでゐたやうですが、今は晴れ々々
したやうで、刑務所としても誠に氣
もちが宜しい。

鄭さんの談に皆さんが喜んでくれ
るやうなら、東京附近の他の刑務所
へも出頭して、當所同様に奉仕して
も好いと言つて居られます。若し他
の刑務所でも御同感でしたら東京附
近だけでも聯合して方法を定めたら
どんなものでせう。尙各地の鮮人收
容の刑務所でも未だ適法のない所が
あれば右御参考下さいますやうにと
存じます。



海外異聞録

◇人造金で賠償の夢

前ドイツ参謀總長だったルイ・デンドルフ氏を始め、國家主義極端派等はその愛國的熱狂振りに附込んだイカサマ師に欺かれ、七年前から機關を設立して大掛りに開始した活動も、最近イカサマ師タウゼンドが三年八ヶ月の刑に處せられて終りの幕が下され、滑稽な悲喜劇に終った。最初タウゼンドが造金術を發明したと稱した際、將軍等國家主義者は大いに乘氣になり、あの莫大なドイツの賠償金を此の人造金の利益によつて償還しやうと計畫し一大機關を設立した。そして事業開始の曉に

は、その利益の五分を發明者タウゼンドに與へ、二割は投資者に分ち、殘餘の七割五分を賠償金に充つる事とし、これと同時に人民の感謝を受け且國粹主義派の手に權力を收めやうといふ夢のやうな目論見を立てたものである。それで帝制派の首領や有力實業家などが争ふて投資し、ドイツを救ふと共に、豫て自分等の腹をも肥さんとした。ル將軍の智さんの如きはこの事業の代表者となりタウゼンドの造つた金を全國を駆け廻り宣傳して歩いたものだ。一方タウゼンドは實驗費用と稱して多額の金を要求し、それで各所に家屋を買入れたり、自動車を買つたりして皆な自分の

◇強賊遂に御用となる

米國警察界で世にも「危険な人間」として猛獸毒蛇にもたとへられてゐた兇賊フレッド・ベークが、二年間苦心の末ヤツと捕はれた。彼が半世の經歷は米國の暗黒面の縮圖そのまゝで、二十人に近い殺人と二百萬圓餘の掠奪を主罪に、そのほか大小無數に上つてゐる。ベークは二年前突如最も兇暴な犯罪者として現れ爾來殺人を殆ど職業の如く振舞ひ、人々を戦慄させ、シカゴの大親分と肩を並べてゐる程で、ごろつき團イーガン・ラツツの一員として、いつも

人殺しの方を請負つてゐた大悪漢である。

◇カポーンにトキーと自傳の依頼

世界の罪惡市たるシカゴにおける魔界の大王アール・カポーンは何といつても米國における最大級の人氣者、その筋のブラツク・リストには公敵ナム・ペー・ワンといふことになつてゐることは勿論であるが、悪漢も此處まで來ると大したものである。そこで、最近某映畫會社から無頼漢の生活を描いたトキー映畫を製作したいが、そのスターとして出演してくれ、ば二百萬圓の報酬を提供しようといふ糊ボタ式の申出があつた。するとまた一方では、或る出版者が彼の自傳を希望しその執筆を引受けてくれ、ば四百萬圓位出してよいとの話を持込んだ。この二つを承諾すれば忽ちにして六百萬圓が懐中へ飛込むのだから、この不景氣

時代には願つてもない話だ。これに對して大魔王も二つ返事だらうと思ふと左にあらざ曰く「金は人生の目的でない自分は現在平和と隱遁を希望してゐる」と、その口上たるやまた意外である。

仲間の法律は隱退者を死刑に處することを規定して居り、且つ司法當局もカポーンの凄しい罪惡を數へ立て、ゐるから隱退は容易であるまいと見られてゐる。因みに、現在カポーンの支配下にある酒類密輸入團は、一週四百萬の利益を上げ、警官などはスツカリ買収されて居り、司直を振りかざす検事や判事は常に血祭りに上げられるのだから全く手がつけられず、ためにシカゴこそ將に惡漢にとつての世界の樂園といふべきであるさうだ。

◇國際的インチキ賭博

世界の歡樂境モナコに近頃起つた國際的詐欺事件、巧妙な科學的方法でリヴィエラの賭博團に群る世界の賭博師連を、マンマと稱し身ぐるみとつてやつた金額は實に三萬圓此の賭博詐欺の名譽ある發案者はスペイン人のルイ・オエーダといふ不敵な惡黨、方法

◇義足は身體の一部

「義足は果して人體の一部を爲すか、或は動産であるか」といふ六ヶ敷い問題が、アメリカ法曹界に持ち上り目下大評判のことである。事の起りは御者「ジョン・ドリヨル君が從業中車から落ちて義足を折つたので、先日損害賠償を請求した。裁判所では審理

の結果義足所有者が業務執行中その義足を破損した時はその所有者は損害賠償及び磁器料請求権あり」と判決言渡しがあつたので、國家工場事故監督委員會はドリヨル氏に七百六十六圓の慰謝料を査定した。ところが保險會社側では、義足は明かに動産であるから多額の慰謝料を支拂ふ必要なしと主張し再審を要求したので、その成行は非常に注視されてゐると。

◇監獄が動物園になる

ウイスクンシン州シエファイールドにある監獄は數年の間收容人も更になく、建物も古くなつて來たので、動物園に移して虎の檻にすることにたさうだ。



◆努力

市谷 すゞ蘭生

大陽の如き理想を抱き、赫々たる希望に生きる受験生の朝夕は、なんとまあ恵まれたる生活であらうか。だが然しそれは理想を持ち希望を抱ける點に於いてのみそれであつて、人間としての受験生の實生活は、決して恵まれたる境涯とは云ひ得ない。

今年も又練習所入所試験の掲示が張り出された。戦の日、雪辱の時は今まさに來らんとしてゐる。公正なる試験は決して呪ふべき陥穽ではない、悲壯ではあるが肉弾相撃つ晴れの戦場なのである。朝は未明から夜は深更まで劇務の餘暇に讀

書せんとする、それは、たしかに苦痛な事に違ひはない。

然し、榮光は常に戦に打ち克つて其上に建設された勝利の世界にのみ恵まれるのである。

春雨に椿散る日、たわいなく過ぎ逝く青春に限りなき愛著を感じ、逸樂を求むる心の切なるものもあるであらう、しかし諸君の同僚や先輩諸氏は、能く此の苦難に打ち克つていつたのだ。侮蔑や嘲笑また再起せんとする者にとつてよき興奮劑ではないか。

努力——努力——退いて怠惰の捕虜となるか、將又進んで光榮ある戦捷の凱歌を唱するか。私は、諸君が此の試験を突破すると共に此期に於て人世を照す曙の光に恵まれるべき意志を育み、一石二鳥を打つ結果を得られん事を祈つてゐる。

◆刑事政策上より觀たる刑務官の使命

豊多摩 金子生

一、現時に於ける刑法は唯犯人の責任の

問否を決し得るのであるから一旦有罪と決したる以上如何なる刑を課し如何なる刑期をして懲治すべきや、即ち刑の選定及量定の問題は刑務官吏に於て行はれつゝあるは刑事政策上の見地から誠に喜しき事である。其の實際上の問題として少年刑務所に於ける所謂不定期宣告が然りである。

二、而して再犯を防遏せんとするは其の發現を研究し犯罪の原因より根絶すべきであるが今日の刑事學は第一に犯罪の原因學を研究すべきは勿論である。而して犯罪原因を人間の内部に求むる汎義の刑事人類學があるが之は伊太利の「ロムブローゾ」氏が創めたのである、又犯罪原因を社會的環境に求むるもの、自ら人間の心理に就て犯罪原因を求むるもの等で刑事人類學及刑事社會學は共に人間を自然的現在と見て之に先天的又は後天的な犯罪原因を求めて只機械的に説明しようとするので結局は一の宿命論になり折角の刑事政策

も其の餘地を失踪の運命に歸さねばならぬ、人間は勿論半面に於て自然法則に支配を受けるが單にそれだけに止らず人間には自發的自動的の二方面があり自然法則を利用し之に打ち克ち得る力があるが故に現時に於ける刑事政策は本則として人間の性格は不變のものでなく之を改良し矯正し得るもので決して先天的犯人などの概念は承認しないのである。して見れば刑法が其の根柢として就中刑の執行に關する方法、設備刑務所に於ける抑禁制度が最も重要な問題である、併し廣義の問題としては勿論之に止まるものでないことは説明を要せざる處である。

三、刑法が目的主義を採用してゐる今日

常識を具へた受刑者を唯の反社會的病人と見ない事はあへて論ずる迄もなく引責の義務ある人とし其の方法として刑罰を課せられてゐるので然らば道德的觀察を考慮して爲すべきであるから刑法上から受刑者を取扱ふには常に責任を問ふ、之れを懲らすといふ意義を

附帶しなければならぬ。而して又

(イ) 受刑者を人として取扱ふこと、行刑

が一の教育であり而して刑務官吏が

教育者である以上受刑者自身に於て

出所しても一般社會より眞人間の取

扱ひを受けられないといふ舊時の所謂囚人根性と云ふものを破壊し進んで起させないこと。

(ロ) 刑罰は受刑者に對し苦痛を與へるものでなく從つて品性を改良し得る爲めのものであるから更に品性の改造

其の根本問題として社會共同生活の

適格者の養成並に其の實行力に著眼

すること。

(ハ) 然り而して受刑者の自發自動の獎勵

に要するに自省自治である。

(ニ) 受刑者の懲罰は總說的に刑務官吏の

責任を問ふもので、刑の執行は受刑者を矯正するのであるから二者をよく

分明し受刑者を矯正し易すければ

長期の懲罰(減食罰等)を課するに及ばざること。

(ホ) 而して拘禁が懲戒場の如き感を與へ

◆行刑に於ける心理的考察と特別使命

甲府 村松 榮造

教育訓練所と云ふ考へをさせること。(現在施行せられてゐる成年區少年區、老年區、等)

(昭和六、五、一、)

外界の刺激に因り反應する心理狀態が起すものであることは、一般人類が有する特性である。ましてや峻嚴なる法規のもとに、單調陰慘とも言ひ得べき、至極變化の少ない拘束的生活を繼續する彼等受刑者に於てをやである。社會生活でふ見地に於て何等かの刺激を持たうとする心理が、生活上に社會伸展に裨補せんとする爲の、必然的慾求であり、又社會進化に隨伴すべき要素でもあらねばならぬ。然るに彼等受刑者の場合に於ける、ある種の刺激は、全く此等と相背馳したる反應を助長する最も大

きな誘因となるものであることの多きを
欺ずるものである。

外界の變化に因つて、反應する彼等の
心理が、危険なる事故發生の、端緒をな
すの實例は少くない。喩へば新入の受刑
者が就役の爲め、工場擔當に引渡さるゝ
や、彼等は最善を盡し全力を擧げて擔當
者の意中に入り、己の受持擔當なりてふ
殊勝なる心持を先入主として、正擔當の
勤務中は、其の指揮、警眼を待たず、
順々として作業に勉勵する、然共一度代
務員の勤務となるや、彼等の動作に著し
い動搖を生ずる、勿論こは、代務員の戒
護力に缺陷あるが爲に生ずるものではな
く、正擔當の代務てう、變化が彼等の反
應を誘發せしめる、本能的作用に因るも
のであると、見做されるのである。而し
て斯うした突變的な心理狀態の變化が行
爲の上には現はれた時其處に難多なる危険
事故が醸成さるゝのであるまいか。これ
がため戒護が行刑の主班として、且つ教
誨、教育が斯る本能を矯正する、唯一の
力であることは、敢て嘖々するまでもな

じく平等分割するが公平であるかと云ふ
に然らず。不公平即ち公平であることであ
る。と云ふても主は從に對する公平無私
の信念の必要は云ふまでもない。私の不
公平即ち公平であるとの意味は授與者が
被授與者に對して數百名を同じ水平線上
に直立せしめた時も身體の長短を問はず
悉く同じき尺數の衣服を與へるが公平
か。亦體軀の差異に基いて別々の尺數の
衣服を授與するのが不公平か、此の二ツ
の心理こそ充分此の二ツの言葉を解剖す
ることと思ふ。何故なれば五尺五寸の身
長の甲に適すべき衣服を五尺の體軀の乙
には不適合であるからである。此處に各
自の身長及體軀の別に應じて分割授與す
る時は形態數量に於て非常なる不均衡と
なるのである。吾人等凡夫はヤ、もすれ
ば斯かる場合も徒らに自己の短軀を忘れ
主たる者の意を解せず被授與品の數量の
多少及形態に囚はれて不平を唱ふこと
である。
集團生活をする者にとりて之れ以上に
平和を害し心理の損傷を來し且つ有害な

く何人も疑はざるところである、従つて
敘述の如き衝に當面し、事現はれざる前
より、代務員の警眼、……威力に依つて
些の間隙をも與へず、事故を未前に制壓
防止し以つて戒護の適實を期すること言
はずもがな代務員の忽諾に附すべからざ
る特別使命と言はざるを得ない。

行刑の目的が、彼等を道義的に、教化
し職業に練熟せしめ、紀律的慣習を養成
し、以つて健全なる社會生活に復歸せし
むるにある以上、彼等の個性の最も顯れ
易い、而して最も事故の勃發し易い、因
素をなす代務員の勤務時間が、如何に行
刑に於ける肯綮たるかを痛感いたすもの
である。
代務員なるが故てふ、僻見視した戒護
が、又處遇が、彼等の反應を誘發させる
一原因をなすことに考察し消極的手段の
等しく回避すべきを、實感いたすもので
ある。素より慎重なる、態度を保持し、
彼等の行爲に其の機先を制して、事故を
未然に防止し、瞬時たりとも彼等の個性
を探究いたし、自省力の喚起を助長せし

事はない。斯かる原由常にあらば小は一
家の圓滿を缺き大は國家社會に於ける由
々しき事である。殊に長日月間全く自然
社會と没交渉なる澤山の受刑者間には多
々叫ばれる言葉である吾々は此等の心理
の缺陷者の立場を一刻も忘れてはなら
ぬ。尙且つかゝる不平の持主には宜敷解
剖心理を以つて誨すべきである、私は思
ふ、公平と不公平の心理の解剖さるゝ人
の如何に幸福な心の持主なるかを。そし
て精神的缺陷者を取扱ふ刑務官にして此
二ツの言葉を解剖玩味して總てに處する
信念の如何に必要なかを。

◆慰安に就ての愚考

青森 柴 淵 生

自然世界に住む總ゆる動物にして慰安
を要求せない動物は一種もあるまい。如
何なる猛獸であらうが如何なる害虫であ
らうが皆慰安といふものがあるのであら
う。

むべく正擔當と協力一體となり、行刑の
徹底を期すること所要である。

◆公平と不公平に就て

青森 千 葉 生

公平とか不公平とか云ふ言葉は集團生
活をして居る場所には偶々耳にもし且言
論の種となりて下級の立場にとりなされ
て居るのであるが、私は常に此の公平と
不公平との言葉の解剖に付いて考へて來
たのである。
自體公平と不公平との二ツの間に何程
の開きがあるだらうか。之れは主と從と
の心の行き違ひから分れることと思ふの
である。思ふに公平とは甲乙丙丁悉くに
對し主から從に惠まるゝ、心情の平等分與
を意味するのである如くであり不公平と
は之れと全く正反對を意味するものと察
せらるゝものである。
然らば數十若くは數千數萬の部下を持
つ人が事實に於て此平等取扱ひを期する
場合に有形數量の同じきものを各自に同

況や萬物の靈長たる人類にしてその慰
安を否定するものがありませうか。近時
教育刑を前提とする行刑に慰安問題の起
ることは當然の理と言はねばならぬ。故
に彼等を人として改善することが行刑の
核心とするならば先づ彼等に慰安を與へ
ることが今日の行刑に急務であるまいか
吾々は日頃激務に携り不圖したことか
ら手續書を提出せねばならぬ場合にその
上司より懇々と慰安的言語を以て注意に
止まつたなら感謝して反省して不平もな
くサービスの意識が湧出するではあるま
いか。又一日の激務を終へて我家に歸り
し場合にその妻が愉快に迎へてくれたな
らば如何に夕餉の獻立が粗末であつても
山海の珍味以上の美味が出るではあるま
いか。彼等收容者を處遇するにもそれと
同様であらねばならぬ。彼等も生れつき
の悪人でないのだ、環境に支配された所
謂環境病者である、吾々刑務官が一も二
もなく不平滿々たる態度を以て接したな
らば彼等も自然にその個性に刺戟せられ
模倣せられることは明かなことと思ふ。

過日或る検事さんが巡視に参りて曰く「今日の我が行刑制度は總てが外國の行刑を模倣し性の緩和策の如き慰安に就ては再犯者を製造する原因である。往昔の如き苛酷な行刑が執行されても釋放後の保護が徹底したならば寧ろ結果が良策ではあるまいか」と過る日各新聞に報導された性の緩和策其他の慰安問題に就て批難された。然し私はそれを反駁せねばならなかつた、何となれば慰安は彼等に希望を感謝を發奮を刺戟を與へるからである。性の緩和の如き慰安は最も今日の行刑思潮に相應はしいと思ふ。(變態的待合と思考する諸賢もありません、しかしそれはあまり皮相的な觀察である、竿頭一步を進めて根本的に觀察せねばならぬ)彼等を人として改善せしむるもが今日の行刑の核心とするならば人類に與へられる總べての慰安を與ふことは少しも不思議はないと思ふ。人類に與ふべき慰安を與へずして彼等はどうして人となるか、それが出来やうか?威嚇による改悛は外面的である、人類のなすべきことばなきしめて改善すること眞の改善方法であるまいか。

教育者としての刑務官

廣島 大原 庄七

昔時其の名も監獄と稱へられ刑罰は單に犯罪に對する應報にして行刑も亦罪惡に對する罪惡果の應報主義を以て其の目的とし、之が直接執行の任に當りし看守は牢番と呼ばれ社會よりは其の存在さへ認められず、全く隔離せられた別世界として自他共に許し何等顧みざるの有様なりしも、其の後世の進運に伴ひ幾多の變遷を経て遂に今日の如く應報主義より教化主義へと刑事政策の根本主義を實現し、一般社會よりも漸く其の存在を認められ種々なる釋放者保護事業の行はれつつあることは、寔に國家刑政の爲め欣幸とする所である。然れども行刑が眞に刑事政策の根本主義を貫徹し所謂刑は刑なきを期す最終の目的に達する迄には尙前途遼遠なりと言はざるべからず、即ち今日の行刑方針は教化主義を中心とした教育刑と迄謂はれ行刑は教育なり刑務所は矯正學校なりとは、先學者及實務家の等しく叫ばれつつある處なれども、殊に世の進化に伴ふ產物とも云ふべき、昨今激増せる思想犯人及職業的犯罪者に對するその困難なる事は、亦格別にて、彼等

思想犯罪者は、自己が正義なりと主張し又は宣傳した爲め刑務所に拘禁せらるるのであるから自責の念に乏しく、又職業的犯罪者に於ても數回乃至十數回刑務所に入るも何等恥づることなく罪惡を行ふは自己に與へられたる天職の如く何等顧みることなき者に對しては如何に教育刑を施すべきか、彼等を改過遷善し教育刑の目的を達せんとするは單に理想に過ぎないのではなからうか、此處に於てか時代は教育者としての刑務官殊に直接其の任に當る下級看守の人格の向上を要求するのである。蓋し如何に法規は完備し制度施設に整ふとも之れを運用する刑務官にして其の人を得ざれば完全に其の目的を遂行し能はざるべし。然らば以上の主義に基く行刑方法は如何にすべきやの問題を生ず、それには刑務官吏が從來の因襲的所謂牢番たるの領域より抜き出でて人格の向上修養に勉め苟も教育者として恥ぢざる資格を以て活模範を示し彼等を感化指導することが最も肝要である。然して吾等は時代に伴ふ行刑の執行者を以て自ら任じ一般教育者に劣らざる資格を以て本來の責務を果さなければならぬ、敢て吾等の修養人格の向上を高唱して止まないのである。

選句所感

芳月君の「夕立に」の句、夕立の快さを鯉の頭に觀つけたところ一味の清新さをもたらすものがある。實際、夕立前の蒸し暑さは息づまる思ひである。風さへも一時絶え果て、木も草も微動だにしない。池の水なども蒸し返されて熱くなつてゐる。涼しい水に棲む鯉もやはりこの熱さには堪へ兼ねるので、居る程の鯉は皆な水面へと頭を出し、バタバタと忙しくやつて喘いでゐる。折から敲きつけるやうな大粒の雨を先驅として沛然と夕立は襲つて来て、池には涼しい煙波がある。鯉はと見るとまだ頭を見せてゐて、雨に敲かれながら先刻とは違つて活潑に泳ぎ廻つてゐるのである。それは直接に冷たい雨に敲かれることをいかにも喜ぶさまであつて、見てゐても氣持がいい。夕立の爽快味は沛然とやつて來るところにある。その爽快味を喜ぶのは人間ばかりではない。

集つた句數に異りはないが、今月はどうしたことが秀句がまことに乏しかつた。辛うじて得たこの句を天位に据ゑることにした。

刑政俳壇

題當季隨意
切毎月十五日
用紙官私製葉書

編輯部選

| | | | | | | | | | | | |
|------|-----|------|------|--------------|---------------|--------------|---------------|-------------|---------------|--------------|---------------|
| 天 | 地 | 人 | 秀逸 | 苗代に幣白々と夜明けたり | 燈火のうつる田の面や鳴く蛙 | 翡翠の來てゐる雨の柳かな | 病む母や團扇動かす手の細り | 春の雲底に映れり山の湖 | 窓掛を揺りつゝ入るや若葉風 | 澄み渡る鳥の高音や若葉山 | 行春を明け放したる二階かな |
| 天 | 地 | 人 | 秀逸 | 苗代に幣白々と夜明けたり | 燈火のうつる田の面や鳴く蛙 | 翡翠の來てゐる雨の柳かな | 病む母や團扇動かす手の細り | 春の雲底に映れり山の湖 | 窓掛を揺りつゝ入るや若葉風 | 澄み渡る鳥の高音や若葉山 | 行春を明け放したる二階かな |
| 札幌芳月 | 三重章 | 小田原一 | 山口白月 | 三重岡不 | 三重傘 | 豊多摩國 | 三重安紀 | 山口久 | 三橋とめ | 山口久 | 山口久 |
| 堂 | 堂 | 堂 | 堂 | 堂 | 堂 | 堂 | 堂 | 堂 | 堂 | 堂 | 堂 |



は
つ
鯉

味よりも縁起

◆「目に青葉山ほと、ぎす初鯉」の一句に、すがすがしい初夏の自然を彷彿してゐます。併し今日初鯉といつても三月頃から市場に現れるので「鹿兒島沖のもの」初めて鯉といふ意味ならば「目に青葉」どころか櫻も咲きますまい。そこで元祿時代鎌倉武士が珍重したのを始まりとし

て長く江戸時代の風習となつた初鯉は前の一句にも見える通り、五月頃から六月へかけて静岡の沖でとれる鯉のことです。◆なぜ、鎌倉武士が初鯉を珍重し出したかといふのに戰場へ臨む前に威勢のよい初鯉を食べると武運短ち願れるといふので、この縁起に初鯉

を食べるやうになつたのが起りで、味よりも縁起をかついで珍重したものでせう。「鎌倉を生きて出けん初鯉」の句は鎌倉から夜通して生きのい、所を江戸へ持ち出した情景をよんだものでせう。◆そのため非常に値も高いがそれを奮發して食べるのが、江戸ツ子の誇りとなつてゐたのです。「初鯉菜のやうに盛りさばき」といふ川柳は江戸ツ子の見栄坊を皮肉つたものです。鯉を食べた明る日は、その骨をワザと隣家の玄關先へ捨てたといはれてゐます。これを見た隣人に「ハア隣ではもう鯉をおごつたな」と感心したさうですが、妙なことに感心したものです。◆サテ、これほど珍重された初鯉は呆して味がよいかといふのに、それほど美味なものではありません。なぜうまくないかといふと、静岡邊の鯉は水があた、かい爲に脂

鯉の見分ける方

鯉づめ類の中味の良否を外から見わける事はなかなか困難で、大たい發賣商店の責任ある商標を信用するほかないのですが、さうもいかな場合、殊にかになどのやうに腐敗しやすい物は、とりあへず次の諸點に注意して求めが肝心です。

第一、罐の容積に比較して重い物は良品です。振つても音がしません。第二、罐がふくれてゐるのは中味が腐

敗してゐるしるしです。罐詰の製造が不完全だと中味が腐つて内部にガスが発生するたため、罐の両面の蓋がふくらんでくるので、指やサイダーの口ゆきなどで叩いてみるとゴボ／＼と漏つた音が聞えます。完全なものには両面がむしろ凹んでゐて、たゞくと澄んだ音がします。

第三、空気をぬいてそのあとをハンダでとめた穴が二つ以上ある罐詰は、製造當時完全に空気をぬくことができなくてやり直したものが、或は一度ガスが発生したのを中途で抜いたものですから危険です。罐のさびやいたみは中味に關係ありませんが、あまりさびてゐるのは古い證據ですからやめた方がよろしい。

乳兒の玩具

眼を發達させ 耳を發達させる

漸く物が見え初めて来る頃から這ひ這ひが出来るやうになるまで、この間の幼兒の玩具と云ふものは決して無益なものではありません。例へば赤ちやんの眼の練習をさせるとか耳の訓練に役立つとか運動の練習となるとか夫々皆有益な役目をもつてゐるもので

あります。では在來一般に用ひられてゐる玩具は果して何んな効果を赤ちやんに與へる物であるかと云ふとを個々の例を擧げて御紹介致します。先づ未だねんねばかりしてゐる時分には、風車、風船、旗類、紙織、犬張子、吊るし猿連がり猿、ふくら雀等を枕も

とに立てたり、吊り下げたりして眺めさせることは赤ちんの眼の練習、つまり視覚及び視的知覺を練ることになります。又風鈴、がら／＼、でんでん太鼓、笛、笙の笛、烏笛鳩ほつば、ハーモニカ、豆太鼓等を傍の人々が使用して聴かせてやることは耳の練習となりません。では這ひ這ひが出来るころになつてからは何んな玩具があり、それが何んな役目をするかと云ひますと、眼の練習となるものには形や色の様なゴム製或ひは木製等の玩具があります。これは成る可く色の判げない、尖つたものでないものを選び必要があります。耳の練習となるものには先のやうにがら／＼、でん／＼太鼓、振鈴其の他手で一寸弄ぶだけで音の出るのがあります。今度は赤ちやん自身

がこれを打鳴らすやうになりま。す最後にこの頃になれば運動力を練る必要に迫られて

蜂蜜の効用

蜂蜜は口や唇のあれ、喉どめ、たんきりによく利く。殊にアヘン劑と配合したメラノ療法やうな新しい治療法が百日咳や氣管枝炎に有能視されてゐるほどである。砂糖の代用に蜜を混ぜるといつまでも適當なしめりを保つからヨウカン、カステラ、ラクガン、モナカなどの製造にふさはしい。ヨーロッパには蜜で造つた酒が多い。皮膚を柔かにつやを保たせるから

近頃では化粧品の中にも澤山使はれる。蜜と小麦の粉をよく交せてねり合せどろどろにしたものを一週間に二三度顔につけ三十分後に洗ひ落すとを一月も続けると、はだがつや／＼しくなる。

強壯劑には大抵蜜が入つてゐる。腺病質や消化器病に向く。蜜の中のブドウ糖と果糖は血液を濃くして淨化するのに役立つ。衰弱者にブドウ糖の注射が行はれるゆゑんである。

人血には大體一パーセントの糖分がふくまれて神身を使ふ時に熱や力のエネルギーになる。精力の續かぬ人に蜂蜜はイージーな強壯料といへる。食事の前後に十五グラムほどを用ゐるのがよらしい。

廢物の

魚の骨と頭で

おいしい料理
魚の骨や頭はどここの家庭で

も棄て、しまふのですが、骨にはカルシウム分が多量に含まれ、頭には磷分が相當にあり、すなわちこれを次のやうにすれば廢物の骨や頭でこしらへたものとは思はれない位おいしい料理が出来ます。それは骨や頭を天日で充分乾燥させたら狐色に焼き、すり鉢ですつて粉にしますと大へん香ばしいものができますから、これをふるひにかけます

乾物の貯へ方

秘訣は色々

割合にどここの家庭でも、氣にとめておらつしやらない乾物類の保存法について少し申上げませう。よくよそから鯉節を何本も貰つたとか、田舎から干瓢が澤山来たとかどうせ毎日いるのだからお茶をまとめて取りよせたとか……

あまり黒くなる程焼くとにがくなりますから狐色の程度にいたします。別に豆腐をしぼり、魚の粉一に對して豆腐五の割合で粉と豆腐を混ぜ、鹽コショウを加へ適宜の大きさに平べつたく丸め、油(ラードでもゴマ油でも何でもよろしい)で揚げ、ソース又は醬油をつけていたゞきます。魚はタヒでもサバでもイワシでも何でもよろしいのです。

のです。しばらくは口をあけることのないものなら、合せ目を紙で封じておくこと、その前に罐は火にかざした方が一層いゝのです。

|| 鯉節 || は || 風通しのよい處につるしておくといふことは普通云つてゐますが、あまり日数がたつうちには油氣がなくなつてボサ／＼して來ますから、永く貯へるには酒を塗つてつるすかバラフイ紙に包んでブリキ罐に入れるか又は灰の中に埋めておくといふこともよいことです。

|| 海苔 || は || 密閉した罐に入れて目ばりをしておくか、または罐の底にあぶつた大麥をしくか、乾いた木炭粉薬灰などを袋にいれていづしよに罐に入れておくも良法です。が、何れにしても罐は密閉しておくといふことが最も大切です。

京都刑務所落成式

福堂會の後援

個人の美譽の數々

京都刑務所は大正十二年以來京都府宇治郡山科町宇東野及柳辻(本年四月より京都市に編入)に移轉新築中の處昭和五年度末を以て竣工に付本年三月二十八日落成式を舉行せり。其狀況左の如し。

同日早朝事務所屋上廣場に於て修拔式を行ひ、午前十時より教誨堂に於て落成式を擧げたり。開式の辭に亞ぎ所長式辭、工事主任工事報告、司法大臣祝辭、來賓祝辭、所長謝辭、閉式の順序にて重なる來賓としては、司法大臣代理鹽野行刑局長、谷田大阪控訴院長、光行大阪控訴院檢察長、新城京都帝國大學總長、佐

藤留守第十六師團長、長谷川京都、遠藤大阪、大原奈良の各地方裁判所長、田中京都、和田神戸、宮重奈良の各檢事正、山田京都高等蠶業學校長、今村京都帝國大學醫學部長、淺山京都府立醫科大學長、大阪、奈良、徳島、滋賀、姫路の各刑務所長、赤塚、住江、飯田の前京都刑務所長、京都府警察部長、京都市長代理、山科町長、東西兩本願寺及各方面の代表者朝野の名士數百名其他財團法人福堂會々員、刑務所職員等にして宏大なる教誨堂に殆んど空席なく、最も嚴肅裡に式を了へたり。此の盛大なる式場の光景は終始活動寫眞に撮

影し永久の記念とせり。

引續いて建築勤勞者に對する福堂會の慰勞金交付式に移り屋山福堂會々長より受領者總代に對して慰勞金を交付し一場の挨拶をなし受領者總代の答辭ありて式を終へ來賓一同を案内して所内參觀、一旦休憩の上宴席を開き午後一時頃各自退散せり尙午後五時より京都市八阪俱樂部に司法部關係の重なる來賓並に東西兩本願寺及福堂會役員を招待し刑務官後援事業の大成を期せんが爲福堂會の現在及將來の發展に關し懇談をなし餘興數番主客歡を共にし散會せり。

當刑務所は京都市中京區主税町舊敷地三萬二百餘坪此評價額百四十九萬二千餘圓を財源として提供し僅かに六十八萬餘圓の豫算を以て移轉新築に着手したるものにして大都市の刑務所として必要な最小限度の設計すらも爲し能はざる事情の下に企劃せられたるものなるが故に

固より多くを期待すべからざるは勿論なり従て工事に關しては遺憾の點尠からず事務所及教誨堂の結構宏莊なるに反し主たる建造物即倉房工場等の規模狭小設備不充分にして收容力は實際の必要に應ずる能はず已むなく假設建物を其儘使用しつゝある状態にあり追加工事完成の急を要するは勿論なり、豫算の關係右の如き事情の下に落成式舉行の餘裕あるべき筈なく永年建築に勤勞せし職員に對しては最終年度に於て從來施行せられたる賞與も、國家財政の都合上當年度よりは之を行ふことを得ざるに至りたるを遺憾とし、屋山所長は福堂會と相謀り同會より金壹千五百圓の支出を得慰勞金を贈ることとし其範圍程度等總べて會長たる刑務所長に一任することとなりたるを以て、屋山會長は奏任待遇以下給仕小使の備人に至るまで全職員に對し勤續年數に應じ同一比率に依り分配贈與することとせり。

福堂會創立の功勞者にして現に同會常務理事たる藤井晋次郎氏は同會役員六鹿

清治氏其他の人々と共に落成式の舉を贊し大に其意義あらしむべく種々苦心劃策の結果福堂會以外別に個人として同志を勧誘し理事監事評議員等の役に在る三十九名より各自五十圓宛を贈出し、落成式費用に充つべく寄附申出で種々斡旋せらるゝあり、之れが爲めに盛大なる式を舉行するを得たる次第にして此機會に於て行刑の本旨を一般に理解せしめ行刑の機關をして眞に社會淨化の機能を完ふせしめんとする刑務官後援の事業を普及すべく盡力せられたる一事は他に類例を見ざるところ、將來該施設大成の機をなすものにして本邦刑政史上永久に没すべからざるものありと云ふも敢て過當にあらざるべし。

き受刑者の殊勝なる意氣に感じて自ら金箔を寄附せられたるが如き、又同じく新たに評議員となりたる本邦美術界の白眉竹内栖鳳氏は藤井氏より此事を傳聞し長澤氏は其門人たるの故を以て弟子が下方の箔を寄附するならば師たる自分は内陣天井の金箔を負擔するを相當とせんとして寄附せられたるが如き兩氏の此舉は教誨堂を莊嚴し其の存在する限り永久に教化上に及ぼす影響甚大なるものあり眞に意義ある美舉と云ふべく、刑務所に於ては最初寄附を出願したる受刑者をして施装作業に當らしめたる爲め感奮勉勵し落成式前に仕上げをなすことを得たり、同人は窃盜五入懲役六年の刑なるが入所後叔父が病死したると數年前に没したる母の供養等未だ曾て營みたることなきを思ひ浮べ供養にもならんかとの心持にて寄附を出願するに至りたるものにして、何等不純の意味を含まず奇篤と云ふべし、加之福堂會評議員の某氏（希望により特に名を秘す）は落成式當日は恰かも年度末にて刑務所豫算の都合上收容者一

般の食糧獻立をなし得ざる事情あるを聞き副食物の馳走として生魚及白味噌を寄贈方出願し當日は家庭内に於ても同様の獻立にて食膳に向はれたりと云ふ。

右の外福堂會關係者以外に事務所の窓掛教誨堂の綴帳窓掛の一部、或は時計植木等を寄附せられたる向も尠からず、京都刑務所當局者が建築豫算運用上如何に苦心慘澹たるものありしかを想察するに餘りあり之と同時に從來一般に重要視せられざりし行刑事業に對し理解を有する人士の漸く多きを加ふるに至れるは國家刑政の爲欣快に堪へざるところなり。

所長式辭

茲に本日を通し、京都刑務所新築落成式を擧ぐるに當り、閣下並に各位の御責臨を添ふることを得ましたことは、職員一同の誠に光榮とする所であります。

却說當刑務所は、明治三年京都市上京區第十八組主税町に設置せられたる徒刑場を、明治十五年より十八年迄の間に改

築し、六角支所を併合したるものでありまして、爾來歲月を経ること三十有八年、建物の腐朽頽廢甚しく、時々改修を加へ來りしも、如何せん構造不完全なるのみならず其位置、市の樞要部を占め、喧囂雜鬧ノ巷、行刑の要件に適せざるものがあつたのであります。茲に於てか當局之が移轉の計劃を立て、敷地を山科町東野及柳辻に相し、大正十二年度より四ヶ年、繼續事業として新築の工を起すに至りましたが、建築に必要な技能職工僅少なるを以て、各刑務所後援の下に、屢次技能者の移送を受け、一面技術の養成訓練に意を用ひ、炎熱寒風を冒し一致協力、只管工事の進捗に努めたのであります。此間職員は心身の疲勞を慰するの暇なく、經營上の苦心亦容易ならざるものあり、而して、豫算の都合上豫定の計劃を縮小變更し、工事繰延の結果、先づ其工を竣ゆるに至つたのであります。

年を閱すること八星霜、資を投ずること、六拾八萬餘圓にして、其間司法當局の懇篤なる御指導と、關係各刑務所、京

都府、京都市、山科町の各當局及關係官公署其他地方有志の御援助並に當所職員の勤勉努力に依り落成を見るに至れるは誠に感謝措く能はざるところであります。又之と同時に、就業職工受刑者の勞を多とするものであります。

抑も刑は刑なきを期するに在り。然るに輓近社會の複雑なる進化は、物質偏重の弊に陥り、人心動もすれば險惡に趣かんとし、犯罪増加の傾向あるは掩ふべからざるの事實にして、行刑の効果は徒勞に歸するが如き憾みなしとせず。吾々に刑務に携はる者、猛省一番責任の重大なるを念ひ、最善を竭さざるべからざるは勿論であります。

蓋し行刑感化の要は、人に在りて物に存せず、人と人との交渉、靈と靈の接觸であります。私共當局者にして、苟も國家に對する奉公至誠の念に於て缺くるところありましたならば、將又人に對する精神的感化の力に於て及ばざるものありと致しましたならば、人を同化すること到底不可能にして、構造設備如何に完備

するも、遂に何等の用をも爲す能はざるべし、物的設備の如きは、抑も亦末でありませぬ。

今や不充ながら、建築は、先づ茲に一段落を告げたのであります。將來漸を逐ひ、設備を完成し、之を運用して充分に其機能を發揮せしめ、以て國家刑政の効果を完からしめんことを期するものであります。

閣下並に各位、何卒御指導御援助あらんことを庶幾ふ次第であります。聊か蕪言を陳して、式辭と致します。

祝 辭

京都刑務所の移轉改築竣工を告げ、茲に落成式を舉行せらるゝに當り、一言祝意を表するは、予の深く欣快とする所なり。

惟ふに文明の進展は、司法事案の繁雜を馴致するのみならず、輓近の如く、思想の悪化と財界の不況と相待ちて人心を混亂せしむる時代に在りては、行刑事務

をして日に月に増加せしむ蓋し必至の勢已むを得ざる所なるべし。然れども行刑の本義は刑無きを期するに在りて、極力收容者の性格を陶冶し、不當なる環象を排除して、其の良能を啓發し、速かに天賦の善心に復歸して、再び刑辟に觸るゝこと無からしめ、頼りて以て國家の清平を維持せざるべからず。是れ當局が屢々行刑に關する法規を更革し、其の名稱及び取扱を改正すると同時に、時勢の變遷に伴ひ、從來の建造物を移轉又は改築して、諸般の缺陷を除去し、事務の刷新を企圖しつゝある所以なり。

京都刑務所は、明治十五年の建築に係り構造の不完全に加ふるに自然の朽廢を以てし其の位置亦適當ならざるものあり、因て地を形勝の山科にトして、移轉改築の議を決し、六拾八萬餘圓の工費と八ヶ年の歲月とを費し、茲に其の竣成を見るに至れり。皆是れ關係各位が不斷の努力の致す所にして、其の規模の宏大設備の整頓、總て遺憾なきに近きは、洵に

要するに犯罪は、或は個人的に或は社會的に、何等かの缺陷あるがために發生するものと思はれますので、犯罪の發生に對しては、一方に於ては出來得るだけ、將來犯罪を發生せしむる如き原因を除去することに努むると同時に、他方既に發生したる犯罪に對して、第一にはこれを社會より隔離して其害毒を社會に流布することを防遏し、第二には犯罪人と雖も亦人の子なることを思ひ、其罪を憎んで其人を憎まず、適當なる施設によりて、其改悛を期すべきであると思はれます。

刑措いて問はざること四十年といふのは、昔の聖代に於ける理想的状態でありましたが、疾患絶えざる今日の時代に於ては、設備完全なる刑務所によりて一たび常軌を逸したるもの、改善を期することも亦實行上の目標であると思はれます。此度かゝる目的に適合すべき最新の施設を具備せる京都刑務所の落成を見たるは、我邦行刑施政上の一の進歩であり誇りであります。行刑の使命の今後益重大なるべきを思ひ合はせて喜びに堪え

ず、一言所感を述べて祝辭と致します。昭和六年三月二十八日

祝 辭

京都帝國大學總長 新城新藏

京都刑務所新築工を竣へ、本日をとし落成の式を擧げらるゝ、余亦此盛儀に列し、祝意を表するを得るは最も欣快とする所なり。

惟ふに、行刑の本領は單に刑罰執行の一事に止まるものに在らず、併せて品性の涵養に依りて改過遷善の實を擧げしむるに在り。而して、此事たるや固より擔當者其人に俟つべきは勿論なりと雖、廳舎の設備如何は又之に影響する所尠しとせず、殊に、輓近時勢の推移に伴ひ、社會の事物愈々複雑を極むると共に、犯罪も亦増加し、刑務益々繁劇を加ふるに當り、舊廳舎は規模狭小にして大都市の刑務所たるに適すべくもあらず、執務上の不便蓋察するに餘あるものあり、當局茲に見る所あり、大正十二年十二月工を起

時運に適合せるもの、予は其の事務を刷新し、行刑の本義を遂行するに於て多大の放果あるべきを確信す。冀くは新建築と共に心氣を新にし、刑務官本來の面目を發揮して、恩威並び行ひ、寛猛兼ね濟し、以て國家刑政の上に一新記録を作られんことを

昭和六年三月二十八日
司法大臣子爵渡邊千冬

祝 辭

此度京都刑務所が完全なる新式の設備を具へて新築せられ、今日を以て其落成式を擧げられることは、眞に慶賀の至りに存じます。

思ふに輓近教育の普及と社會生活の向上とは、頗る著しきものあるにも拘はらず、社會の常軌を逸して罪を犯すもの、今なほ其跡を絶たないのは悲しむべき現在の事實で、恰も健康を理想とせる人の身體に、各種の疾患が常に其跡を絶たざると同様であると思はれます。

し、今や即ち成る。地は則ち山科の景勝居ながらにして四季の眺を擅にするを得べく、交通便利にして然かも都塵を避くるに十分なり、廳舎は近時の様式に則り内外の施設能く整ふ、寔に收容者の惠澤たると共に、廳員執務上の便益も亦甚大なるべし。爾今職を此新廳舎に奉ずる諸氏は、之に依つて大に清新の氣を鼓舞し、銳意事務の刷新を圖り、倍々奮勵努力し、以て刑務の大使命に應ずる所あらんことを。

大阪控訴院檢察長

正四位勳三等 光行次郎

教練修了證書授與式概況

松本刑務支所 武 藤 生

司法省に於て全国の收容少年に對し教練を實施せられてから恰度滿三年に達しましたが、其成績の優良なることは屢々報道せられたところであります。

私も曾て本誌上に於て教練の順調なる發展を希ひ少年教化上に多大の効果を齎さむことを衷心から祈つたのであります。先般圖らずも恩命を拜し未熟ながら第一線に立つて親しく收容少年に接し、日々雄々しい眞剣な教練の實況を視る機會を得、而かも今回第一回の修了證書授與式を擧げ、其概況を貴誌に報告いたしますことは、私の最も光榮とするところであります。只だ憾むらくは、着任後

未だ日淺く所内の實狀に通じないため、此際社會的に刑務所教練の眞價を紹介する方法を採らなかつたのであります。幸にも長野から熊々藤居所長の臨場を仰ぎ、頗る有益なる訓話を少年等に聽聞せしめられたことは、何より大きい收穫でありました。特に此點を附記して謝意を表します。

松本刑務支所に於ては去る四月二十九日天長の佳等を卜し、成規の教練課程修了者に對し左の如く第一回修了證書授與式を擧行せり。

- 一、擧式順序
 - a 開式 四月二十八日
 - b 修了證書授與 四月二十九日

- c 支所長式辭
- d 指導官諭告
- e 所長訓示
- f 閉式

(雨天に付分列式を中止す)

二、參列員
 藤居長野刑務所長 澁川歩兵少佐(教練指導官) 武藤支所長外幹部職員一同
 收容少年 九十一名

三、概況
 當日は教練に關する訓令公布日に相當し、少年教養上意義深き好箇の記念日なるのみならず、第一回の修了證書を授與するものなるを以て少年に對する教化的價值大なるものあるべきを信じ、特に藤居所長並に澁川歩兵少佐の參列を請ひ最も嚴肅裡に式を擧げたり。

前日來快晴なりし天候は折悪しく午前八時頃より降雨と爲りたるを以て、教誨堂に整列午後二時三十分より

り開式續いて藤居所長親ら修了者七名に對し一人毎に修了證書を交付し支所長は擧式の意義を説き、教練の健全なる發達を稱へ、關係職員の勞を謝し且つ少年の將來に對し希望を述べて式辭と爲し、

次で澁川少佐は専門的見地より教練の目的を明かにし、精神訓練の必要を説宗して少年の前途に光明を與へ懇々諭告する所あり。

藤居所長は先づ教練の修養上必要なる所以を説き少年の發奮を促し、將來に對する剴切なる注意を加へ、更に一般行刑の立場より精神修養に關する訓諭を爲し就中孝道に關する實話を引例して少年の孝養を勧め非常なる感動を與へ、頗る肅然たる雰囲気の中に午後四時式を閉ぢたり。

四、收容者の感想

尋五 I H 生

昭和三年四月二十九日天長節の良き日に全國少年刑務所に教練が開始されてよ

り今年の四月二十九日が滿三年の日にて第一回の修了式が行はせられました。有難くも此の良き日に當つて私共七人は修了證書を戴き何となく自分としても國家の大役を急に負ふた様な氣が致しました。省みれば三年前は國家の規則をやぶりに此所に收容された身であります。其罪深き私達に教練を教へて戴き何と感謝にたへない次第であります。此れも天皇陛下様の御恵と日夜感謝して居ります。私達は釋放された曉には必ず立派な良民となり、御國の御恩の萬分の一なりとも御答する様固く決心致して居ります。

尋五 T M 生

あ、有り難い事だ。自分は西も東も分らなかつた。私が御上の御慈悲によりて今は立派に教練を教へて頂きました事は實に嬉しく思ひます。自分は此れより先は益々教練に勉勵して心身をきたへ國の爲めに盡す決心であります。尙自分は昭和の天皇様の御生れになつた此のよき日に當つてこゝに證書を頂いた事は自分の

一生の記念になると思ふ。自分は此のきりつ正しい動作を社會に出ても必ず實行する。此れもみな日々御教へを受ける教師方の御なさけであると思ふ。あゝ何と言つても有り難い事である。

高一 J M 生

四月二十九日天長節に際し私達七名の者は教練修了證書を頂きました。日本の國民として一度國法にふれた私達は、此の名譽ある證書を所長様より頂いた時私の喜びは何にたとへん物もありません。過去に於て家の名譽、親戚恩人の名を悉く損じた私も今日の授與式に際して將來に強い希望と又國民として務めなければならぬ大切な兵役の務めも心配なく待たるゝのです。此の海よりも深い山よりも高い大君の御恵みに唯々感謝の頭下るより外にないのです。幾ら文明文化の世とは云へ刑務所に收容された上に此のお目出度い祝日に修了證書を與へ下さつた聖上陛下の御恩の萬分の一にても御返し申す事を堅く誓つて此の四月二十九日の天長節を心から御祝申上ります。

第三區

第六回武道會概況

北越の天は麗かに晴れて、信越、磐越及羽越の國境方面に聳ゆる重疊峨々たる山嶽には、朝日に榮ゆる白雪がきらめくが、越後大平野には暖かに日光が流れて櫻が將に咲き出でんとする四月十九日の第三日曜日。第三區に屬する名古屋、岡崎、三重、岐阜、滋賀、金澤、静岡、長野、新潟の九刑務所の武道會は、新潟市の武徳殿に於て花々しく開かれた。午前七時三十分各刑務所の劍道及び柔道選士代表者參集して抽籤に依り夫々組合せを定め又各選士は英氣溢れ必勝の色に顔を輝かせて陸續として參集する。來賓は縣廳、裁判所、検事局、警察署、在郷軍人分會、大學、高等學校及市内各中等學校長、並に各官衙、團體其他有志、新聞記者等百數十名、午前八時前田新潟支部長の挨拶に次いで前年優勝したる名古屋（劍道）長野（柔道）兩代表選士より優勝旗返還の式あり、劍道は吉浦柔道は佐藤の兩審判員より試合に關する注意があつて、直ちに劍道柔道同時に壯烈なる試合の幕は切つて落された。當時特に此武道會に臨席のため急行列車で出張された刑務協會副會長たる岡部書記官は、當日の柔道審判員として特に東京より招聘せられた柔道教士神田久太郎氏と共に直ちに武徳殿に自動車で馳せ付けられた。各刑務所

とも平素熱心に練習せられた代表的選士のこと、て其試合の猛烈にして士氣の旺盛なること觀る者をして手に汗を握らしめずには措かなかつた。午前十一時劍道は新潟、名古屋、金澤、静岡の各刑務所が豫選に高點を占め、柔道は新潟、三重、静岡は同點であつた爲め代表選士の決勝長野、金澤、静岡が高點であつたが金澤となり金澤の笠松選士が勝つたので新潟、三重、長野、金澤の四刑務所が優勝リーグ戦に入ることに決し晝食のため休憩となる。

午後零時各豫選勝者のリーグ戦再開となり各選士は一進一退妙技を盡し、氣合の聲劍戟の響場内に充ち満ちて壯烈息をつまらせるの狀を呈し汗に輝く選士の面上、渾身の勇を揮ひ肉弾相撲の壯烈さは眞に龍攘虎搏の有様であつた。

各選士は善戰苦闘死力を盡して奮戦したが其結果は劍道は新潟軍が優勝し二等は名古屋、三等は金澤と決し。柔道は之れ又新潟軍が優勝し二等は長野、三等は三重と決定した。つゞいて劍、柔共に個人高點試合となり劍道は名古屋の二段前川勝治氏柔道は新潟の二段木津吉五郎氏が月桂冠を獲得した。

右終つて後柔道審判員たる神田教士は有段者九名に對し稽古を授け特に親しく夫々の技について親切に教授された。此練習終つた後前田支部長より各優勝刑務所選士に對し優勝旗、賞狀及賞品を授與し一場の挨拶及選士諸氏に對し一層奮勵を望む旨激勵せられて何等の支障もなく盛會裡に幕を閉じた。

必死の力を盡して闘つた各戦士も一度戈を收めては談笑に花

を咲かせ、和氣霽々たる有様を觀るとき、其人格もしのばれて誠に床しさを覺えるのであつた。

豫戦試合の成績

| | | | |
|----------------------------|-----------|----------|----|
| 新潟刑務所 | 初段 鈴木 一〇 | 二級 新納 爲吉 | 新潟 |
| 名古屋刑務所 | 初段 小池 金一 | 二級 仲川 眞雄 | 新潟 |
| 静岡刑務所 | 初段 川口 萬之助 | 二級 小出 眞雄 | 新潟 |
| 滋賀刑務所 | 初段 鈴木 一〇 | 二級 新納 爲吉 | 新潟 |
| 三重刑務所 | 初段 小池 金一 | 二級 仲川 眞雄 | 新潟 |
| 長野刑務所 | 初段 川口 萬之助 | 二級 小出 眞雄 | 新潟 |
| 岐阜刑務所 | 初段 鈴木 一〇 | 二級 新納 爲吉 | 新潟 |
| 岡崎刑務所 | 初段 小池 金一 | 二級 仲川 眞雄 | 新潟 |
| 新潟、名古屋、金澤、静岡の四刑務所優勝リーグ戦に入る | | | |

を突かせ、和氣霽々たる有様を觀るとき、其人格もしのばれて誠に床しさを覺えるのであつた。

豫戦試合の成績

| | | | |
|----------------------------|-----------|----------|----|
| 新潟刑務所 | 初段 鈴木 一〇 | 二級 新納 爲吉 | 新潟 |
| 名古屋刑務所 | 初段 小池 金一 | 二級 仲川 眞雄 | 新潟 |
| 静岡刑務所 | 初段 川口 萬之助 | 二級 小出 眞雄 | 新潟 |
| 滋賀刑務所 | 初段 鈴木 一〇 | 二級 新納 爲吉 | 新潟 |
| 三重刑務所 | 初段 小池 金一 | 二級 仲川 眞雄 | 新潟 |
| 長野刑務所 | 初段 川口 萬之助 | 二級 小出 眞雄 | 新潟 |
| 岐阜刑務所 | 初段 鈴木 一〇 | 二級 新納 爲吉 | 新潟 |
| 岡崎刑務所 | 初段 小池 金一 | 二級 仲川 眞雄 | 新潟 |
| 新潟、名古屋、金澤、静岡の四刑務所優勝リーグ戦に入る | | | |

| | | | | | | |
|--------|------|----|------------|------------|----------|----------|
| 正七位 | 典獄補 | 從七 | 奧村輝 | 叙正七位 | 朝鮮總督府看守長 | 山口千吉(大田) |
| 同 | 看守長 | 從八 | 龜川兵次 | 五級俸從六位(願免) | 朝鮮總督府教誨師 | 和田教範(平壤) |
| 正八位 | 作業技師 | 典獄 | 高城守人 | | | |
| 勳四等瑞寶章 | 典獄 | 從五 | 中村基吉 | | | |
| 勳五等同 | 同 | 從六 | 飯島藤作 | | | |
| 勳六等同 | 典獄補 | 正七 | 井澤實猛 | | | |
| 同 | 同 | 從七 | 奧村輝 | | | |
| 勳七等同 | 看守 | 勳八 | 高橋順一郎(廣島) | | | |
| 同 | 同 | 同 | 並木好作(前橋) | | | |
| 同 | 同 | 同 | 佐久間金松(名古屋) | | | |
| 同 | 看守長 | 從七 | 細川嘉吉 | | | |
| 勳六等同 | 典獄 | 從五 | 牛島麟 | | | |
| 勳八等同 | 看守長 | 同 | 菊地卯吉 | | | |
| 同 | 同 | 同 | 鈴木與一 | | | |
| 同 | 同 | 同 | 東都周吉 | | | |
| 同 | 同 | 同 | 小田倉一 | | | |
| 同 | 同 | 同 | 後藤兵之助 | | | |
| 同 | 同 | 同 | 佐久間安藏 | | | |

司法部訓令第一號假釋放審査規程

(昭和六年五月二十五日)

第一條 受刑者ニ對シテハ本規程ニ依リ身上關係、犯罪關係及保護關係ノ審査ヲ爲スヘシ

第二條 身上關係ハ左ノ各號ニ付之ヲ審査スヘシ

- 一 遺傳
- 二 健康狀態
- 三 精神狀態(智能、感情及意志)
- 四 思想及信仰
- 五 責任觀念及協同心
- 六 經歷及教育程度
- 七 勞働能力
- 八 收容後ノ行狀
- 九 作業賞與金及領置金
- 十 其ノ他ノ參考事項

第三條 犯罪關係ハ左ノ各號ニ付之ヲ審査スヘシ

- 一 犯罪時ノ年齢
 - 二 刑期
 - 三 犯數
 - 四 犯罪ノ性質、動機及情狀
 - 五 犯罪後ノ情況
 - 六 犯罪ニ對スル社會ノ感情
 - 七 其ノ他ノ參考事項
- 第四條 保護關係ハ左ノ各號ニ付之ヲ審査スヘシ
- 一 同居ノ親族、保護者及傭主ノ氏名、年齢、職業、住居及續柄等
 - 二 前號ニ記載シタル者ノ性格、資産及生活狀態
 - 三 家庭ノ良否
 - 四 接見及信書ノ内容並發受ノ狀況
 - 五 家庭ト本人トノ感情
 - 六 被害者及其ノ家庭ト本人及其ノ家庭トノ感情
 - 七 釋放後ノ歸住地
 - 八 釋放後ニ於ケル生計ノ見込
- （昭和六年五月二十五日）

九 其ノ他ノ參考事項

- 第五條 前三條ノ審査ニヨリ再犯ノ虞ナシト認メタル受刑者ニ付テハ假釋放ノ具申ヲ爲スコトヲ得
- 第六條 受刑者ノ改悛ノ程度ヲ審査スルニハ特ニ其ノ者ノ阿諛、便佞其ノ他偽善的動作ノ有無ニ注意スヘシ
- 第七條 假釋放ニ付テハ第二條乃至第四條ノ關係特ニ良好ナルトキハ刑期ノ長短ニ拘ハラサルモノトス
無期刑ニ處セラレタル者ニ付テハ特ニ社會ノ感情ニ照シ犯罪ノ情狀著シク憫量スヘキモノナリヤ否ニ付審査スヘシ
- 第八條 同一又ハ類似ノ罪種ニ付前ニ二回以上懲役又ハ禁錮ノ執行ヲ受ケタル者ニ對シテハ特ニ改悛ノ事情、勞働能力、勤勉ノ風習其ノ他正業ニ就キ得ル素質ノ有無及保護關係ノ良否ヲ審査スヘシ
- 第九條 犯罪ノ動機ノ審査ニ付テハ特ニ忠孝其ノ他道義上又ハ公益上有恕スヘキ心情ニ基キタルヤ否ヲ斟酌スヘシ
犯罪ノ動機道義上又ハ公益上非難スヘキ心情ニ基キタル場合ニ於テハ特ニ思想ノ推移ニ注意シ其ノ確信ヲ拋棄シタルヤ否ヲ審査スヘシ
- 第十條 犯罪ノ動機群集暗示、挑撥、監督關係ニ基ク威迫其ノ他之ニ類スル事由ニ基キタル場合ニ於テハ特ニ受刑者

ノ性格又ハ環境ノ變化ニ注意シ憂慮スルノ要ナキニ至リタルヤ否ヲ審査スヘシニ基キテハ特ニ受刑者

第十一條 慘酷、巧妙又ハ大規模ナル手段ニ依リ罪ヲ犯シタル者ニ對シテハ特ニ其ノ犯罪ニ對スル社會ノ感情ヲ注意

スヘシ犯罪ニ因リ發生シタル危害特ニ大ナル場合ニ付亦同シニ注意シテハ特ニ其ノ犯罪ニ對スル社會ノ感情ヲ注意

第十二條 財産ニ關スル罪ヲ犯シタル者ニ對シテハ特ニ其ノ犯行ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償シ又ハ實害ヲ輕減スル

爲努力ヲ爲シタルヤ否ヲ審査スヘシニ基キテハ特ニ其ノ犯行ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償シ又ハ實害ヲ輕減スル

受刑者ノ親族故舊ニシテ損害ヲ賠償シタルトキハ本人ノ希望ニ基キタルモノナリヤ否ヲ審査スヘシニ基キテハ特ニ其ノ犯行ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償シ又ハ實害ヲ輕減スル

第十三條 地方的特色ヲ有スル罪又ハ世人ノ耳目ヲ聳動セシメタル罪ヲ犯シタル者ニ對シテハ特ニ地方ノ風習及假釋

放ニ對スル感情ヲ審査スヘシニ基キテハ特ニ其ノ犯行ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償シ又ハ實害ヲ輕減スル

第十四條 少年及準少年ニ對スル假釋放ニ付テハ改悛ノ程度及保護關係ノ良否ノ審査ニ特ニ注意スヘシニ基キテハ特ニ其ノ犯行ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償シ又ハ實害ヲ輕減スル

第十五條 共犯者中上訴ニヨリ無罪又ハ免訴ノ確定判決ヲ受ケタル者アル場合ニ於テ上訴ヲ爲サスシテ禁錮以上ノ刑

ヲ受クルニ至リタルコト判明シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ司法大臣ニ報告スヘシニ基キテハ特ニ其ノ犯行ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償シ又ハ實害ヲ輕減スル

第十六條 刑ノ執行停止ヲ爲スヘキ者ニシテ假釋放ヲ爲シ得ル場合ニ於テハ先ツ其ノ旨ノ具申ヲ爲スヘシ

前項ノ具申ニシテ必要アルトキハ豫メ電信又ハ電話ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ具申書ヲ追送スルコトヲ要ス

第十七條 刑務所長ハ假釋放ノ審査ニ關シ必要アリト認メタル事項ニ付テハ判事、檢事又ハ陸海軍ノ法務官等ノ意見ヲ求ムヘシ

判事、檢事又ハ陸海軍ノ法務官等其ノ關與シタル事件ノ受刑者ニ對シテ假釋放ニ關スル希望ヲ表示シタル場合ニ於テハ假釋放ノ審査ニ際シ特ニ其ノ希望ヲ斟酌スヘシ

第十八條 身上關係ノ審査ハ受刑者ヲ收容シタル時ヨリ二月以内ニ之ヲ爲シ爾後少クとも六月毎ニ一回審査ヲ爲スコトヲ要ス

犯罪關係ヲ審査スル爲必要アルトキハ遅クとも前項ノ期間内ニ訴訟記録ノ借覽ヲ求ムヘシ

第十九條 保護關係ノ審査ハ遅クとも刑期三分ノ一ヲ經過スルマテニ之ヲ爲シ爾後變更ヲ生シタル場合ニハ遲滞ナク之ヲ訂正スルコトヲ要ス

第二十條 假釋放ノ審査ヲ爲スニハ特ニ受刑者ノ居住シタル地又ハ歸住スヘキ地其ノ他ノ關係市町村役場、警察官署

學校、職業紹介機關、保護團體又ハ寺院等ト連絡ヲ保ツヘシ

第二十一條 一月月上旬ニ於テ刑期満了スル者ニ對シテハ特ニ保護關係良好ナル場合ニ限り前年十二月中假釋放ヲ爲シ得ル期間ヲ存シ其ノ旨ノ具申ヲ爲スヘシ

第二十二條 身上關係ノ審査ハ教誨師、教師、保健技師、保健技手、作業技師又ハ作業技手各擔當事項ニ付之ヲ爲シ其ノ結果ヲ刑務所長ニ報告シ刑務所長ハ之ヲ刑務官會議ニ付議スヘシ

刑務官會議ニ於テ前項ノ審査ヲ爲スニ付必要アリト認メタルトキハ擔當看守其ノ他日常受刑者ニ接スル職務ヲ有スル者ノ意見ヲ聽取スヘシ
犯罪關係及保護關係ノ審査ハ文書主任又ハ教誨師之ヲ爲シ其ノ結果ヲ刑務所長ニ報告シ刑務所長ハ之ヲ刑務官會議ニ付議スヘシ

第二十三條 刑務所ニ於テ行刑上心理學、精神病學、社會學又ハ教育學等ヲ專攻スル者ヲ囑託シタルトキハ之ヲシテ身上關係ノ審査ヲ補助セシムヘシ
前項ノ囑託ヲ受ケタル者ハ刑務所長ノ許可ヲ得テ受刑者ニ接スルコトヲ得

第二十四條 假釋放ヲ許可セラレサリシ者ニ對シ其ノ後ノ審査ニ於テ假釋放ヲ爲スニ適スルニ至リタルモノト認メタルトキハ更ニ其ノ具申ヲ爲スコトヲ得

刑政十周年記念懸賞富選論文

第一部

戒護作業及び教化の調和を論ず

〇〇〇一等富選〇〇〇

神戸刑務所

原

三郎

小 序

主題の論旨を進むれば、懸案としての自治制度試験中の累進制度の理想にも連關到達すれど、本論の主旨を現行自由刑の實際に則し各分科の権限上と運用上との兩方面の調和について論及す。而して其の結論は「變化の中の統一」と云ふ言葉がある。

これは調和と云ふものゝ眞の主体を完語したもので、例へば對人間の調和と云ふ事も弱い妥協、豹變的追従等を意味するものでは無く、各自が與へられた立場から其信する特色を發揮し、而して其れが對外的に其赴くところ如何に善處され或は運用を誤らないかを自覺して上下互に主張を尊重し合ふ事にある。

それは吾々生物一個の体内に於ても、健全な活動をするには其れ其れの幾能が各々其特色に向つて活動し、それが一局部に偏せずして全般的に圓滿な融合が遂行される所に發洩たる健康が保持されてゆくと同然である。

若し此際或一機能が其自身の役目を果さず停滞するとか或は局部的に異常な過勞を來すとか云ふ場合は他の機能に迄故障を傳播し所謂疾病を醸す結果と異らない。

行刑も右の如く即ち其目的である所の犯罪者の改過遷善と云ふ一つの目的を有する刑務所に於て刑を遂行するが爲めに、所長と云ふ中樞神經を環つて各種の分類された局部的關節神經を持つた一の生物とも云へる。

而して吾々の体が外觀的には局部の活動に見えしも内部では不斷の微妙な全身交換を行つてゐる如く、刑務所の實際管理の分掌が或は戒護と云ひ、或は教務と云ひ、或は作業と分れてゐるが、——實は外觀上の區分で、此が活用上には恰も精神と肉体の活動が不可分の如く、獨立分離しては絶對に行ひ得られぬ事は明かである。

故に此一丸とすべき物が上下統制を欠き、或は互に連絡を失つた場合は行刑と云ふ主体は既に疾病に犯されており進んでは中樞機能の善用迄誤らんとしつゝあるの時である。

而して其等連絡統制の欠如で如何なる原因にあるかを注視すれば、各分掌上の所信過大より來る刑務官本然の自覺を欠ける場合と功利的狹量に因する排他行爲とである。例へば、

- 一、は法と規則を主体として典型的に人を改善せんとし、

- 一、は唯心的の反省向上に由る教化のみに専念し、
- 一、は勤勞と技能を主眼として人の改善を夢む。

以上は其據る所に誠實にして所信の強きところ往々局部的効果は擧げ得らるるも、此が大局を見るの明なく自我の擴張極端に走り、越權に由來するものに於ては寒心すべきものが多い。

而して實際の場合として其等より醸す所の欠點は受刑者が役人間の不和に狹まれ、夫れが不統一の犠牲に供され、公平眞實の判きを行使する事を得ない。

方今行刑を別言して教育刑と云ふ如く、行刑の精神は一に受刑者の教育指導を主とし、決して彼等の自由を奪ひ彼等により強き苦痛を與ふるに非ず。彼等をして専ら刑期間内に今後處世すべき社會に良く適合融和すべき素質と徳性の教育と既成の惡癖矯正にあるは論を待たぬ。

然るに稍々もすれば行刑の精神固形化し其運用に有機的情性を失ひて無彈力に失する場合が少くない。即ち眞の戒護とは、個性別に受刑者の傾向を視察し善處すると共に總括的に正しき規律を以て強き信念を養ひ、常に彼等に對するに威嚇と感情に流れぬ様留意しなければならぬ。

若し專斷嚴格に過ぎて教化指導の精神に疑ひを懷かしめ彼等をして信頼の度を失はしめんか、彼等は勿ち一塊の外盲目従化したる反省なき徒となる。

此の如くにして其賞罰に如何に専念するも彼等は之を眞に甘受はしない。

凡そ罰の眞の効果は犯人をして深く反省せしむる機會を與へるにある。反省なき罰は恰も砂を盛りて山を築かんとするが如く甚だ價値の無いものである。

次に激濁たる眞の教化とは個人の心境に深く肉薄すると共に科學的考察を忘れず、宗教をして實踐的たらしめて偶像化を許さざるにある。彼等をして常に受刑者たるの自覺と反省を忘れしめず、正しき苦痛を伴ふ規則、規律に服従するの感念を保たしめ、彼等をして安價なる温情に馴れしめてはならぬ。

凡そ人の向上には半面正しき苦節と服従互調の道あるを知らしむるにある。また勤勞より生ずる輝かしき生活希望の覺醒は信仰と共に重要なものであつて、唯心的教化と同じくこれが共榮を計り、正しき勤勞に對する信念を等閑に附すが如きことが有てはならない。

眞の作業經營は一面收容者に對する勤勞の美德を強制すると共に、彼等の處遇につき細心の注意を拂ひ苟くも過剰な作業督勵の爲め精神の活力を衰へしめ、戒護上の精神を無視して經營の方便化してはならぬ。

次に訓練授産の効果は本人をして其職に甘んじ、其勤勞を樂します事に價値を生じる。僅の理由にて此大なる結果を無視し戒護取締に細心するの餘り、工程の過失を責むるに嚴に過ぎ又は輕々に轉役せしめるは甚だ當を得ぬ。

而して他面個別上の希望を可及的に汲み、これを賦課の上に考慮し、精神教化有つて無きが如き收益本位の作業に陥ることを許されぬ。要は健全なる勞役によつて強き意志と技能を養成するの意に外ならない。

以上の如く各立脚點により専ら據る所區々の別あれど、元來行刑の赴くところ教育徳性の卓越せる香ばしき理想宗教團體を形成するに非ず。營利を重要視する官營生産工場のみにも非ず。命令と服従に嚴なる軍隊にも非ず。約言すれば以上の中庸を採つて個性別に受刑者の改善を計ると共に總括的には其惡化傳播を豫防するにある。又個性教育に徹すると共に總括的進級に努力をすること恰も病院と學校の合流に等しい。

而して此が基礎としては廣く百般の私學的見地に立脚して將來を推斷し、他面社會流動の合理的趨勢を熟察して、

國家社會の環境より行刑の精神が孤立せざることを計ると共に、例を過去に引用實證して然かも毫もこれに偏してはならない。

結 論

論じ來れば主題調和の先決問題として其法制制度の完備が重要なことは勿論なれど、歸する所は如何なる良制もこれが活用の適否によつて良否の階程を招くを免れぬ。

即ち刑務官としては至誠を以て常道を踏み、責任の歸するところを明かにして己が所信に果斷でなくてはならぬ。

苟も權勢の前に眞理を没し、根本の定見なくして利に迎合し、他を見て或時は專斷、或時は左右さるが如きは、上司の意を誤るのみでなく行刑の精神を危くするものである。

總て相對的なる正しき調和の亂れる主因は各個の責任を充分果さざる場合か、或は範を越えて他より排出するの際にある。

即ち主張の集る互讓なき先端にも、不和沈黙の底にも共に最善の調和は求められ限ない。

故に一意己の本分を明かにするとともに、他を理解する事に勉め且つ尊敬の念を忘れず、大局の爲めに小我を没し功利に無慾にして奉仕犠牲の雅量を有する者でなければならぬ。徒らに法と職制の權限に籠居して行刑の固形化を招致すること、身体に於ける血行緩漫の老衰病と同じ結果を來すが如きは採らざる所である。

宜しく行刑の機關に立つ者は其據るところを問はず以上の如き其母体に故障を招き之を危くするが如き末梢的小我を戒めねばならぬ。夫れ言ふは易く行ふは難し、萬全を期せずと雖も各自反省精進の彼岸に輝かしき調和の行刑を望み得べし。

川越少年刑務所 岸野春 一

目次

- 1 はしがき
- 2 行刑の對象
- 3 戒護とは
- 4 作業とは
- 5 教化とは
- 6 調和の基柱
- 7 けつろん

1 自由刑の執行目的は、隔離と、改善の二作用である。過去に於ては國家が犯罪人を逮捕し、之を監獄に投じ自由を剝奪する時、社會に對する責務が全ふされたと信じたのであつたが、現在の刑罰理論に従へば、その自由を剝奪し之を拘禁することに依つて國家に重大なる責務が発生するのである。而して國家は犯罪人を罰すると同時に之を保護せねばならぬのであつて、刑は唯道義的感念による應報の爲の痛苦でなく犯罪人改善の爲にする

教育でなければならぬ。即ち彼等が釋放後善良なる市民としての資源たる精神的活力と、身體的健康を保持せしむべき義務と之が再犯せざる様教養訓練する義務を有するのである。之れ監獄が一種の強制教育所であり又強制治療所である所以である。而して教育は如何なる場合に於ても彈壓ではなく人の持つ内部の力の開展であり活きた仕事であつて決して形式的な機械的な作用ではない。故に行刑は對象を人として認識し人としての完成に重點を置き、常に中心の立場より犯罪人の裡に存する人そのものを教養訓育し之を改善し、社會適應性を賦與するところが第一義的な目的であり使命である。

會に復歸せしむべき犯罪人、或は教育の對象としての犯罪人とは如何なる素質を持つものであらうか。之を心理學的に説明すれば意志力の減退せるもの即ち制止作用の缺乏と自我の障害せられたるものである。故に生活力は減退し生活に對する興味なく常に疲労し、憤怒、昂奮して利他的享樂を食らんとするものである。更に彼等の意志作用は確乎たる統一なく、内面生活に少しの理想の閃きなく、又職業に對する興味も道德的決意もなく、唯一時の安逸を食ふことに興味を持つ所謂甚だ敷き怠惰性の所有者である。

更に之を社會的に考察するに人は常に仲間の勢力と自然的事情とを考慮して共同生活を營むものであつて、其の努力の統一は社會的生活の基本である。然るに犯罪人は其の共同すべき仲間と共同せず寧ろ之を侵害し社會の秩序と習慣を破り、自ら勞せずして他の勤勞の成果に頼り、生活の安全を防げ毫も協和的法則に従はざるものである。尙進んで之を經濟的に考ふる時彼等殆んど前者は世の最も下層の階級に屬し、生活の資源たる一定の職業なく浪費の習慣甚だ強く常に最大の不安状態におかれたるものである。斯如きものを對象とする行刑が今如何なる準備を持ち如何なる努力が拂はれ來つたであらうか。

即ち戒護作業及教化が如何なる目標を掲げ如何なる態度を以て亦如何に協調されて、各其の任務に精進し居るであらうか。以下各部の理想現狀に就て考察を試みやう。

3 自由刑の目的が完全なる隔離であるとせられた時戒護は其の隔離作用を司る唯一の手段であり最高の機關であつた。又自由刑の基柱が確實なる監置であり亦懲戒と紀律の維持であつた時には高い塀、嚴重なる居房、或は諸種の戒具も必要であり亦重要なものであつた。而して隔離作用である監獄の職能中に改善作用を認め之が責務を生じたる今日、最早此等物的戒護は昔日の如き權威と價值を持続することは到底不可能となり、改善を離れた戒護は其存在さへ許されなくなつたのである。此處に於て威嚇の爲に用ひられたる劍銃、及嚴重なる檢身、或は暴行自殺防止の爲に用ひられたる諸種の設備は之を重用することによつて、犯罪人の心情を害し反抗心を助長し更に彼等の健康を害する以外に何物をも認められないものとなつたのである。斯如き戒護は應報主義の名残を存するものにして、眞の戒護目的の核心に觸れざるものと斷ることが出来るのである。

而して監獄の問題は人を對象とする問題であり社會的な問題である。即ち行刑は改善せられたる人として社會

に送り出すべき責務の問題である。故に戒護は社會化され、舊式獨裁をさげ純理に従ふべきである。アム・ツェーンホッフ博士は「汝等の職務は規定の注意に存するにあらずして汝等の最も高き任務は墮落せる人々を再び蘇へらしめ、しかもそは汝等が心よりわき出づる温き人類愛の精神を以て汝等の事業を遂行する時、正に成功するものなることを忘るゝ勿れ」と。是實に戒護職員への諫言にして又戒護の重心となすべきである。即ち戒護主義の絶對性に囚はれ涙も同情もなく唯法規を楯に形式的に概念的に之を處遇し、常に役人を囚人の上級に位するものだと妄想し、之に過またれたる從屬關係を強制して役人との反目、偽善又は卑怯なる心情を養ひ、行刑は宛ら規律の爲めの行刑であるかの如くすることは現今の行刑思潮への反逆である。此處に於て戒護の重點は物的戒護を離れて人的戒護へと進め、他の改善作用を積極的に達成せしむる力強き援助者として働き竟に累犯防止の問題を解決せしむることが、戒護存在の意義を強調する所以となり又其の職能となすべきものである。

4 クリーグスマンは「刑の執行の問題は刑務作業の問題である」と極言せられた。即ち刑務作業は犯罪人をして人として働かしめ人としての最大の能率をあげしめ

能ふ限り論理的に完全なるものにする」と云ふよりも現實に働き得る人、即ち生活力の充實せる人を養成し經濟的に復歸せしめ、善良なる市民として之を社會に送り出すことが其の目的である。人は本能的に活動慾を持つものであるが故に、囚人と雖も作業に對しては道義上の權利を有するものである。若し之に作業を課せず嚴正獨居に拘禁し規律を強制し、反省懺悔せしめて改善の實を擧げんとした場合、其處には元氣と精力を失ひ魂を弱らせ精神的にも肉體的にも衰へ果てた悔悛と矯正の、模範らしき干乾らびた木乃伊をのみ見る事であらう。こんなやぐさ者を釋放することは刑罰の目的に反することは勿論、社會は倍加せられた負擔を脊負はさるゝこととなるのである。

「各人をしてその課業に勵ましめよ然らば一家は安泰なるべし」と叫んだルーテルの言葉と、ジョン・ホワードの「人々をして勤勉ならしめよ然らば彼等は正直となるであらう」との言葉は正に至言であると信ずる。彼等の多くは性怠惰にして秩序ある労働を厭ひ、意志力は減退し、生活に興味なく、經濟的には全く力なきものである。故に作業は囚人に對して労働の尊嚴、自力獨行又は他人に對する責任を教へ彼等に希望を持たせ従事する作

業によりて、釋放後社會に於ける生活上の苦闘に堪へ以て自己及其の家族を養ひ得る爲の労働意慾を涵養し、遂に彼等を正直ならしむることが刑務作業の目的であり之が行刑の本質となるのである。

而して古い教育學說の通念に従へば思考と作業は別々の世界に屬し、四肢の運動による勤勞作業は筋肉の機械的活動であつて精神的活動の毫も参加せざるものとされたのであるが、彼のフレイベルは其の當時の教育を論じて人間を身體的怠惰者にする教育だと主張され、本當の教育は人の持つ内部の力の開展であつてそれに必要な唯一の手段は人の自己活動による作業であると説かれた。此處に於て作業は教育上必然なる手段となつたのであるが、今此作業を教育的訓育價值より論ずれば實に偉大なる力を有するものと斷定し得るのである。即ち「汗なき人生は墮落である」と云ふ汗の何ものであるかを教へ、生産に對する正しき思想感情を養成し自己の目的に従ひ自己の方途と力に頼りて行はれる作業が、常に他人に依頼する心を抑壓し破棄し獨立自營の精神を陶冶し更に共通の目的の爲に提携し共働することによつて、妥協、協調、讓歩、服従、責任等の諸徳を教訓によらず經驗によつて體得せしめ、更に感覺、觀察、判斷の能力を練り精

密、忍耐、應用、勤勉等の性質を養ひ得るのであるが更に之を知的陶冶の手段として考察するに、我々が空に思索する所のものは未だ不確實であるが、思索を現實に發表し作業の上にそれを實現する時始めて確實となるのである。故に作業は知的生活の陶冶手段として最も確實なる効果を有するものである。斯く論じ來る時最早アリストテレスやキケロの如く労働を賤視し、賃金労働を目して精神自由を喪失せしむるものと嫌惡した思想は現在の社會には不通の議論となつたのである。更に作業が専門的職業訓練を行ひ彼等が經濟的に復歸する生活力を養ひ、聽て來るべき強者生存の社會。激烈なる生存競争裡に完全に活動し得て再び經濟社會の敗者として監獄に舞戻ることなからしむることに於ては、戒護も教誨も全く無力であつて斷然他の追隨を許さざる絶大の價值あるものである。然るに此作業が今如何なる地位を保ち幾何の力となつて居るであらうか、それは余りに貧弱なるものと言はざるを得ないのであつて、全く作業は監獄規律の前に唯伏し常に戒護の從屬的扱を受け然も部員は、己が使命を忘れ其處に何等の不思議感をさへ抱かず、無抵抗を余儀なくさるゝ意氣地なさは實に行刑問題解決の禍根である。めまぐるしい今日パンを得る爲には先づ其人の

腕と勤勉と持続性が要求せられる。現在の世相は働かねば何物をも得られぬ。さうして働くさへ容易でない此處に我等は其の使命と機能の重大性を認識し、彼等の生活力と共同生活資格とを養成することに最善を盡すべきである。

5 教化とは人の心を善化せんとする作用にして或は倫理的に教育學的に又は社會的になされる一般教誨と神を對象として神に對する憧憬即ち一種の信念を保護助長して靈的の存在を認め自我を認識せしめんとする宗教教誨と、囚人に知的方面の精神文化即ち文化價値を開發して、その價値を實現せしむる教育とに分つことが出来る。而して我々の生活は精神的方面のものが多分に存するのであるが、最も手近に現れるものは經濟生活即ち物質生活であつて、現今の物質萬能の文化は個人の慾望を極度に咬り立て、人間は物質價値によつて表現せられ社會生活に謙讓なく、人に自制なく、低級なる慾望に満足する姿であるが此處に多くの犯罪原因が胚胎するのである。故に教化は物質文化の本體を凝視し計算的理性以外に崇高なる靈性情緒に訴へ、物心兩者の關係を正當に理解し神を通して罪惡の我。弱小の我の認識より聽て擴大し得べき自己を自覺し常に自己の指導を偉大なる魂の

行跡に求め追求渴仰の全力を致し、進んで我と汝の存在につき相互保障の關係を會得せしめ眞に同情、共同、連帶の觀念を生じ責任の自覺を起させ、より美しき、より偉大なる人生を見さしむることが教誨の使命である。教育は少なくとも國民的共同生活に必要な最少限度の知識と國民道を教へ、社會生活に於て是非の判斷を容易ならしむる程度に課せらるべきであつて、學に親しむことは生活に興味と向上心を呼び醒し且つ、社會に出て生活する上に本人の資格を與へる事に大なる力あるものである。而して此重要な教化を専ら司る教誨師は人間生活の經驗深く、人類愛の精神に燃へ最も熱烈なる信仰の人であつて決して形式的な事務家であつてはならない。即ち常に自ら内に顧み受刑者の歸依と信任を保ち、慈愛の念と人的改造の可能なることを信じ與へずんば止まず。とする情熱の所有者でなければならぬ。而して人格の本質は自發活動であつて、現實の自我の活動は其儘人格の實現となり自我の顯現となるのであつて、精神生活は行動に、動作は精神生活に相反するのである。斯して人格の陶冶を目的とする教化は單なる知識の傳達でなく又教誨師の行ふ教誨や教誨堂に於てなされるもののみでなく、人間生活の總ての場所と時とに文化財を通じて之を

人格化する所に價値が生ずるのである。而して之には體驗の過程を必要とするものであつて只如來様の有難さや美しき教訓の羅列は何等の効果あるものでなく、總て彼等の體驗を通しての教育作用としてのみ實効を認め得るのである。故に教化のことは教誨師に非ざる者も決して對岸の火災視することなく目的達成の爲に努むべきである。

6 斯く論じ來る時各部の使命と機能は自ら分明となり其輕重は定るのである。囚人は刑期を終れば必然的に社會的共同生活に入るものなれば、釋放に先立ち之に社會適應性を賦與することは國家の安寧を維持する爲に必ず爲さるべき事柄である。而て三者は此根本義の一元に歸一して各自の使命と職能を知り互に協調し物心兩界の一致點を見出し各般の現象を至純に觀照せしむる爲に精進して居るであらうか。各部己が働きを過信し他を顧る暇なく得手勝手に作用し、又は全然反對の方向に指向することあらんか、そは行刑の根本義を滅却し其力を無くすること勿論である。然るに現在の行刑は余りに多元的であり分化的であつて其中心を失ひたる形である。是擧の高きを知り現代文化の進展と思想の移行を知らざる者の多きが爲である。故に此行刑をより高き所に引上ぐる

爲には先づ其基柱を確立すべきである。而て現代の行刑思潮よりすれば犯罪人の自由の剝奪からは何物をも期待し得ざること勿論、最早改善作用の前に隔離作用である命令的な事務的な舊式戒護は可なり讓らねばならぬのであるが、嚴しき劍や肩章が未だ重要視され意外の權力を振ひ居ることは刑罰の實効を害ふ大原因であり、戒護が行刑の基石としての價値なきこと勿論である。然らば他の何れを主となすべきか、囚人は經濟的復歸の問題を離れる事は絶対に不可能である。そして人格の本質は自發活動であり自發活動は經驗の過程であつて、總ての概念や原理は理性的思惟の産物でなく經驗に依存するものである。經驗の達し得る限りに於てのみ確實なる認識は存立し、認識は經驗より生じ且つ之に基づくので經驗に基づかね概念や形而上學的觀念は一種の假想である。而して彼等は倫理的な道義的な説明は爲さずとも世の事態に對し其よつて來るべき所も其表裏も知悉し居るのであつて、之に抽象的な現實性、具體性に乏しき教誨、まして斷續的に行ふ教誨に多くの効果を期待することは又不可能であると同時に、彼等に生活力を與ふることは出來得ないこと勿論である。之に反し作業は人の創作心を刺戟し空想を働かす爲めに藝術的活動を行ふ機會を得て豊富

なる感情生活を營み之が陶冶と自然の發達に應じたる知的陶冶を成し、知的陶冶は情意的陶冶と關連を保つ上に於て情意の力を加へ、其結果として知情意の三方面の調和發達を成し得ること及之が現實であり實在であつて、總て體驗を経て行く點に於て又經濟的復活に寄與する所に於て先づ行刑の根幹となす可きものと信ず。現時學制改正に際し作業科の加へらるゝ所以も亦此大なる價值が認められたるに起因するものである。故に我等は宜しく時代の推移を洞察し、小我を捨て大眼目に歸一し小なる面目にこだわらず互に協力し其支柱を支持する時始め

第二部

刑務作業の合理化を論ず

需要が生産よりも多いときは物貨指數は高位を保ち貨幣價值は低下する。この經濟現象はよい意味に於ける好

て行刑の成果は見得るのである。
7 刑罰の正當性は客觀的に論理的に判斷すべきものではなく實際的效果によつて決定せらるゝものである。凡百の條文、限なき規定も之を運用する人によつて死活は決せらるゝのであつて、自由刑の彈力も亦客觀に非ずして當事者の心の緊張即ち其主觀に見出すべきである。而て最高の善とは完全そのものでなく完全に至らんとする過程である。我等は此處に心し互に其中心を支持して相戒め最善を盡す所に行刑の成果は期せずして得らるゝのである。

札幌刑務所 吉田益雄

景氣ではないと思ふ。歐洲戰爭に基因する國際的需要供給關係の不權衡とそれに伴ふ金の輸出禁止は一方に於て

機會的な企業の濫立を促し、他面に於ては保護關稅にも比しき不自然な爲替決済の保護をうけ、一時的好景氣と其後の情勢とを續けてきた。金解禁により需要と供給との均衡がとれ、それが量と質と價格とによりて國際的に精算さるべき經濟の常道に復したのである。この常道に順應し、更に進んで經濟界に優位を占めんとするの唯一の鍵は産業の合理化でありとされてゐる。而し乍ら現在唱導實施されつゝある我國産業界の合理化は滯貨及在庫原料の値下りの處分と、群小雜多な放漫企業の資本統制による整備を意味するものが多いから、自然は合理化の過程として一時的にもせよ縮小淘汰を餘儀なくされつゝある現狀であるが、刑務作業の合理化にありては必ずしもそうでない。作業の合理化は刑務作業の自給自足への可及な擴張到達を目標とするものであり、又組織自体としても一般企業のように時に應じて就業者の淘汰等はない可能なることであり、他面收容者の大部分は入所時に於て定職を有しないものであるから叙上の目標と事實とを前提として考へなければならぬ。

標準化—刑務作業の自給自足主義—官用主義の合理的統制—製品の標準化—作業種目の確立—刑務所の製素品の規格統一—

廢合 移動統制
簡單化—大量製産主義による工場管理—労働過程—技術の能率化。労働意欲の向上。事務の刷新—機械化—分業。
無駄排除—最小の經費で最大能率主義—計畫。生産。事後處理。全面的事務。

注文分野の確定！官用主義に就ては監督官廳並に當事者が協力して常にその徹底に努力してゐるが、從來その根本に於て需供相互官廳の間に無理があり、従つて需要官廳が次年度の需要概數を豫定して豫め刑務所作業を利用すること等は、實際問題として豫想以上に困難がある。そうでないとしても見積價格に於て民間業者と熾烈な競争を生じ、民間業者は長期間に於ける損益の按分比の手段をとるに反し、刑務作業は事前に多大な缺損を犠牲にするようなことは時に不可能である。故に私は全國を幾つかに區分して官用品の委員會を設立する必要を認める。私は假に之を官用品の委員會と名付ける。委員會は閣議の決定其他等強力な權能を有する聯絡機關たるべきこと（この點に付いては一九二七年の獨逸行刑法草案

は供給官廳をして義務たらしめてゐる。草案七十八條第二項一切、全二項)

委員會の職能は三つに岐れる。

(一) 各地方に於ける各官公署用品の次年度に於ける需要概數の豫定を品目別に調査し、註文並に價格の協調を爲し各刑務所の製産能力に應じて仕事の配給統制をする。右に依り註文分野が標準化するからまづ作業種目を確立することである。作業の種目は大略木工、印刷工、洋裁縫工、革並に靴工、鍛冶工、構外作業等位に限定して内容の整備、製品の優良、能率に重點を置く。従つて常時一定の就業人員と能率の標準を持続する必要が生ずるから、自然は業種に依る就業人員の移動統制が重複又は無駄がなく行はれる。一般の企業に於ても内容の堅實な限りは、大企業組織が有利であるといふ見地からして私は註文分野と經濟的好利に應じて刑務所の廢合を考へたい。而して右以外の作業は經理作業を除くの外は最少限度に止め、殊に慢性病弱者、老衰者の作業場には特設拘禁區を設ける必要がある。一般産業界の趨勢をみても需要弾性の強い製品よりも、需要弾性の乏しい製品の製作が有利であり、更に需要先の隨時不定な製品よりも、細胞的に分割されてゐても需要先の確定してゐる作業が

統制あり有利である。この理は刑務作業に於ても特殊な場合を除くの外は不定な需要者を相手にする製品の製作は不利であるとしなければならぬ。

(二) 規格統一。註文分野の標準化は必然製品の標準を統制するから材料の規格統一も容易であり、從來の如く在庫製品の現金化に費す事務並に不規則な運搬に費す勞務の複雑と費用が節約される。又官用品に限つて收入豫算が當初から確實に豫定し得るから、相當尨大な費額でも小業費の請求並に配賦が合理的に施行せらるゝ。委員會の職能に屬する材料の規格統一は主たる材料を以てし財界の事情に適應した大量購入と乃至は難ビンの購入により原價の平均低下を實現し、之を所要刑務所に發送するのである。従つて就業費の七乃至八%は委員會で施行せらるゝことになると思ふ。

(三) 計畫、技術、經營の科學的研究と指導統制。例へば素品の規格統一と互換性の研究。又は應用充當性の研究。例へば梱包用に使用する帶鐵は受領刑務所に於ての有用な作業素品として直ちに消化し得る規格にする。又は一切の生産順序を流動作業とする研究等の如く全經營の合理化に對する研究と指導統制をするのである。

工場管理の合理化。生産の標準化とそれに伴ふ製素品の規格統一と生産過程の簡易化と、全組織全過程の無駄排除は作業合理化の本格である。生産過程の簡易化は

(一) 技術の改良指導 (二) 勞働意欲の向上 (三) 機械化 (四) 分業制度 (五) 大量製産に俟たねばならぬ。

(一) 一般産業合理化の進行過程をみるに企業家は就業者を機械的に考へてゐる弊があるように思はれる。刑務作業は一は教化的價値を内容とするものであり、一は國家負擔の軽減を目的とするものであるからこの二元的要素を排助しては刑務作業の合理化は成り立たない。作業擔當は作業に就ては作業當事者の、戒護に就ては戒護當事者の指揮を受けてゐる。作業擔當は時に作業に精通してゐない場合があると指導上理解を欠き易く、結局拘禁意識偏重の擔當に墮する虞がある。かうした傾向は作業に精勵し勞働意欲の増進を性格化する爲めの指導統一の上に錯誤が生じ易く、就業者に與へる教化的價値を削減する。私は現在の作業擔當を作業技手の適格者として教養するか、又は教養の高い作業技手をして作業擔當たらしむべきであると思ふ。考ふべきは拘禁破綻の不祥事であるが一はよき科學的調査によつて事前に防止することができ、一は訓練を統制し權利たる賞與附の科程を與へ

て之を刺戟し、理想の成績と進歩とを妨害する故障を除き、作業に對する興味即ち緊張した作業意欲の増進とを以てしたならば、不祥事の生ずる間隙を與へないと思ふ。よき行刑たると否とは作業が全体として有効に働か得るか否かによつて極まるものと私は考へる。

(三)(四)(五) 大量製産を目的とする機械化分業制度は作業經營の經濟的有効手段である。分業制度は一の生産完成に要する迄の作業工程を一人にて擔當することなく是を數人に分擔せしむる作業の組織である。各就業者は狭小なる範圍の一小部分の作業を營むものであるから作業に熟達精通するは比較的容易である。従つて能率も自然に増進することができ、又一部分の作業を分擔するものであるから他の作業に移動する必要なく、時間の浪費を防止し無駄を省き得るのである。カール・マルクス及アダム・スミスは共に資本主義經濟組織に於ける分業制度の最有効手段なることを事實を例證して述べてゐる。たゞ教化を目的とする刑務作業に於て分業制度が適正なるや否やを考へてみたい。行刑の目的はその時代の社會に適應する人間を造るにある。然も最近の企業組織は手工業から機械作業に移動し分業化し、手工業は到底時間と能率と價格の上からしてそれに對比し得なくなつてき

た。大量製産を目的とする機械化分業による製産労働とは畢竟するに能率の高い生活の謂である。即ち常に時と力を善用するもので一步一步立派な自我を創造することを目標として進む生活である。そういふ意味に於ける工場管理は作業能率が上るように就業者を使ふのではなく、就業者が心から緊張し喜び希望を以て作業に従事するように管理してゆくことであらねばならない。かゝる意味に於て最近の企業組織を刑務作業に取り入れることは、時代に適應する人間を造る行刑の目的に一致するものである。又作業合理化は常に時と力を善用平均さすものであるから常時には勿論一定の労働時間の保持から、更にその短縮が考へられるものであるが豫定し得なかつた障礙、その他突發的註文等の場合には、一般企業に於ては何時でも時間の延長を實行して生産の均衡をとり信用を保持するのであるが、刑務作業には作業時間の延長は司法大臣の認可を要するといふ規定がある。この規定の遵守は事實は兎も角として緊急な場合には有利な機会を逸する虞れ並に信用の保持を害ふ虞れがある。刑務作業が社會化すればする程この規定を事後報告で足るよう改正する必要があると思ふ。扱て從來の雑多な刑務作業の内殊に座業の手工業等は能率の高い生活に

背馳するものであるから、作業種目の確立を俟つて早く廢止すべきものであると思ふ。昭和二年度に於ける全國刑務作業をみるに最高四七、最低一九の業種に及んでゐる。この内身心の保持上存置さる以外に作業種目の確立がなく、就業費の不足、小企業組織、全國受負賃金の不統一等から遊ばして置くこともできず已むを得ず科した非衛生的な手工業が如何に多いことであらうか。財界の不況が原因する現在に於てはことに甚だしい。私はここでも作業種目の確立を俟つて全國作業賃金の平均を實現すべきであると思ふ。官用主義の合理的統制による作業種目の確立と製産品の標準化規格統一が實行され、生産組織を機械力による分業化するときは必ずしもアダムスミスの分業論に例證したピン製作の驚異的數字によらずとも、刑務作業は現在の四倍の収入を擧げることが可能であると思ふ。私はいま試みに一般市價製品の内でも割合に簡単に價格に及ぼす勞銀の比の見易い指物工に例をとつてみる。普通は賃金の約四倍が賣價に相當する。例へば算筒製作に於て木取り及鉋掛を機械力により仕上を分業にする場合は

木取りから仕上迄機械力によらず一個人でするときは

(1日賃金)(日數) (材料代) (原價)(賃價)
 $2 \text{圓} 50 \text{錢} \times 6 = 15 \text{圓} + 23 \text{圓} = 38 \text{圓} = 45 \text{圓}$

となり賣價に於て五圓高價になる。故に前者は……となり賃金は上昇する。比較的分業制度の應用し難い算筒製作に於てさへこの比をみるのである。然かも分業制度によらざる指物職人は普通五六年間は徒弟としての技術の習熟を必要とするものであるから、刑務作業に於ては如何に賃金の低率を保持しても、訓練の過程上賃金の低率を抹消する程の人工がかゝり、分業による技術の單純化を計らざる限りは一般市價よりも不利な情勢に置かれるのである。故に賃金率及生産原價が低下し能率の上昇する分業制度が利潤の多い企業方法だといふことになる。一般市價に於ては半分業による製品は賃金の四倍が平準賣價に相當し、分業制度と生産順序を巧に流動化した製品になればなる程、賃金に對する賣價の平均率が五倍六倍と累増し反對に一人當り賃金は上昇するのである。故に作業が合理的であるか乍うかは一人當りの賃金の指數をみるのが早見であると思ふ。昭和二年度に於ける官司作業委託作業の収入高の計は四百九萬圓であるから、これより就業

費二百九十萬圓を控除するときは右による實際の収入高は百十九萬圓になる。而して一日平均收容人員三萬七千人として一月の働き日數を二十五日とするときは、一年の延人員一千一百萬人餘となる。これを作業總収入高(受負作業を含む)六百五十萬圓の内より就業費二百九十萬圓を控除するときは、殘額三百六十萬圓となるから一人當り平均賃金三十二錢餘となる。この一般賃金に比し一人當り賃金の豫想外なる低率は、作業の合理化によりて尠く共倍加し得るものと信ずる。故に

(倍加1人當り賃金)(延人員)
 $64 \text{錢} \times 1100000 = 704 \text{萬圓}$
 $704 \text{萬圓} \times 4 = 2816 \text{萬圓}$
 ……市價標準による豫想収入高

となる私の考へである。分業制度は主として機械力によるが妥當であるが、生産過程として機械力を應用し得ざる自然作業としての分業が生ずるものである。自然作業といふものは其の可能の度を寧ろ限定し従つて發達の絶對量及増進率を減少するものである。就業者を自然作業の儘に放任するときは身心の緊張を欠き、作業の教化的價値を附與することが出来難い。こゝに於てか科程の必要を認めるのであるがその標準には寛嚴の問題が伴ひ勝ちである。作業合理化

の本領は人間労働の生産性を可及に高める爲めに悉ゆる計畫、技術、労働意欲及組織的手段を合理的に使用することであるから、私は科程の設定に付ては收容者を關與せしめたいと思ふ。業種別に收容者の内より一名の代表者を選定しその意見を参酌し決定する。代表者の意見は業種による收容者全体の意思表示と見做すのである。これは同一業種でも製品の種類内容の細別の多い作業には特に必要であると思ふ。その他收容者を或る程度迄作業企畫に參與せしむるには、作業上改良能率の増進となるべき事項を表白せしめ、採用すべきものは採用し表彰の方法を講ずるのである。これは研究心と共助心とを涵養し合理化上効果を齎すこと、信ずる。次には前にも述べた座業の手工業例へば手漉網、莫大小の爪藤の如きであるが斯くの如き作業は退嬰的で座する習慣、即ち不活潑な動作を養成し作業意欲も増進し難い。これを醫學上より見るも收容者に最も多い胃腸の疾患を私は試みに昭和四年度（札幌刑務所本所）の業種別延人員にみるに莫大小工六九名で一位、手漉網工三〇名で二位を占めてゐる。これを他の合理的な活潑な作業に就けたならば叙上の罹病率は遙に減少し衛生上好結果をみることに、確信す

る。次は無駄排除であるがこれを積極的と消極的の二方面から觀察することが出来る。いま迄述べてきたことは主として能率の増進生産増加によつて生産品の經費負擔率を軽減せしむるのであるから積極的無駄排除である。消極的には浪費の節約によつて總ての無駄を省くことである。この浪費無駄は材料の購入工業設備、就業者配置、労働動作、機械の遊び、全面的事務等に微細なる調査、即ち工場管理の研究を行ふときは各種莫大の浪費、重複無駄の存するのを發見することが出来る。これ等を節約し防止する研究も工場管理の合理化であり、必然生産原價低下の一助をなすものである。要するに作業の合理化は最少の經費で速く良く廉く大量に生産し、殊に刑務作業としては常に販路の確定したものであるべきである。その爲めの源泉として統制、管理、研究、指導、機關として委員會を置き、計畫と就業者と機械と時間とが恰も無駄なき健康者の一舉手一投足の如く連絡流動化すべきである。最後に作業職員は全部私服にすべきであると思ふ。官民共に應接事務の上の心證から作業上に有利な結果を齎すことに、信ずる。

豊多摩刑務所 小室 利市

一、緒論

刑罰思想が復讐應報の觀念から目的主義即ち改善主義の觀念にと推移したことは行刑思想の上にも大なるエポックを劃するに至つたのである。往時は自由刑に於ける所謂定役の、觀念は單に懲苦と云ふ只一つの消極的作用のみであつた。然るに千五百五十年英京ブライドウェルに勞役場が設けられて授職に依つて再犯を防止しようとする觀念が基調され、更に千五百九十五年にはオランダのアムステルダム刑務所の設置と共に刑務作業が施設され、越えて千五百九十八年には同所女刑務所が建てられて紡績工が課せられた。次第に斯る風潮は作業價値の認識を明確ならしめ、其の後ジョンハワード氏出で、行刑改良運動の上に實に雷撃の如き衝動を與へ行刑に於ける勞働の重要性を價値づけたことは、近代行刑の指針となつて之が刑務作業の發展を躍進せしめたのである。そして拘禁制度の代表的な累進制度に於ても作業精勵の段階的要求を爲して、以て之を處遇の上に表顯し結論を社會

順應性に置いてゐる。刑務作業が行刑の教育的効果を實現する重要な役割を保有してゐることは謂ふ迄も無いことである。由來犯罪人の多くは生業の嫌忌者であり怠惰の悪性深きを常とする一般的傾向あるは争はれぬ事實であつて、受刑者の一大缺點と云ふべきであらう。此等ものを社會生活の適格者に仕立て、ゆくに勞作教育の要があり之が擴充が要求されるのであるから、刑務作業は徹頭徹尾この目的の上に基調すべきであつて、所謂作業合理化の問題もこの根本精神を基礎に論究されるべきものである。今や文化の進展と共に一般社會の經濟状態は次第に複雑化し危機を孕んで街頭に溢る、失業者は三十五萬と云ふ驚くべき數を示してゐる。斯る生活戰の眞只中に刑務所より釋放さるゝ彼等は果して勞働の確信力を持つてゐるであらうか。釋放後の生活の樹立は彼等の挽きざる勞働によつてのみ保證されるのである。刑務作業は其等の社會生活に於ける勞働確信力の養成に重點を置き施設經營管理をすべきは勿論であるが、一面國家の生産機關として存在する以上、延ひて國家財政の上に大な

る影響を與ふるものであるから經濟的の立場を考慮し現在の刑務作業の組織制度並に管理等の缺點無駄を排除して經營合理化に依つて、現況の作業不振を更生發展に導くことは緊急の急務であつて民間の企業組織及び機械力應用の産業合理化組織と異りたる不生産的の經營管理方法を打破して、根本的に改革してゆくべきことは吾等行刑官の使命であり任務であらねばならぬ。

二、刑務作業の現況と經營の合理化

凡そ刑務作業の根本方針を確立すると共に之が組織經營管理の改善は、合理化問題を解決する先決問題であるが、上述の如く特殊の目的及性質を具有してゐるので一般民間企業組織と同一の方法を以て經營管理し難き事情の下にあつて、之が經營に付ては實際上困難の點が尠くない。だが刑務所豫算と相償はざる作業の經營は國の財政を無視し經濟生活の本義にも背反し教訓上に於ても安當で無い。されば、現在の經營方法を改め先づ機械化作業の施設普及と勞働力の有効使用と生産消費の權衡を計つて、之が販路を開する販賣政策等の具體方法を講じてゆく事は合理化の重要なところの要求である。そもそも合理化の問題は歐洲大戰後ドイツが戰禍に依つて産

業の復興を焦慮し、アメリカの産業組織を範として自國の經濟難局を開すべく研究し、近代産業の繁榮は合理化にあることを發見したるに由來したので、同一犠牲を拂つてより多くの効果を擧ぐるにあることは云ふ迄も無い。そこで先づ、刑務作業の合理化問題を述ぶる前に不振の原因を探究し且つ民間企業經營と對比し困難なる點を列擧すれば左記の通りである。

一、限られたる豫算の範圍に於て經營を余儀なくされ

資本が固定し資金の運用困難なること。

二、一般社會の企業は經濟的事情即ち經濟界の變動恐慌等の場合、企業不振に陥りたる際生産過剩等の爲に必要的に資金の減額を行ひ或は職工の解雇等を爲して經營の消極的維持に努め得るも、刑務作業に於ては之をなし得ざるのみならず賃金（賞與工錢）の減額が出来難きこと。

三、刑期に支配され殊に六ヶ月未滿は技術の發展向上を期し難く、到底刑務所内部に於ける各部門の熟練職に迄仕上げる事が不能であつて、必然的に生産品の品質劣悪を招致し、其他素品の亂用、操作の不熟より起る機械の破損、操業時間の無駄を生じ經濟上に大なる損失を來すこと。

四、拘禁上の原則に依り入所の數ヶ月は晝夜獨居に收容せらるゝ結果、其の間作業價值の乏しき非生産的の作業に従事する結果利益僅少なること。

五、年齢の不平等、技術及經驗のあるものは少なきことと及能力に於て著しき差あること。

概ね右の原因に止まるが其他の原因も少くないが拘禁と云ふ立場から如何とも爲し難いものであつて、要はそれ等の點を合理化しそこに經營管理の適切を計るべきである。

三、經營方針の確立と組織

合理化經營は之を消極的組織より積極的組織に且つ作業經營の大方針を確立して、それを基礎に施設施工せらるべきであつて概ね左の條項を基本とせねばならない。

イ、都市刑務作業は大量生産を目的とするところの機械作業の應用化を計り、必然的に施設主要作業の單一化を實行し且つ大工場作業組織とすること。

ロ、地方の刑務作業は努めて土地産業を採り入れ之が特色の發揮に努め、小企業組織として各種の作業を施設し經營すること。

ハ、現在の作業業種中社會の實狀に照し經濟的立場よ

り實利主義に背反するものは之を廢止すること、

ニ、刑務作業の經營管理に關する統制機關を設けること。

ホ、官司業を本位とし官用主義の普及徹底を計ること。

ヘ、生産の増進を計ると共に之が消費の合理化を行ひ販賣政策を確立して、販路の擴張に努め且つ適當なる保護政策を採ること。

都市刑務所にありては現今數十の主要作業が施設され實際上收容者が社會生活場裡に應用し難きもの、或は經營上の便宜に出でたるものが尠くないので、明に彼等釋放後の經濟的目的を疎外することになるのである。爰に於て都市刑務所の主要作業を單一化して例へば、甲の刑務所は印刷工を、乙刑務所は指物木工、丙刑務所は何々々と云ふやうに限局し、大量生産機構の下に施設經營するならば規格の統一も計られ、優秀なる生産を爲し且つ之を安價に供給することが出来るのであつて、地方と異なり生産品の需要範圍に付ても又消費の増大性も企圖されるのであるが故に、決して生産と消費即ち購買力との權衡を失ふやうなことは少ないのである。尙ほ之を人的方面から考察しても地的關係に於て都市刑務所の受刑者は

多く都市の住民であり、又斯る所の地に於て労働するものが多いのであつて、職業上の連絡等も計られることになり、行刑作業の本領に適合するであらう。今や都市刑務所作業が家内手工業の舊套より漸次に電力其他の精巧なる機械力の應用に依る大量生産經營組織にと變遷する、ことは自然の趨勢と云ふべきである。されど合理化に於て著しく生産の膨脹を來し且つ實生産は其の能力を充分に發揮することを得べきも、一般産業と均しく一定の投資額に配屬する労働者の數を減ずることになる。だが刑務作業を合理化した場合と雖労働力の過剰は之を按排し得る便法があつて、所謂主要作業の單一化に依る過剰労働は補足的の數種作業をば施設してそれに分配すべきである。それには、勿論年齢とそして能力技能に於ての劣等なるものか又は拘禁處遇上の特殊条件下にあるものを就かしむべきであらう。凡そ大量生産組織は需要の増進を前提とせねばならぬ故、刑務作業の都市經營上に於ては特に生産と大衆との購買力の均衡を保たしむるを必要とするを以て特に官公衙、公共團體兵營等の需要を對象とすべきは勿論であつて、市場を攪せしむる虞れなき限り競賣會、製作品即賣會或は月賦販賣法を行ひ販賣方法の合理化を行ふことが生産及消費の合理化と共に

に斯業發展の要素と云ふべきである。想ふに都市刑務作業の機械化即ち科學的經營法は生産能率の増進が期待され品質の精巧生産費の安價となり、成工品も現在より遙に低廉になつてゆくことは疑なき事實であつて、市場より高價なる製品を供給するが如きことなく刑務作業の發展と社會的信用を高むることが出来るのである。されど地方刑務作業にあつては矢張り地方に於ての産業を可能範圍に取り入れ、生産に伴ふ消費力を考慮し殊に特産物等の製作に就ては經驗技術の特に優秀なる技術者をして嶄新なる工夫意匠の研究に努め、民衆に對比し商品價値を失はしめざるやうにすべきであつて、大量生産組織の不可なることは云ふ迄も無い。叙上に於て組織經營の合理化を述べたが消費の合理化方法として官用主義の普及と徹底を期せねばならぬ。各官廳の用品製作、修理は官廳の用品製作修理は官廳同一體の性質上刑務作業を以て製作等の獎勵をなすことが頗る妥當であつて、將來之が進展に努力すべきことは云ふ迄もないが、從來は多く小規模の作業經營主義の結果として製品の不統一及劣悪を來し、或は價額高價に過ぎ、或は急造の至難、注文者よりの要求に對する不満足等あつて著しき躍進を見出し難かりしも畢竟大量生産組織に依らざりし結果と云ふべ

く、右の各種の缺陷は合理化組織にのみによつて可能だと云へやう。

四、統制管理機關の設置と合理化の具體的問題

合理化問題は重點を經營管理に置くべきであつて作業方針の確立、組織經營の合理化に依つて成果を收むることが出来るのであるが、それには労働條件の改善も必要とされ労働力に對する國家的保全が要求され殊に、統制管理機關の急設を叫ばずには居られないことになる。合理化の具體的問題として行刑局に作業管理課を置く、作業の施設經營、原料の購入製品の販賣、價格の標準化等の統制管理に任せしむるのであつて單一なる全國刑務作業の統制主體とし、尙ほ刑務作業の經營の實況を調査し生産品の品種改良、發明考案の審査作業訓練の適正等を視察し斯業の研究能率の増進を計る爲め管理課に刑務作業官を置き數名の作業技師の優秀なるものを選抜し、其の許に刑務作業官補若干人を置きて夫れ／＼全國刑務所の作業をして、より能率的に、より合理的に向上發展せしむべきことは急務たるを失はない。尙ほ刑務所に於ける作業技師技手は作業管理課の長並に刑務作業官の指揮

命令を受けるのであつて、技術上の知見を博め技術を練磨して工法の改善及び製作上に工夫案出等の能動的研究を加へ、技術教育を彼等受刑者に確實に及ぼさねばならない。故に經驗力量等に於て充分なる作業技術官の人員が必要とされるのである。

五、労働諸條件の改善

經營管理の合理化と共に就業者の作業上に於ける諸條件の改善は重要な急切問題であらう。作業の純能率化の實現は彼等の他動的及び機械的、そして無責任なる就業心理の矯正と打破にあるので、労働に依る愉快感の喚起と労働意欲の向上が計られぬ限り労働者の各個の質的向上は困難であつて、工夫考察もなく勿論製品の精彩も現はれず恰も一眼の生命を失ひたる製作に終るのであらう。そこに刑務官の精神的作用が要求される。だが而しそれと共に慾望の物質的満足が必要である。勿論刑務作業は強制作業であるが故に就業義務の絶対性が伴つてゐる。而し之を民間労働者と同一の下に對照は出来ない。されど労働力に對する保全が國家的に認められねばならぬと思ふ。眞に彼等をして撓まざる労働に依つてその價値と神聖とを認識せしむるには全幅の労働に對し効果の

相當性を確認することが必要である。その意味に於て現行作業賞與金制度が果して其の原則に恰合さるるであらうか、又之に關聯して計算高の制限が妥當なるや。爰にその是非を論ずることを避け私見として左の如く改める必要があると思ふ。監獄法施行規則第七十條第一項の入監シタル翌月ヨリ五月ヲ經過セザルモノ、を二月を經過セザルモノに改むるのであつて、要するに作業賞與金の性質が恩惠的にあるを以て之を均霑せしむるとは寧ろ當然のこと、云ふべきである。同時に又計算局も現行の月十圓以内を三十圓以内として勞働力に對する効果の相當性を確認し、勞働價值を認識せしめ能動的、意識的なる作業を営ましむることは作業科程及勞働時間の問題と共に合理化に於ける人的方面の重要な論點である。

四、結 論

想ふに刑務作業が行刑の重要素であることは云ふ迄も無いが、如何にして之が教育目的を達し、又國の生産機關としての經濟的任務を遂行すべきかデリケートな問題である。だが教育目的も畢竟するところ社會經濟生活への復歸であつて合理的なる作業經營の中に勞働力の擴充が期待されるのであるから、刑務作業に於ては特に此の

點に深甚の考慮を拂ふべきであらう。今や經濟的不況に依る事業不振はますます企業集中主義に係る機械化作業の興起となり、産業合理化運動は今や最高調に達してゐるとき、又刑務作業も重大なる岐路に立ち合理化の急切を叫ぶるゝに至つたことは寧ろ當然の事たるや明かである。故に刑務作業行詰りの打開は兎に角機械力應用の必要と擴張であつて先づ都市刑務所の大量生産組織を實現するにある。叙述の如く生産費の低下、勞働力の節約、製作品の廉價、規格の統一は斯る組織の下に可能であつて、製品が生産より消費者に互る至路も簡單であり普遍的である點は、消費者の上に多くの便宜を與へるのである。そこで生産の技術的、組織的方面の實行と共に消費の合理化及び販賣方法の合理化と相俟つてゆくところ初めて合理化の目的を實現することが出来るのであつて、斯の官用主義の普及徹底も合理化組織に依り一層實行可能となり且つ充分なる成果を收むることが出来るのである。尙ほ管理統制機關の設置に付て前章に略説し急務を提唱したが、須らく刑務作業の充實を期し發展をはかるに於ては經營上の管理機關が合理化の一形式として是認されねばならぬ。其他製作上に於ける刑務所間の共助方法並に都市刑務所に作業上の實力を養成するために、受

刑者作業訓練所を設くる等何れも合理化の一方法であつて、就業に際し適性検査を行ひ各個の能力を調査して適能を適所に使用することは、科學的經營法の急務と共に人的方面に於て考慮さるべき問題である。之を要するに

青森刑務所

小 泉 泰 衛

不景氣が深刻化し失業者が街頭に溢るゝ現状から産業合理化に對する國論は今や其のクライマックスに達してゐる。政府はさきに多年の懸案たる金解禁を實施したが、その後の襲來せる深刻なる不景氣の打開策として眞つ先に産業合理化を唱導しなければならなかつた。そして産業合理局なる行政機關まで新設してこの運動に拍車をかけつゝあるのである。

そこで國家が産業合理化に専心し、組織の改善經營の單純化、製品の標準化、事業の統一化等によつて無駄を省き手違を防ぎ、依つて以つて産業を向上増進せしめ、國勢を一新して國運の發展に新生面を開かんとする運動の、勃然として起つて來たのは誠に當然過ぎる程當然の成行であると謂はねばならぬ。故に産業合理化は敢て供

刑務作業の合理化は經營管理の問題が眼目であつて生産消費販賣の調和權衡に依つて初めて効果を收むることが出来るのである。

給者と云はず需要者と云はず國民全体の眞劍なる研究と實行とが期せられねばならない問題であつて決して忽緒に付すべきではない。茲に刑務作業が一つの生産機關として、而かも早晚何れも社會に復歸して合理化せられたる自由作業に就くべき人を訓練する刑務所が、自由作業と同じ状態で行かねばならぬ事は當然の結果であらねばならぬ。

刑務作業の合理化は如何にせば行刑本來の目的に背馳する事なく、そしてよりよき經濟上の成績を收め得るかにあるので一般社會のそれと同日に論じ難い已むない點もある。而して之を説述するの順序として當初(一)刑務作業の目的を明にし(二)作業の賦課上に於ける適性検査(三)職員一致協力と監督、指導の精神(四)作業

時間と科程(五)作業の施行方法(六)生産品の標準化
 (七)工場生活の意義と信念(八)販賣方法の改善と漸
 次歩を移し結論として作業の奨励策に論及せんとするも
 のである。

(一) 刑務作業の目的 自由刑は教育であると云ふ
 定義は今更問題にするまでもない。そして自ら汗して
 食し得る人を作る教育に在ると云ふ事も何等疑ふべき余
 地がない。犯罪の原因は多くは怠惰放任にして、一定の
 職業を有せざるに基因するものである。故に彼等受刑者
 を強制的労働に馴致せしめ、勤勉の良習を養ふと同時に
 一定の職を授け、釋放後累犯に陥るべき素因を除かんと
 するにある。之によつて得たる収入を國庫の所得とする
 と云ふ作業は一舉兩得の策と謂はねばならぬ。

刑務作業も亦他の自由企業に劣らない方法に出で、收
 入の増加を計らねばならないが、収入にのみ重點を置いて
 訓練を等閑に付する事は許さるべきではない。よつて
 受刑者に適當なる訓練を施し根柢のある作業智識を施さ
 ねばならね併しながら受刑者が國家の費用を以つて晏然
 飽食すべきでないことも亦勿論である。之を經濟的に
 觀察する作業の目的は、犯人自らの働くところにより行
 刑費の一部をも補償するにあらねばならぬ。換言すれば

ると云ふ事は到底望むべからざる所なるが、其間彼は按
 配して能く個人的事情に基き之れに適應した所の作業を
 賦課すべきである。

(三) 職員一致協力と監督指導の精神 如何に設備
 が完全し、如何に理想的な制度であつても、之れを運用
 するに當つて其の人を得なかつたならば眞の効果は上ら
 ないものである。私は作業の合理化を實現する場合に、

之れが經營の衝に當る人を得るにありと云ふことは制度
 組織の改善と共に併行して重要視するものである。刑務
 所が自ら其の經營を維持し得る爲めには先づ以つて單り
 作業主任並に作業係りの職員にのみ之れをまかすべきで
 はない。刑務作業は刑務所全体の作業であるが故に職員
 一致舉つて甚大の力を是れに傾注して作業の振興を圖ら
 ねばならぬのである。保健技師は特に衛生思想の充實を
 はかり、之れによる疾患を除去して一人の休養患者を出
 さぬ様に努め、教誨師は労働は神聖なりとの原理を題材
 としたる教誨教育を施し、以つて労働の眞價を精神的に
 注入し工場擔當者は作業の實施に付巨細の注意を拂つて
 機械の損傷をなからしめ、終始緊張したる精神を以つて
 犯則を未然に防止し、作業技手と一致協力指導誘掖の任
 に當つて能率の増進を計らねばならない。

刑務所の自給自足は作業の經濟的目的でなければならぬ
 い。少くとも作業が自給自足によつて成るべく國費の支
 出を軽減せねばならぬと云ふ趣旨に立つて居ることは、
 作業を賦課するに際して經濟を斟酌しなければならぬと
 規定せることによつて明かである。其の目的を達するに
 急にして受刑者の衛生健康の保全を閑却してはならぬ
 い。

(二) 作業の賦課上に於ける適性検査 監獄法第二
 十四條には賦課の標準として受刑者の刑期健康技能職業
 將來の生計等を斟酌すべき事を規定してある。此の賦課
 の標準の運用宜敷を得て刑務作業が合理化せられるもの
 だと信ずるものである。其の目的を達するには先づ個性
 を觀察することが必要である。殊に彼等の技能及職業を
 能く精査して之れに賦課する業種の選定を誤らぬ様にす
 る爲めに精密なる身体及び精神の科學的検査を行ひ、適
 材を適所に利用せねばならない。他面に於て受刑者の職
 業將來の生計に對する希望をも參酌して之れを決定すべ
 きである。元來作業に對する労働の適應は人の天稟に俟
 つもの甚だ多く、職業如何を問はず各人悉く之れに適應
 せしめんとするは抑も難事なりと云はねばならない。行
 刑は集團處遇を前提とするが故に各人各様の業種を授け

作業係りの職員が事務室に只納つて居つては作業の發
 展は出来ない。刑務所で何が出来るか價格が何程か知ら
 ずに居る人々が數々ある。何事も積極的に活動せねばな
 らぬと思ふ。あまり役人振らずに商人式の頭であること
 が肝要ではあるまいか。特に作品に興味を有し市中一般
 の嗜好如何を察知して、同時に作品の趣向意匠並に其賣
 價等に就いて精通する所がなければならぬ。

(四) 作業時間と科程 作業時間につきまづ考慮す
 べき點は、これを民間の労働時間と一致せしめ、しから
 ずとするも類似せしむるの必要ありやの問題である。近
 時労働運動が世界的の叫びとなり、彼の米國は既に早く
 八時間制を採用して居るのである。我國も之れが影響を
 受け労働時間短縮に關する運動が漸次盛んになつて参り
 つゝある。されど民間の労働時間を直に採用し來つて作
 業時間とするは妥當でないが、現在刑務所の作業時間で
 はあまりに長が過ぎて仕事に緊張味を欠いて居るかの様
 に見受けられるのみならず労働時間八時間制を採用せん
 とする今日の社會現狀に於て、刑務所作業時間の十二時
 間半制とは如何にも時勢に逆行するかの如くに見ゆるの
 である。元より自分が作業時間の短縮に就いては別段科
 學的根據等がある譯ではなく八時間労働の原則を直ちに

取り入れる事も生活状態を異にする刑務所の拘禁者に採用するの不可なる事も認め得ぬでもないが、十時間制位にして彼等に修養上の餘裕を興へると共に、終始緊張したる精神を以つて能率の増進に熱中せしめると云ふ所以に外ならないのである。

作業科程は作業上最も重要な事項に屬するを以つて之れを定むるに當つて最も慎重なる注意を以つてせねばならない。作業科程の高きに失するところに受刑者の労働嫌悪の結果を生じ、標準低きに過ぐるところに受刑者の怠惰と高慢とを呼ぶべく、ともに刑務作業の目的に背くものといはねばならぬ。斯の如き重要性のある科程を定むるには一聲社會の専門的労働者がその作業種目につき働き得る仕事の量と、之れに要する必然的時間等を科學的に研究して決定に誤りなき様にせねばならぬ。又全國的に科程の統一と云ふ事も必要である。

(五) 作業の施行方法 作業の施行方法は官司業委託業受負業の三つに分れて居る以上、三箇の作業方法に於て何れを重とし何れを輕としなければならぬかに就いて、通説として官司業を第一位に置き委託業之れに次がねばならぬとされてゐる。何んとなれば教育が徹底して行ひ得るからである。併しながら實行の方面に於て官司

あると云ふ事が出来やう。見本贈呈の自由や外交費の支出なども出来得ないから逆も社會の企業家とは太刀打が出来ない。又資本關係にも遺憾の點が多い、それは會計法規の束縛である。刑務所の収入が其の都度國庫へ納入せねばならぬが、民間の企業者は資本の運轉が幾回となし繰返されるから利益も多いのである。之れなどは刑務作業經營の主なる困難であるが、之れとても經營方法の宜敷を得たらば決して悲觀すべき事からでもないのである。

(七) 生産品の標準化 機械が利用されて作業を経営するの結果は、勢ひ其の製品の型や品質が一定して來るのは止むを得ないことで、之れがため標準品を作つて其の型に向つて各製品の統一を圖ることが能率の増進を向上せしめ、又作業の聯絡上必要欠くべからざることである。生産品を標準づけることは常に能率を増進せしむるばかりでなく製品の品質を著しく改善するものは事實である。殊に官司業にありては販路の關係が極めて制限されて居るの結果、製品の規格は殆んど千變萬化して各製作品命令毎に其の意匠型状を異にするが如き状態であるので科程を定むるに由なく、斯の如きは素品と時間と勞力の浪費は實に夥しい。製品の規格は可成之れを一定

業を擴張するときには民間の事業と競争が起り民業を壓迫することになるから、その經營に付いては私人企業との競争を避けねばならぬ。それに伴ひ就業費を多額に要することになるのでむしろ就業費を注文者に於て負擔するところの委託業に依るべきだとされて居る。理想としては刑務作業は官司業を主としてその他の作業を従として經營せねばならぬ。成るべく一私人の受負業を減縮するの方針を取り、之れに代ふるに官用主義を以つてし官廳又は公共團體に於て需用する所の物品は努めて刑務作業の供給に仰がしめ、殊に軍需、學校、警察、遞信等に於て多量に要する所の物品は刑務所に於て製作するに適當のものなることは、常に民業壓迫の非難を防止するばかりでなく、國家經濟上より利することも亦尠くない。併し受負業を排斥することは今日の狀態に於ては許されない。何んとなれば受負業を廢止するとき一度經濟界の不況に遭遇する場合に於て課すべき定役を失ふに至るからである。

刑務所は民間の商工業家と違つて經濟事情に疎いから随分材料なども高く買はされる場合がある。今日の經濟戰では生産費の低いものが高いものより必らず勝つのだ。刑務所の生産費の高低は一つに材料の購入の如何に

し、所謂作業の賦課の目的に副ふやうにもしなければならぬ。
(七) 工場生活の意義と信念 私は工場生活の意義を高調したい。現今社會一般の生産事業の工場を目撃するに、何れも緊張したる精神を以つて能率の増進に全力を傾け盡して、恰かも戰地勤務に服するかの觀がある。工場を戰場と心得るも妙だが、どうも刑務所の作業場には一般に仕事に熱がなく生氣が欠けて居る様に想はれる。たまたま眞面目に働いて居るものがあつても其れは單に機械的に仕事繰返されて居るに過ぎない、これには彼等の通幣とも見るべき怠惰性即作業嫌厭の固疾を治療せなければならぬ。先づ彼等受刑者に外科的に作業を強制して趣味を持たしむると共に内科的に作業する所以を教誨教育に俟たねばならぬ。受刑者の眞に自覺を促し何事を爲すにも機械的でなく頭腦を働かす實行的の人物たらしむるやうに導くことにあらねばならぬ。要は生産本來の目的に立脚して工場生活に崇高なる道念を捧持せしめねばならぬ。
(八) 販賣方法の改善 刑務所は社會一般の人の容易に近づき難い所でもあり又市街から遠い所に位置してゐる。如何に忠實な購買者でも車馬賃を費して刑務所へ

態々買ひに来る人もないのが普通である。近來刑務所も漸く街頭に進出して即賣會を開いて宣傳して相當好成绩を収めて居る様であるが、なほ竿頭一步を進めて都市の適當の場所へ販賣陳列所を設け一般大衆へ呼びかけて刑務作業の宣傳をせねばならぬ。是等によつて刑務作業は如何なるものか、又如何程の精巧品を製作し得るかを紹介すると共に、刑務所が懲戒主義を捨て感化主義を充實して居る事を知らしめ、間接に釋放者保護に資し釋放者を社會が好感を以つて迎へて呉れる様種々なる宣傳を爲すものである。

私は刑務作業の生産を増加するための奨励策として、恩惠的給與の作業賞與金を賃金制度に改正して、勞働に對する報酬として當然貰へる様にする事、及び科程了以上の者に自辨購食を許すと謂ふ此の二つの問題を提唱して結論とする。

(イ) 作業賞與金 現行給與の作業賞與金に對する彼等受刑者の思念は改悛に基きたるものは格別なるも、未だ反省歸善の念發起せざるものに至つては賞與金の如きは殆んど眼中に措かざる傾向がある。殊に無事釋放の出来るか否かを危ぶまるゝ長期刑のものに至つては一層然るを視らるゝのであるのみならず、既得の賞與金とて

も必らずしも全部給與せらるゝものと断定出來難いので何時如何なる犯行に依つて賞與金の一部を削減せらるゝやも計りがたきを以つて、彼等の恩惠的給與の作業賞與金に對する思念は案外冷淡であつて、此の立場より考察すれば無理からぬことでそれが當然貰ふべき權利が附與されていなければならぬと謂へやう、刑務作業がたとひ公法上の強制勞働なりと雖も其の性質は全く自由勞働と異なるところがないから、作業賞與金も自ら勞働提供に對する反對給付であると考へなければならぬ、何んとなれば職業訓練にせよその本分が勞働趣味の涵養經濟社會の一員を養成する以上、勞務提供と報酬との比例を知得せしむる事はその一要素でなければならぬ。そして又家族を扶助するために仕送らしめたならば改善に資する所大なるものがあるであらう。

(ロ) 科程了以上の者に對して自辨購食の許可は現在の糧食に對して營養價値の不足を難んずるものではない。科程終了者に對しては作業督勵方法として毎月一回乃至三回位の範圍にて金額は拾錢限度に止めて彼等を左右するに最も力のある食物、餅又はパン、卵、果物(増菜の如きは力が足らない)の如きものを刑務所外より自辨購食することを得せしむるに於ては、強き督勵に

待たずとも同心協力一意専心毎月購食日の來るを樂みに奮勵努力すると云ふ事は、種々なる彼等の立場より考察して作業の督勵方法として正しく合理的の方法であるまいか。

人間は誰でも生活を支へんと欲すればこそ従業するのである。然るに其の勤務に對して猶生活が保證されない場合があれば不正と怠惰と胡麻化しが行はれることは避

勞働 富井生

命令せらるゝから、食はねばならぬから、給料もらふからしやうことなしにするといふ勤勞は、神聖な勞働ではない。遊んでゐて食ひ潰す毒虫同然のものに比ぶれば、ずんと立派であるけれども……。

勞働は神聖なり！。しかり、その意味の勞働はわが手のはたらきが、わが足のはたらきが、世界の爲さねばならぬ、人類の營まねばならぬ、大切な必要な仕事の一部を満たすのであると、宇宙構成の責任を感じ、威重を自覺して、積極的の氣もちからはたらく勤勞こそ神聖であり、勤勞の本然なるものといはれる。

もとより、どんなはたらきにでも、その道の熟練も、研究も必要であり。はたらき得るために、相當の生活をなし得る

け難い現象である。勞働能力を搾取するばかりが合理化でない。従業者の修養とか休養とか慰安等のためには必要なる報酬と時間と設備とが與へられねばならぬと同じ様に、受刑者の優遇問題は合理化の一大手段でもあり、又結果として當然行はねばならぬ事と信するものである。

報酬も必要であることはいふまでもないが、本然的精神のつけた勤勞や、いかさまの商品としての勞働までも、大きな額にして流行にまかせて「神聖」の詞を濫用するのは許されないことである。

世界とわたしと一體相通だ。わたしが善ければ、世界が善くなる。世界が悪ければわたしも悪くなる。その關係はおそろしいことではあるが、しかしわたしには世界に奇與すべき何の善いことが有り得やう？。世界に羨はれながらわたしは世界を悪くすることばかり日夜を送つてゐる。勝手氣儘ばかりをいつて暮してゐる。終日終夜、憎む心と、争ふ心とをつゞけてゐる。全く獨々身中の虫である。

わたしは、そのわたしが不思議の力に攝護せられてゐることを信ずる。わたしは泣きだしたいほど勿寐なく感ずる。わたしは、わたしの勞働が神聖などは思はぬが、わしの一生涯は御恩報謝を忘れぬやうにと戒めてゐる。

法學志林

第三十三卷 第六號
昭和六年六月一日發行

- 人そのもの、物そのもの及び社會そのもの
- 開講の辭—法律の階級性と法律の理念……牧野英一
 - 英法に於ける海上運送貨の研究……小町谷操三
 - 犯罪の被害者に對する損害賠償問題……常盤敏一
 - 刑法と法治國思想……牧野英一
 - 智利に於ける行刑の改良……宮下嘉三郎
 - 法史瑣談……雨花子
 - 非理法權錄……
 - 新刊批評及思潮概観
 - 社會上學的法律史觀
 - 物禁心理學への寄與
 - 犯罪の社會的原因
 - アナトール・フランスの刑法思想
 - 調停法の消極的及び積極的意義
 - 判例 民事一九件 刑事一六件 行政五件
 - 歐文
 - 法の社會的機能に就いて(木村)
- 東京 法政大學發行

法曹會雜誌

第九卷 第六號
昭和六年六月一日發行
◆定價金五十錢◆

- △ 刑事賠償法上の三大疑問……平井彦三郎
 - △ 手續法違背を理由とする上告を論ず(三完)……溝淵孝雄
 - △ 確認訴訟の本質と公法上の法律關係(二完)……中川毅
 - △ 法廷警察權(一完)……下山四郎
 - △ 米國に於ける法律扶助會……池田寅二郎
 - △ 伊太利刑法改正の漁抄……清水鼎良
 - △ 自動車と交通事故の統計……池田克
 - △ テオドール・キツプ教授遺稿……森山武市郎
 - △ 刑の執行法典の編纂……三浦義一
 - △ 最近に於ける國際労働法及労働法……中村武
 - △ 一般に關する諸國文獻に就いて……
 - △ 陪審員のまちがひ……潮道佐
 - △ 明治裁判物語(二十七)……尾佐竹猛
 - △ 尾去澤銅山事件下)……
 - △ 西の國の裁判の話(二十七)……大森洪太
 - 或坊主殺しの話……
- 司法省構内
財團法人 法曹會
振替東京一五六七〇番

編輯餘録

□ 前號に於てわれらは嚙野行刑局長の行刑及保護に關する抱負の一端を掲げることが出来て洵にうれしかった。われらの編輯はどこまでも行刑教育主義の旗印で進み得ることがそれによつて許されたことになつたのである。

□ 民政黨の行刑制度改良案の理由としてわが行刑は徒らに歐米を模倣して居ると所斷した。しかし、われわれは歐米陶酔者ではない。歐米を批判しその長をとり短を捨てるところの純理派なることを自負するものである。

□ われらは刑務所の外廓にげん惑されて中味の囚人處遇の改良に手を引こうとする輩を笑ふものであ

る。靜かにながめよ。今日の囚人處遇にどこに歐米に模倣して惡をなした點があるか。刑務官諸君は世の批判に巍然たるべきである。

□ 本號は特に刑罰の本質に關する賞論を掲げることにしたのでまた讀者諸君からむつかしいといつて叱られるかも知れんが自由刑の本質に對し世論ごうごうたる今日だから刑政誌本来の使命のために特に忍んで頂きたい。その代り行刑小話は素樸的な文章ながら賞物語として諸君の批判の机上にのぼすに足るものだと思ふから少時投稿して見たい。

□ 懸賞論文の公表。刑務所長會同の開催。豊多摩刑務所落成式。第四回全國作業品評會開催。技術員製作品審査會。全國武道大會。行刑界も大奮闘期に直面しましたネエ……

昭和六年五月十八日夜
—あき羅—

| 定價表 | |
|---|--------|
| 一冊(稅共) | 金二十五錢 |
| 六冊(稅共) | 金一圓五十錢 |
| 十二冊(稅共) | 金三圓 |
| 廣告料 | |
| 第一等一頁 | 金五十圓 |
| 第二等一頁 | 金四十圓 |
| 第三等一頁 | 金三十圓 |
| 註文規定 | |
| ●御註文は總て前金のこと | |
| ●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし | |
| ●口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること | |
| ●御註文の際は必ず送附先明記のこと従つて轉居の際は舊住所を御届下されたし。 | |

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和六年五月二十八日印刷納本
昭和六年六月一日發行

編輯兼 住江 敬義
東京市麴町區西口比谷町一番地

印刷所 竹田 益平
東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅三三四番地

印刷所 刑務協會印刷部
東京市麴町區西口比谷町一番地

發行所 刑務協會
電話銀座 二三三四、三八二五番
振替口座 東京二五〇五九番

44^e Année n° 6

Jun 1931

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Masaki, A. — Des problèmes fondamentaux de la réforme de la loi concernant l'exécution des peines.

Ogonuki, S. — La condamnation conditionnelle et le principe d'opportunité considérés de la nature de la peine.

Yoshimasu, S. — Études psychologique et psychiatrique des incorrigibles.

Mouvement des idées à l'étranger :

W. Lane, The Illinois prison riots; F. Tannenbaum, The community that Osborne built.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice

Tokio